

総務市民委員会記録

日 時	令和6年9月25日（水）	午前10時00分～午後11時01分 午前11時11分～午後0時01分 午後0時59分～午後2時08分 午後2時20分～午後2時59分 午後3時09分～午後4時21分 午後4時28分～午後6時19分
場 所	第2・第3委員会室	
出席委員	◎小川百合子 ○内田 博紀 塚本竜太郎 永山 智仁 福元 愛 矢澤 英雄 山田 一一 若狭 朋広 渡部 和子	
委員外出席者	末永 康文 平野 光一 渡辺 裕二	
欠席議員	なし	
説明のため出席した者	副市長（染谷康則） 危機管理部長（熊井輝夫）次長兼防災安全課長（長妻克典） 危機管理政策課長（五津和則） 総務部長（鈴木 実）次長兼技術管理課長（伊藤公之） 人事課長（伊藤正則）給与厚生室長（清水純子） 資産管理課長（山岡康宏） 企画部長（小島利夫）共生・交流推進センター所長（佐伯淳史） DX推進課長（畝山英晴） 財政部長（中山浩二）次長兼市民税課長（石田清） 財政課長（清水雅晴）収納課長（渡辺澄江） 広報部長（稲荷田修一）広報広聴課長（真田理江） 市民生活部長（永塚洋一）次長兼市民活動支援課長（橋爪良洋） 市民課長（阿部信行）消費生活センター所長（高田尚子） 市民活動支援課副参事（土屋政人） 会計管理者兼会計課長（荒巻幸男） 消防局長（本田鉄二）参事兼企画総務課長（長田裕二） 参事兼消防団課長（島田秀司）参事兼警防課長（木村 厚） 救急課長（鞍橋 隆）指揮統制課長（吉田哲也） 選挙管理委員会事務局長（関野昌幸） こども福祉課長（恒岡真由美） 営繕管理課長（野口 裕） 次長兼庶務課長（藤田一郎太） その他関係職員	

午前 10 時開会

○委員長 ただいまから総務市民委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お手元に配付した審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。

なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後1件ずつ行います。

委員長から執行部にお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れのないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨を発言してください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際の打鍵音に注意していただくようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とならないよう御注意願います。また、今回は審査が長時間に及ぶことが予想されます。細かい数字の確認については最小限にとどめていただく等、審査の効率化に努めていただきますようお願いいたします。

○委員長 これから議案の審査に入りますが、決算報告書の訂正について執行部から発言を求められておりますので、これを許したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、報告をお願いします。

○**財政部長** それでは、質疑に先立ちまして昨日各委員にLINEワークスによりましてお知らせさせていただきました令和5年度決算報告書の誤りにつきまして御報告いたします。

該当の箇所は、決算報告書の17ページでございます。当該ページでは、グラフ上の数値に係ります単位を億円と示している中で表記しております数値の桁に誤りがございました。1桁小さくなっております。具体的には、例えば上段の一般会計歳入における令和5年度の総額が158.2億となっておりますが、正しくは1,582億でございます。資料につきましては、後日正式な訂正の手続を経まして、通知文によりまして連絡をさせていただきます。現時点では、桁の区切り点を除いた状態でお読替えの上、御対応いただきますようお願いいたします。

審議に必要な資料に誤りがございまして、申し訳ございませんでした。今後再発防止に向けまして確認の徹底に取り組んでまいります。私からの御報告は以上でございます。

○**委員長** ただいまの報告でさよう御承知おきを申し上げます。

○**委員長** それでは、議案第1区分、議案第21号、令和5年度柏市一般会計歳入歳出決算の認定、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○**若狭** まずは決算報告書の25ページから順番にいきたいと思います。よろしく申し上げます。共生・交流推進センターの件です。こちら資料見ますと、女性の心と生き方相談ということで相談件数383件ということでした。こちらカウンセラーの方というのは何人いるんでしょうか。

○**共生・交流推進センター所長** カウンセラーは2名となっております。以上です。

○**若狭** ありがとうございます。この相談件数を見ると、少しずつ令和2年、3年、4年から上がってきている状況ですけれども、この2名体制で人員というのは足りているもののでしょうか。どうでしょうか。

○**共生・交流推進センター所長** 現在のところは足りておると考えております。以上でございます。

○**若狭** 分かりました。ありがとうございます。では、その関係で、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度、現在ホームページで公開されていて、令和6年6月1日時点で31件ということでございます。この制度の啓蒙活動として5年度に行ったことを改めて教えていただけますでしょうか。

○**共生・交流推進センター所長** こちら令和5年3月15日から開始されておりました、ホームページ上で周知したり、あとは報道機関等に周知したり、そういったことを実施してまいっているところでございます。以上でございます。

○**若狭** ありがとうございます。この制度、まだまだ周知というのはなかなか足りないところではあると思います。引き続きより多くの方に知ってもらって、いろんな選択肢増やしていけたらいいなと考えております。引き続きよろしくお願いいた

します。

あと、ちょっと細かいんですけども、今年度ノベルティーグッズで名入れのボールペン300本購入されていると思います。こちらは、どのように配付して、どのような目的で使われたかというのを教えていただけますでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、例年女性に対する暴力をなくす運動期間というのが11月の半ばから後半にかけて2週間ほどありまして、そちらをPRするために毎年作成しているものでございます。こちらには女性のところと生き方相談の連絡先とか実施の曜日とか、そういったものを入れまして、男女共同参画センターのほうで配付しているというところでございます。以上でございます。

○若狭 ありがとうございます。男女共同参画センターの窓口で配付されているということでよろしいでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 そのとおりでございます。

○若狭 分かりました。このボールペンというのが、ほかの課でもいろいろ作られているんですけども、名入れのボールペンってどのぐらい効果があるのかというのが見えないところでして、私はそんなに必要あるものではないのかなと考えています。何かほかにもし広げたいという、相談窓口としての連絡先でもっと知ってもらいたいということであれば別の手段も今後検討いただければなと思います。これは要望です。よろしくお願いします。

続きまして、同じくノベルティーグッズ関連で、消費者生活センター、こちら総務市民管轄でよろしいですね。消費者生活センター……

○委員長 大丈夫です。

○若狭 失礼しました。同じくこのノベルティーグッズ、消費生活センターでもポケットティッシュ、マスク、ボールペンというのを、ティッシュは4,000個、マスクは1,000枚、ボールペン560本ということで、これを作成して配付されています。こちらに関しても配付方法を教えていただけますでしょうか。

○消費生活センター所長 こちらも同じようにイベント等で消費生活に関連するトラブルに関する情報が載ったチラシを配布する際に、一緒にボールペンやティッシュを組み込んで一般の方にお渡ししたり、あとは消費生活教育、消費生活講座などを開催した際に、講座を受講していただいた方に教材と一緒にボールペンをお渡しして、消費生活センターの周知に努めるために使用しております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。イベントの際に配付されているということですね。分かりました。こちらも同じように費用対効果がどのぐらいあるのかというところも併せて検討した上で、また別な方法も考えていただければなと思います。必ずしもこれを全部否定ということではございませんので、いろいろな選択肢があるということを再度検討していただければと思います。

続きまして、決算報告書、次のページ、26ページの庁用自動車の維持管理について1点お伺いします。令和12年度までに公用車の全てを電気自動車、電動化に向け

て推進していて、現在進捗率15%と記載がありますが、これ台数でいうとあと何台、必要なんでしょうか。

○資産管理課長 あと230台ほどになります。以上です。

○若狭 ありがとうございます。分かりました。

では、次に行きます。次のページの27ページ、職員研修事業について伺います。こちら職員向けの研修ということで、今年度様々な研修が行われたということで記載がございます。この職員向けの研修の中で、これは会計年度任用職員も対象になっているという研修はあるんでしょうか。

○人事課長 ここに載っている研修は基本的に正規職員が対象でして、会計年度任用職員を対象とした研修というのは、すみません、ちょっと今すぐ思い浮かびませんが、ほとんど少ないですので、基本的には正規職員に向けた研修を実施しているというふうに御理解いただければと思います。以上です。

○若狭 承知しました。分かりました。この中で、能力開発研修の中では、いろいろコミュニケーションですとか伝わる話し方の研修などやられているとお聞きしました。私は、会計年度任用職員にも研修全て対象にしてよいものはないかなと思っていて、例えばコミュニケーション、目的としては課を横断してコミュニケーションが取れるという形で、各課をごちゃまぜにということか、ちょっと言い方おかしいですけど、各課から課をこだわらず参加してもらい、全職員参加してもらって、そういった横のつながりというところを取れるというような何か研修も交ぜていただければと思いますが、そういった研修というのはあるんでしょうか。

○人事課長 人事課で行っている研修、こちらに書いてあるものなんですけれども、いろんな課にお声かけをして、複数の課、多くの課が、職員が参加しているもののほうがどちらかというとむしろ多いかなと思っております。窓口関係の能力の向上研修ですとか、あと話し方の研修ですとか、そういったことも能力開発研修の中では実施しております。多数の課から窓口を担当している職員を中心に御参加をいただいております。会計年度任用職員につきましては、現状所属課での正規職員からの指導ですとか、そういったことで対応しておりますが、今の御意見を踏まえまして、こういった対応ができるかどうかは考えてみたいと思います。以上です。

○若狭 ありがとうございます。ぜひ前向きに検討いただければと思います。例えばですけど、主体性ですとか周囲との信頼関係とか、あとリーダーシップというか、セルフリーダーシップが学べるような講座というのがあります。書籍で「7つの習慣」という有名な本が、スティーブ・R・コヴィー氏の世界的に有名な本ではありますが、そういった7つの習慣を取り入れた研修なども結構世の中にたくさんありまして、私も何度か以前の会社で受けたことがあって、非常にほかの部署との連携とか、知らなかったことがいろいろ知れたりして、継続的に、1回だけで終わらない研修なんですね、年間で3回、4回とかやっていくというような。それで、非常に社員というか、職員のモチベーションとか上がったというか、感じましたので、ぜひともこれはこういったものを取り入れていただけるとありがたいなと思っ

ています。これは要望です。ありがとうございます。

次に、その下の職員の健康管理のところでも少しお伺いします。骨密度検診183件と、あとその隣にB型肝炎と、あと破傷風予防接種、麻疹、風疹予防接種ってありますけども、これは対象はどういった方が対象にしているのでしょうか。申込み制ということなんでしょうか。

○給与厚生室長 骨密度検診につきましては、女性職員の希望者、それから肝炎についてお尋ねがあったと思うんですけれども、対象の職員はC型肝炎の抗体検査で40歳以上の希望者、過去に検査を受けていない職員、それから、すみません、お尋ねになったものがもう何点かあったと思うんですけれども、ちょっと失念してしまいましたので、もう一度教えていただいてもよろしゅうございますか。

○若狭 すみません、急なあれで。破傷風予防接種、麻疹、風疹予防接種というのが右側の表の一番下のところにありますね。これが全職員対象にされていて、希望がある方であれば問題ないなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○給与厚生室長 破傷風等については、業務上それにかかるおそれのある業務をしているといったような職種を限っての実施というふうになっておりまして、委員がおっしゃったような職員全体を対象としているものに必ずしも限らないものであります。以上です。

○若狭 ありがとうございます。こちらもしっかりありますので、職員全員対象にして、その中から希望のある方向けに健康診断というか、行って、検診を行っていくような体制が望まれると考えています。御検討のほうよろしく願いいたします。

次に、次の報告書のページの28ページのところで、広報広聴課のところで1点だけ、2番のところ、デザインサポートステーションを設置してありますが、これはこの窓口といいますか、この担当は外部委託なんでしょうか、それとも職員がやっていることなんでしょうか。

○広報広聴課長 デザインサポートステーションという名前で取組を行っておりますけれども、広報アドバイザーとして外部の方お一方おいでいただいているのと一緒に職員もチームを組みまして、一緒に各課からの御相談をお受けする体制になっております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。とても何かいい取組だなと思いました。こういったチラシですとか、そういった発信、いろいろデータとかでもプレゼン資料とか作る際にデザインとか伝わることというのは非常に大事なことと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、続きまして決算報告書29ページの防災対策事業です。こちらの防災対策事業の中で、2番の表のところに女性特有の課題に対応した防災備蓄用品の配備ということで購入されています。これは、ちなみにどの場所に、数量大体どのくらい用意されているのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、種類と数量についてお答えをさせていただきます。まず、生理用品1万3,680枚、夜用6,480枚、授乳ケープ448枚、以上となります。こ

れを市内の112の避難所のほうに分散して置いてあります。

○若狭 ありがとうございます。やっぱり数がまだまだ足りていないかなと思います。市内112か所にこの数が分散されると、さらに少ないのかなと。いろんな被災地の状況を聞くと、この女性用の備蓄品というか、これがもう本当に足りていないという話が出ています。1回だけ配って終わりというふうなこともあったという話も聞きましたし、もう少しこの数のほうは今後ちょっと増やしていただきたいなということをお願いします。これは要望です。

続きまして、決算報告書31ページのふるさと納税ですね、ふるさと寄附金事業についてお伺いたします。令和5年度のふるさと納税の受入額、これは3億8,818万9,817円ということで、これは令和4年度は約2億400万で、令和3年度は1億7,853万だったですね。年々受入額は上がってきてはいますけども、一番の課題というか、問題であります他市への流出額というのが令和3年度は10億8,317万、令和4年度は14億1,380万と。そして、令和5年度は17億までに膨れ上がってしまっています。国からの補填金を入れても、実質的な赤字というのが令和5年度は約2億5,800万があるという状況です。この事業に関して、令和5年度の取組として11月に受入れ窓口のポータルサイト2社追加しています。それが下のほうに書いていますけども、一定の寄附金額が増加したとありますけども、この効果もう少し詳しく教えていただけますか。どのような効果が認められますでしょうか。

○次長兼市民税課長 一応2社ポータルサイトということで11月中に新たに開設しまして、1社が楽天ふるさと納税で、もう一社がJRE MALLふるさと納税ということで、こちらはJR東日本が運営するところのサイトになるんですけど、この2つのサイトを11月中に開設しまして、受入額としてはおおよそ3,200万ほど受け入れました。11月からということですね。全体額としてもおおよそ8.6%ぐらい全体に占める割合があったということで、一定のサイトを増やしたことによる効果が出たものと認識しております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。ちなみに、このポータルサイトはSEO対策、検索したときに上に表示されるSEO対策というのは、これは行っているのでしょうか。

○次長兼市民税課長 サイトの上位に出すとかその辺の仕様については、申し訳ございません、ちょっとこちらでも詳しいところ承知しておりません。以上です。

○若狭 ありがとうございます。これは、じゃまた後で構いませんので、教えていただけると助かります。この事業、令和6年度、今年度からは担当課を商工観光課に移管して、この事業にてこ入れといいますか、していくわけですけども、なかなかこの流出額という、この増額はとても補填できない大きな課題だと考えています。このふるさと納税制度自体やはり自治体同士が返礼品合戦のように税金を奪い合うかのような制度で、この事態そのものを見直す必要があると考えています。これをやはり市としても国に求めていっていただきたいということを、これは要望です。よろしくお願いします。

続きまして、マイナンバー関連事業についてです。決算報告書が33ページに記載ございます。こちらマイナンバーカード、令和5年度の交付枚数5万1,909万円で、保有率というのが72.8%ということで以前お聞きいたしました。5年度でマイナンバーカードを返納してきた枚数というのは何枚ぐらいありましたでしょうか。主な返納理由も併せてお示しいただけますでしょうか。

○市民課長 マイナンバーカードの返納の件数という御質問につきまして、1年間の返納件数につきましては今手元にちょっとございませんでして、参考までに申し上げますと、返納件数につきまして令和5年4月から6月までの数字につきましては全体で25件ございまして、不用になったという方が12名で、カードに不安があるという方が11名、本人の御希望で理由が不明な方が2名ということで、3か月の間で25件ございました。以上でございます。

○若狭 ありがとうございます。その中でもやっぱり不安な方というの、少しなんです、いるということですね。マイナンバーカード、12月に紙の保険証がなくなるということで、このマイナンバーカードを持たざるを得ない状況をつくっていくという国の強引な方針ですけれども、そもそもマイナンバーカードがなくても不便ではないということを柏市民に対しても何かしらホームページ等で発信していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市民課長 まず、マイナンバーカードの制度につきましては、できるだけ分かりやすく市民の皆様にお知らせをしていきたいと思っております。あとはマイナンバーカードの活用としまして、今お話がありました保険証ですとか、あと今後運転免許証とか、そういったものにどんどん利用が拡大してまいりますので、その都度丁寧に市民の皆様にお知らせをしていきたいと考えております。以上です。

○若狭 よろしく申し上げます。やはりこのマイナンバーカード、紙の保険証の件もありまして、どうしてもそれが作らないと大変なことになるというような不安情報のほうが優先して出てしまうところがあります。これ大阪府の豊中市のホームページに載っていたんですね。分かりやすく赤い字で紙の保険証なくても大丈夫ですよというようなことを誰でも分かるように発信されていた、そういった自治体もございました。保険証の話で、管轄がちょっと違うかもしれないですけども、そういったマイナンバーカード自体の意図、なくても大丈夫というような発信を御検討いただきたいと思います。これは要望です。よろしく申し上げます。このマイナンバーカードの事業費、決算額、こちら1億3,806万4,689円ということで、これ国の補助金で全額全て賄うべきでありますけれども、実質は令和5年度は約2,073万円のマイナスが出てしまって、市の負担額というのが、マイナスというか、市の負担額が発生している状況です。これ費用負担だけでなく、職員の業務負荷というのもこの事業に関してはもう本当に大きい状況であります。こちら国に対して柏市としてマイナンバーカードの制度の廃止を求めてもらいたいと考えています。これは要望です。よろしく申し上げます。

続きまして、選挙管理委員会のほうでございます。こちらもちっとノベルティ

ーグッズの件です。選挙管理委員会が今年度が出前授業の際にお配りしているクリアファイル450枚というのを作っています。このクリアファイル、環境に配慮して紙のクリアファイルにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 委員御指摘のとおり、クリアファイルの関係なんですけども、一応私どもで今使っているのがめいすいくんというの選挙のキャラクターが入っているグッズでございまして、これが公益財団法人の明るい選挙推進協会というところで作っているところなんで、そこの商品をちょっと使わせていただいているということなんけども、環境配慮については承知してございますんで、今後検討してまいりたいと思います。以上です。

○若狭 明推協さんのほうにも相談して、御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。

決算については私からは以上です。ありがとうございます。

○永山 よろしくお願ひいたします。私も決算報告書に基づき質問させていただきたいと思います。25ページの男女共同参画社会の施策推進事業についてお伺いさせていただきます。分厚い決算書の198ページのところになります。委託料というところに男女共同参画推進事業委託、1つ目が42万9,000円で、その2つ下に16万3,719円というのがあります。これ名前が同じなんですけど、どういう違いがあるんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 ちょっと調べさせてください。すみません。

○永山 すみません。じゃ、よろしくお願ひいたします。次、すみません。あと、すみません、そうするとその間に挟まれているこの清掃保守点検委託の36万3,000円というのがあるんですが、男女共同推進参画事業の中での清掃というのは、これは具体的に何を指していらっしゃるんでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、パレット柏で男女共同参画センター設置しておりますので、そちらの清掃委託という形になっております。

○永山 ありがとうございます。ちなみになんですが、一般の企業さんに発注をしているのか、それともいわゆる障害者施設のようなところに発注をしているのか、ちょっとどちらか教えてください。

○共生・交流推進センター所長 こちらは、パレット柏全体を指定管理を受けているところに発注させていただいております。以上でございます。

○永山 ありがとうございます。それと、ごめんなさい、報告書の25ページの下のところの3番、男女共同参画推進に関する施策推進、講演会や審議会等の会議時に保育を実施というのがあります。ごめんなさい、ちょっと私の勉強不足で大変申し訳ないですけど、決算書を見ても金額が分からないんですが、これ金額が幾らかかっているか分かりますでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 保育の件でよろしかったでしょうか。こちらは、例えば講座とか開催したときとか審議会を開催したときの委員さんとか参加者の保育を実施するものでありまして、令和5年度につきましては4万1,140円が出ており

ます。以上でございます。

○永山 細かいんですが、今この右側の表に書いてある2回2人、1回1人、合計で4万1,000円ということでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 そのような形で大丈夫です。

○永山 ありがとうございます。では次、27ページのほうに移らせていただきます。さっき若狭委員のほうからもありましたこの研修なんですけど、すみません、ちょっと答弁の中で気になったのが正規職員の皆さんを対象にされているということで、直ちということではないんですが、ちょっと待遇に差があるのはあまりよろしくないのかなと思うんですが、この辺についてお考えがあれば教えていただけますでしょうか。

○人事課長 研修の対象についての御質問ですけれども、会計年度任用職員さんが現場のほうで中心として働いております例えば子供関係施設ですとか、あと教育関係施設においては、それぞれの担当課において、ちょっと今私の手元にはないんですけれども、必要に応じて研修等を行っているものと認識しております。それ以外の例えば事務的な補助ですとか、あと窓口、電話対応などを行っていただいております人事課で所管しているといいますか、そういった現場以外の部署に対しましては、基本的には現状は担当課での指導教育というようなことをしております。研修に職種によって差異があるという御指摘につきましては、ちょっと私もこれまでそこを具体的に検討したことがなかったので、これから考えてみたいと思います。以上です。

○永山 ありがとうございます。法務研修とかは、会計年度任用職員の方でも役に立つこと全然あると思いますので、ぜひ今おっしゃっていただいたようなことを検討いただければというふうに思います。

すみません。その下、職員の健康管理事業について伺います。これ私昨年も受診率をお伺いさせていただきまして、100%ということでしたが、令和5年度はいかがでしょう。

○給与厚生室長 99.9%でございます。以上です。

○永山 健診を受けさせることって雇用主の義務なので、高いに、100%にこしたことはないですし、おろそかにしている企業さんとかもある中で非常に高い受診率を誇っているので、大変すばらしいと思います。ちなみに、その100に届かなかった理由と、あと何か受けさせる取組みたいなのはどういったことをされていらっしゃるのでしょうか。

○給与厚生室長 99.9%というのは、僅かに受診をしなかった職員がおりますということなんですけれども、事情を聞いたり、年度内に受診をできなかった職員については、翌年度、今年度ですね、早めに受診を、例えば人間ドックを受けていただくなど早めの受診を促すような通知を差し上げたりとか、雇入れ時の健診などが年度の早い段階であつたりしますので、例えばそういったときに一緒に受けていただくとか、そういったような働きかけをしております。以上です。

○永山 ありがとうございます。安全配慮義務ということもありますので、引き続きまた100%に向けて取組をしていただければと思います。

あと、すみません、1点、今年の決算額が約2,690万円、前年度2,371万円、増減13%ということになっております。あんまり金額が変動するようなものでもないかなという中で、この13%増の理由というのは何か分析はあるでしょうか。

○給与厚生室長 会計年度任用職員なんですけれども、令和4年の10月から共済の適用拡大ということで共済組合に入ったりというようなことで、雇用条件によって健康診断の対象になる職員が出てまいっておりますので、そういったような影響が出ているものと認識しております。以上です。

○永山 ありがとうございます。非常に理由が分かったので、よかったです。

すみません、次行きます。次の28ページになります。先ほど若狭委員が指摘したところの下、伝わる情報発信に関する庁内研修実施参加者105名というのがあります。この分厚い決算書の212ページの下から5個目の黒ポツで研修業務委託297万円って書いてあるんですが、これイコールという認識でよろしいでしょうか。ごめんなさい、教えてください。

○広報広聴課長 こちらにございます庁内研修のほうは、先ほど若狭委員からも御質問がございましたデザインサポートステーションの取組の中で実施をしております。こちらでお招きしております広報アドバイザーの方にこの委託料の中で講師を務めていただいておりますので、そちらの件とは異なるかと存じます。

○永山 そうしますと、上のデザインサポートステーションの委託が297万という認識も違う、ごめんなさい、この297万というのは何の委託になるのでしょうか。

○広報広聴課長 恐れ入ります。もう一度ページと金額教えていただいでよろしいですか。

○永山 ごめんなさい。分厚い決算書の212ページ……181。大変失礼いたしました。

○広報広聴課長 失礼しました。181ページにございます研修業務委託、こちらの金額で外部アドバイザーの方をお願いしておりますので、その中でお願いしている研修になります。

○永山 そうすると、改めてになりますが、さっき若狭委員が言ったこのデザインサポートステーションとかも含めてこの金額だということで間違いないでしょうか。

○広報広聴課長 そのとおりです。

○永山 ありがとうございます。次29ページ、交通安全啓発指導事業について、少し伺います。スケアードストレートってスタントマンの方を用意して、実際にぶつけてみせるというやつだと思うんですが、非常に有効で、やるべきだというふうに思います。市内中学校7校で実施ということだったんですが、満遍なくやらないと不公平感生まれると思うんですが、順繰り順繰りにやっているという認識で間違いないでしょうか。

○次長兼防災安全課長 昨年度、令和5年度に実施しました実際の中学校を申し上

げます。南部中、四中、豊四季中、高柳中、逆井中、柏の葉中、松葉中ということで、基本的には全域の中で均等にやっております。市内21校ございますので、3年間でそれを回していくような形で考えております。以上です。

○永山 ありがとうございます。では、順繰りやっていると認識をさせていただきました。あと、これ7校で210万ということなんで、ざっくり大体1校当たり30万円ぐらい実施するのにかかっていると思います。やるべきだと思うんですけど、結構お金かかるので、例えば中学校でやるときに学校運営協議会の町会、ふる協なのか町会なのかは場所によると思うんですけど、そういうところへとかの呼びかけをして、せっかくお金をかけて呼んでいるんだから、いっぱい来れるようにしたほうがいいかなと思うんですが、そういうのはどうお考えでしょうか。

○次長兼防災安全課長 そういったところにもお声がけをしながら、当然1回の機会を貴重な時間ですんで、そこら辺使って広めて実施しております。以上です。

○永山 ありがとうございます。大変すばらしい取組だと思います。本当になかなか見れるものではないと思うので、そうした形で多くの人に見れるような形で進めていただければというふうに思います。

すみません。次、決算報告書の33ページ、選管のほうに移らせていただきます。県議選と市議選の費用がここに記載あります。項と目、事業、灰色の部分のところは前年度との比較なので、もうこの記載でしようがないと思うんですけど、やっぱり選挙って4年に1回とか6年に1回とか、そういう周期で確実に回っているの、4年前の実績とか、そういうのを載つけないとこの決算が正しいかという比較もできない、なかなか難しいのかなと思うんですが、前回選挙の比較を例えばこの白色のこの説明書きのところに載せるということは可能なんでしょうか。というか、載せていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 様式につきましては、ちょっと財政部と協議しながらになりますけども、前回の経費を載せるということ自体はできないことはないと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○永山 ありがとうございます。ぜひ公平公正な決算のために、そういった形で記載をしていただきたいなと。多分これ令和6年、7年とかになると、また選挙増えてくると思いますので、同様な形で記載をいただけたらいいかなというふうに思います。

この項目はこれで終わりで、次が89ページのほうに行かせていただきます。消防のほうです。救急救命ネットワーク事業、AEDボックス借り上げ料、AED借り上げ料とあります。すみません。ボックス借り上げ料について、細かいんですが、これAEDボックス、場所代という認識でよろしいでしょうか。具体的にどういったものになるんでしょうか。お願いします。

○救急課長 AEDのボックスの賃借料は、AEDのボックスを業者から借りているやつでして、これ今置いてある場所が西部消防署を除く全消防署なので、土地の賃借料はかかっておりません。以上です。

○永山 ありがとうございます。あと、借り上げということですが、買い取らないで借り上げにしている理由、保有しないで借り上げにしている理由というのは何かあるのでしょうか。

○救急課長 これ5年間の賃借料でして、それと買上げのお金を精査しまして、賃借料にさせていただきました。以上です。

○永山 承知いたしました。ありがとうございます。最後に1点です。下の救急救命士養成事業のところで、すみません、ちょっと細かいんですが、事業進捗率40%と書いてあります。これ計画に対する完了期間ということで、当然10年あって、4年終わりました。なので、事業進捗率40%という表現だと思うんですが、期間が4年たったから40%進捗したというのがあんまり適切だとは、ごめんなさい、ぱっと見では思わなかったんですが、何かほかに進捗を示せるような例えば指標というのがあったりするのでしょうか。

○救急課長 確かに計画の年数によって40%になっておりまして、救急救命士、消防署全体で今114人いるんですけども、救急隊数に掛ける救命士の数のところで充填していますので、全体で何人必要で何%にしたほうがいいと思うのは確かでございます。以上になります。

○永山 そうすると、来年度はそういうふうに記載を変えることを御検討いただけるという御答弁でよろしいでしょうか。

○救急課長 そのようにしていきたいと思っております。以上です。

○永山 ありがとうございます。私からは以上です。すみません。

○共生・交流推進センター所長 先ほど永山委員のところでお答えできなかった部分についてお答えいたします。決算書167ページということでよろしかったでしょうか。委託料で、男女共同参画推進事業委託、こちらが42万9,000円と16万8,740円ですか、同じ名前で2種類あるが、どう違うのかということだったと思いますが、こちらにつきましては42万のほう講座、毎年やっている啓発講座等を委託しているものでございます。もう一つの16万のほう毎年11月に男女共同参画フォーラムというものをやっております、こちらは男女共同参画団体で実行委員会つくっていただいて、そこに委託してフォーラムを実行しているということになります。以上でございます。

○山田 令和5年度の決算全体についてどんなような評価をしておりますかね。

○財政課長 令和5年度の決算でございますけれども、新型コロナウイルスの感染症、こちらが5類移行に伴いまして一般会計の決算規模といたしましては、歳入歳出ともに前年度を下回っておりますが、総じて堅実な財政運営が行われたというふうに捉えております。理由といたしましては、実質収支といたしまして40億円を超える金額、こちら適正な水準で確保できたこと、また代表的な財政指標といたしまして経常収支比率ですとか実質公債費比率、また将来負担比率、これらの比率がいずれも類似団体であります中核市との平均で、速報値ではございますけれども、こちらの数値を下回る、下回るというのはよいほうの数字になっているということに

なりますけれども、そちらの平均値を下回っているという形になっておりまして、財政の健全性は維持できているというふうに考えております。以上でございます。

○山田 本当に都市間競争の中で、柏市は健全、財政、決算もしっかりやっているということであるんですけども、令和５年度単年だけで見ても、今御答弁あったように財政指標は良好であるということなんですけれども、将来的に目を向けると今いろいろ懸案になっています児童相談所、それから北部クリーンセンター大規模改修、それから小中学校の設備など事業が大変控えておりますよね。この事業の財源というか、今御答弁ちらっとあったけども、基金、それから市債を活用していかざるを得ない。この指標がちょっと厳しいなと、じゃないかなという感じがするんです。国から地方へ財政措置についても税源移譲も財源移譲についても、地方創生交付金だとか、自治権が主体するようなことではなく、国からのもう本当に、私から言うと国主導のことばかりあるみたいで、そういうふうに思っているんですけども、一般財源の確保について、交付税率の引上げだとか、それからあと地方交付税必要額の確保とか地方税の拡充をもっとしっかり、それなら柏市の独自のやつをもっと求めていくというか、この辺は職員さん一生懸命おやりになっていることはつぶさに事業の進捗なんかでは分かるんですけども、今後の財政運営についてその見通し、考え方ちょっと分かったら御答弁いただきたいんですが。

○財政部長 委員今御質問あったとおり、行政需要が非常に増大してくる時期迎えております。今後は、これまで築いてきた備え、本会議でもそういう表現をさせていただきましたけども、基金残高とか良好な指数、こういったものを今まで備えとして蓄えてきたというふうに考えてございます。今後はこれをもう活用する局面にあると考えてございます。公共施設の老朽化対策とか新たな施設整備の投資、こういったものが今後増えてまいりますので、これらの財源として今後はそういった基金とか活用していくと。あとは、市債なんかもできる限り活用していくような局面が出てくるかなと。今後は、委員御指摘のとおり、そういった意味では財政指標等も悪化していくというふうには考えてございますけれども、これについては今まで財政運営の指標として中核市の平均値など、こういったものの範囲内で運営していきたいというふうにしておりますけれども、今後も同じような考えで、数値については絶対値としてもう良好で優等生なんだということではなかなか難しいかなというふうには考えています。相対的にほかの市と同じぐらいとか、ほかの市よりも良好だという範囲の中で、健全性については考えていくような形にシフトせざるを得ないのかなと。そういった中では、自立して的確な市民サービス行っていくためには、委員御指摘のとおり、やっぱり一般財源、自主財源の確保というのは非常に重要な課題だと思っていますので、これまでどおり中核市市長会とか通じて要望活動なんかもしっかりしていきたいというふうに考えてございます。そういった中で、何度も言いますが、指数等を見ながらやっていかなければいけないということで、今後事業の優先順位とか実施時期、こういったものを見極めながら、市財政に影響する様々な要因把握して、分析しながら、コントロールしながら、しっかり

対応してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○山田 今御答弁いただきまして、ありがとうございます。信頼関係の、やっぱり柏市は市民ニーズが非常に要請が高い、それに応えていく、そういう事業の進捗に伴って財源が手当てがぶれないという、そういう姿勢よく分かりました。あと、総括的になりますけれども、副市長に特に聞きたいのは、今度議員のほうが決算予算前倒しになってきて経過してきましたけれども、これの議員のほうのいろんなことがいろんなその予算関係に反映させられていくという、執行部側から見た我ら議員の姿勢に関してはどんなふうに思っていますかね。

○副市長 今日の決算での様々な御意見、また通常議会等も含めていろいろ御意見をいただいているものについては、我々はきちんと真摯に検討をして、予算化に結びつくことが可能なものについてはしっかりと検討して実施をする。また、長期的に考えていかなければできないものというのは当然ありますので、そういうものはきちんと御説明をして、御理解をいただきながら進めていくような形で、しっかりと進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

○山田 今固いしっかりした答弁いただきましたんで、我らも少し緊張して、二元制ちゃんとコミットできるように頑張りたいと思います。以上終わりです。

○委員長 ここで暫時休憩いたします。

午前 11 時 1 分休憩

○

午前 11 時 11 分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○次長兼市民税課長 先ほど若狭委員さんのほうからふるさと納税におけるSEO対策、検索エンジンのランキングで上位に表示を行う仕組み、こちらの対応についてということで御質問いただいたところなんですけれど、今確認取れまして、ふるさとチョイス等のポータルサイト内において、柏市を検索した際に上位の人気商品やお勧め商品がトップページに反映されるよう既に実施しておりまして、この9月にまた仲介業者とも打合せを行って、新たに更新の作業を実施していくということで確認ができておるということでございます。以上になります。

○共生・交流推進センター所長 すみません。私も若狭委員の冒頭で女性のところと生き方相談のカウンセラーの体制人数、2名とお答えしてしまったんですが、実際には4名の誤りでございます。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○福元 報告書の経常収支比率のところを見ていまして、先ほど山田委員からもあった話にもちょっと関連したりするんですが、比較的90%前後でずっときている中で、今回90.6%ということになっていっているんですが、中核市の平均値が88.7%、13ページにありますけど、88.7%以下ということで、それを少し上回っているという数字なので、単年度ということならばまだ大丈夫というか、比較的そういう数字なの

かなということに理解はしたんですが、先ほどから山田委員も言っていていただきますけども、財政部長のほうでこれから基金や市債を活用してやっていかなくちゃいけないと。ただ、それはこれからというのがどれぐらいなのか、中期、長期、どれくらいなのかということのを思いまして、やっぱりこれからいろいろやっていかなくちゃいけないというのは分かるんですが、ただその先というのもきつとある。未来はずっと続くと思っていて、私は夢を持ってやりたいことができたときにはやるべきだと思います。ただ、この90%前後ということですつといてしまうと、やりたいことができなくなってしまうのではないかと心配がございます。先ほど財政部長がそういうことでこれから活用しなくちゃいけないということもおっしゃっていて、その後副市長が長期的なビジョンを持ってということもおっしゃられたんで、それは心強い言葉かなと思ったんですが、その辺りについてちょっとまだ納得ができないので、お話しいただきたいなというふうに思います。

○財政課長 まず、大変申し訳ありません。今御指摘いただきました決算報告書の13ページのところになるかと思うんですけれども、経常収支比率、数値目標で書かせていただいているところ、こちら米印で示させていただいているんですが、各年度の前々年度、つまりこれは令和3年度の中核市平均の数値でございます。それに対して令和5年度の柏市の数値を90.6ということを示させていただいているというところがございまして、こちら本来であればベースは令和5年度でそろえるという書き方もあったかと思うんですけれども、令和5年度の行財政運営方針を示させていただいた際には令和3年度のこちらの数字を記載させていただいておりますので、今回このような掲載をさせていただきました。ちなみに、令和5年度の経常収支比率、中核市平均、これは速報値になりますけれども、との比較で申し上げますと、中核市平均93.2%で柏市90.6%ということで、同じ令和5年度での比較でいいますと経常収支比率も中核市平均以内に収まるというような形になってございます。非常に分かりにくいような記載になってしまっておりまして大変申し訳ございませんでした。

あと、御質問の今後の財政運営上の見通し等というところでございますけれども、先ほど部長のほうからも答弁させていただきましたが、今後見込まれる大型事業ですとか、具体的なもので言いますと北部クリーンセンターの長寿命化事業ですとか、あとは児童相談所ですとか、あとは義務教育学校ですとか、継続費等を組ませていただいているものでも大きな事業見込まれております。それらの事業に対応していただけるように市債、基金等を活用していくという見込みでございますけれども、それ以外にも公共施設の老朽化等も見込まれますので、それらへの対応といたしまして、財源の活用もそうなんですけれども、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、事業の優先度ですとか実施時期等を見極めて、順次実施可能な事業については実施していく、そういうような判断を適宜行いながら、財政運営をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○福元 状況はよく分かりました。先ほどの令和3年の数値ということで、令和3

年も令和5年もその数字をより状況がいいということで理解しました。それから、これからいろいろ公共事業にかかることを含めて、その数値で何とかやっていくということも分かりました。ただ、私が言いたいのは、さらにその先というか、今見込まれる事業っていろいろあると思うんですが、ただそこで終わりじゃないんですね。やっぱりその先もある。今生まれてくる子供たちが大人になったとき、さらにはその先の未来ということで、そこまで考えていかないといけないのかなと思ったときにはやっぱりこの数値はちょっと不安かなというふうに思います。行政だと、目の前の困ったこととか目の前の解決しなくてはいけないことということにどうしても注目してしまうかと思うんですが、ただやっぱりかなり将来的というか、中長期ビジョンって、長期ビジョンというところでもしっかりとやっていっていただきたいな。何事もやっぱりお金がベースなので、お金がなかったらということになると何もできなくなってしまうので、今できること、この数値を下げる努力、下げる努力というのはされているというか、そういった長期ビジョンということを含めてお考えになったりすることはありますでしょうか。

○**財政部長** 指数について下げる努力ということで、基金なり、市債なりの活用を最大限していかなきゃいけない状況の中では、指数が上がっていく、多少悪化していくというのはもうやむを得ないかなというふうに考えてございます。ただ、その中でもその上がり幅をどれだけ食い止めるかというところはしっかり対応する必要があるのかなと。使い方の見極めとか事業の取捨選択、そういったことはしっかり取り組んでまいりたいと。また、あと今抱えている大きな事業についても、これをしっかり今対応していかないと、まちの魅力の低下とか、そういったことで将来の税収とか、そういったところも影響してくると思いますので、まず今やれることを歳出の効果についても最大限発揮できるようにしっかり取り組んでいて、持続可能性、これお金の使い方を減らすということもそうですけれども、まずそれを投資としてしっかり税収等にも結びつけていくような取組、こういったことも併せて行いながら、持続可能性の高い財政運営をしていきたいかなというふうに考えてございます。以上でございます。

○**福元** ありがとうございます。十分に本当に有効にというか、しっかりと将来につながるような使い方を考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

次に、報告書の22ページに市税のことが書いてあるんですが、法人市民税の歳入が昨年度比でマイナスになっている要因というのは何なんでしょうか。

○**次長兼市民税課長** 柏市の場合、法人市民税で大きく税収が関わるところで金融保険業が大きな割合を占めておりまして、そこが業績的に令和4年度でかなりコロナの関係等で業績が悪化したもので、税収的にもそこが反映してしまいまして、前年を大きく下回る結果となりました。以上です。

○**福元** ありがとうございます。下段のほうに徴収率というところもあるんですが、それも関連というか、その理由になりますか。それか別の理由ですか。

○**次長兼市民税課長** 収納率に関しては、そう大きな変化はなかったというふうに

認識しております。以上です。

○福元 分かりました。数値的には少し、そんなに大きくはないんですが、100%は難しいかもしれないんですが、数値を上げる努力をお願いいたします。

では、少し掘り下げていきたいと思います。報告書25ページ、男女共同参画社会施策の推進事業ということで、先ほど他の委員も話しておりましたけれども、講演会とか審議会の際に保育の実施ということで、話される方とか、あと聴衆というか、傍聴人の方に両方とも利用できるというさっきお話あったんですが、この周知というのはどんな形でされているんですか。

○共生・交流推進センター所長 こちらにつきましては、講座とか実施する際に、そのときに併せて保育できますというような形で周知を行っております。以上でございます。

○福元 ありがとうございます。先ほど下の欄で回数が合計3回の人数が3人ということで、4万1,140円ということでお話があったんですけども、これを高いな、それとも高くないなというのはなかなか難しいんですけども、男女共同参画の事業を推進する中でこれが効果的な取組となっていると考えていますでしょうか。それから、今後こういったことを拡大していくのか、そういったところも教えてください。

○共生・交流推進センター所長 男女共同社会の推進のためには、やはり男女ひとしく講座とか審議会等、委員さんも含めて参加できることが理想だと考えております。なので、こういった事業につきましては一定の効果は出ているかとは思いますが、今後もう少し拡大できるように周知も含めて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○福元 今回保育ということで話がありますが、大体女性の方がお子さんを預けるような、そういうイメージかなとは思いますが、男性の方もそういうふうに預けたいということあると思いますし、また幼い子供さんじゃなくて、何らかやっぱり困っていて、講演会聞きたいんだけど、ちょっと聞けないなという状況もあったり、いろいろあると思いますので、視野を少し広げて、いろいろな場面での対応策を考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

報告書27ページ、決算書のほうは178ページになりますが、職員研修事業について伺います。増額の理由は、コロナ終息によって例年どおりリアル研修が再開されたことによるのかなと思うんですが、そうでしょうか。

○人事課長 おっしゃるとおりの御認識でよろしいかと思います。以上です。

○福元 コロナが落ち着いて、リアル研修とオンライン研修とというそれぞれのやり方が出てきているのかなというふうには思うんですけども、それぞれにメリットがあり、デメリットがあるのかなとも思います。受講形式の種類とか選択というのは、同じ研修があった場合それは各自の判断になるんでしょうか、それともある程度基準とか、そういったものはあるんでしょうか。

○人事課長 現状では、会議室での集合型と、あとインターネットでのオンライン

での研修、両方を扱っていますけれども、例えば多くの職員に一律の内容で知識をまず習得してもらいたいという目的のもの、例えばハラスメントについての認識を深めてもらいたいとか、そういったメニューにつきましてはオンラインを基本に考えて、できるだけ多くの職員に業務の間に可能な時間で受けていただくという考えでやっております。一方、例えば新規採用職員研修ですとか、あと管理職になったときにそういった職員を対象にする研修ですとか、そういったものにつきましては研修メニューの中でグループワークですとか、そういった直接意見交換をしたほうが効果が上がりやすいもの、そういったものについては、オンラインでズームとかでできないことはないんですけれども、会議室での集合ということを基本に、またズーム等もこれからその効率化ということで取り入れるかどうか考えていきたいと思っております。以上です。

○福元 繰り返しになりますが、リアルとオンラインとそれぞれにメリットがあり、デメリットがありというところで、研修だったらこういった形がいいというのをよく検討していただいて、あと費用面でもどちらがコストがかからないとか、そういったこともしっかり考えて、選択してやっていただくようなことで進めていただけたらと思います。あと、先ほど会計年度任用職員の方の研修ということでお話何回か出ていますけれども、私も会計年度の方の割合って今すごく多くなってきて、実際どれくらいの比率でありましたっけ。

○人事課長 職員数ではおよそ3,000人弱ということで、正規職員、会計年度任用職員おおむね同数です。勤務時間ベースにしますと、短時間の職員も多いので、正規職員のほうがマンパワーとして多くなりますけれども、人数ではほぼ同数というふうに認識しております。以上です。

○福元 ありがとうございます。同数ということは、半分の方は会計年度任用職員ということなので、割合としてはとても高くなってきている。本当に市民サービスに影響が出てくるレベルだと思うので、しっかり正規とか年度職員とかという分け方できなくなっているのかなというふうに思います。ですので、担当課に任せているような、先ほど研修に関しては担当課で把握しているようなことでおっしゃっていたと思うんですけれども、基本的なところというか、全体的にこれだけはこのところの研修はやっぱり必要かなと思いますので、引き続きそういったことをしっかり考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

報告書28ページ、決算書181ページの広報戦略事業について伺います。昨年、紙面リニューアル、それから全戸配布ということになりましたけれども、この効果どのようなお考えでしょうか。

○広報広聴課長 昨年、令和5年5月号から全戸配布ということで、冊子のリニューアルも行いまして配布のほう開始いたしました。こちら発行の部数で見ますと、1.5から6倍くらいに発行部数が増えておりますので、それが全戸配布で多くの皆様のところへお届けできるようになりましたので、いろいろと市の情報が届くようになったというお声は、感想ですとかアンケートなどでもいただいておりますので、

お手元に届きやすくなったという認識はしております。以上です。

○福元 市民の声を聞いたりされているのかなとは思いますが、お金をかけてやっていることなので、そのところ、市民の声というところで分析していただいて、配ったはいいいけど、しっかり読んでいるかというところまで、できたらそこまでしっかり調べていただけたらと思います。あと、全戸配布について、今後配り手不足が問題になってくるのかなというふうに考えていますが、その辺り現状ではどうなのでしょう。

○広報広聴課長 今委託をしております業者さんと一定期間体制を構築するのに3年契約ということで実施をしておりますけれども、そちらでも今のところ協力体制を協力会社さんとも体制を組んで、全地域配布できていると伺っております。新しい事業者などが出てくるかどうか、そういった情報も注視してまいりたいと思います。以上です。

○福元 ありがとうございます。では、報告書29ページ、決算書197ページの防災対策事業について伺います。防災対策いろいろあると思うんですが、防災施設や資機材の充実についてはしっかりとお願いしたいところです。要望とします。先ほど報告書の29ページ、女性特有の課題に対応した防災備品用品の配備ということでお話があったんですが、生理用品、授乳ケープということで、少し若年層というか、若い方に対する話かなと思ったんですが、中高年世代に対する配慮とか、そういった中高年世代の女性に対する配慮というのは今考えていらっしゃるのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 その辺につきましては、今後いろいろと検討をしていきたいと思っております。以上です。

○福元 自分自身もそうなんですが、年を重ねるといろいろとまた違う問題が出てくるなということを感じますので、一口に女性と言ってもいろんな女性がいますので、引き続きしっかりとやって、さらにそういった観点も含めて考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

あと、ちょっとあれなんですが、ここに自主防災とかいろいろ書いてあるんですが、自助、共助、公助という考え方が何かあまり地域にまだ分かってもらえていないかなというところで、そういったところに関して、お金をかけてというのもあるんですが、もうちょっと具体的にやっていく必要があるんじゃないか、少しコストがかかってもやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺りは現状どのように把握されていますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 地域のほうにそういった内容を啓発しているところについては、講習会等で各地域回らせていただいております。その際には自助、公助、共助というところで内容の御説明なんかもさせていただきながら、内容のほうをお伝えしているところです。以上です。

○福元 何か言葉としては聞いたことあるんだけど、具体的に分かっていないというか、市の考え方とか、それがまずあっていろんな施策が進められるわけなので、一般の市民の方が何をよりどころにというか、やっぱりそういったときにもう少し

自助、共助、公助の説明とか、自助の大切さとか、そういったところ具体的なところを、ちょっと決算ではないかもしれないんですけども、お金をかけてというか、考え方というだけでもなかなか浸透難しいので、何か知恵はないものかなというところで考えていただけたらと思います。ありがとうございます。

報告書29ページの危機管理事業についてお尋ねします。危機事象に関する情報管理システムを使用した災害が9件あったということなんですが、具体的にどのような内容になるのでしょうか。

○危機管理政策課長 こちら9件の使用した災害の内容ですが、主には自然災害、令和5年度ですと大雨によるものが例えば6月とか9月ぐらいに発生しております。それ以外にも冬場の降雪ですとか、様々市民生活の中で自然災害にお困りの部分で土木部や上下水道局中心に対応しているようなもの、こういったような対応のときにそれぞれの現場から、それぞれの職場から情報をこのシステムに集約しまして、全員で情報共有するというような形でやっての結果が9件でございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。昨日私もちょっと町会の関係者の方とお話をして、内水害に悩まれる地域は本当に悩んでいらっしゃるんだということをすごく感じて、全然そういったことを受けていない町会の方はそういう話ないんですけども、そういったところできっと役立つ仕組みなのかなというふうに思いますので、しっかりとそういった地域の声も聞きながら、この仕組みを活用できるようによろしくお願いいたします。

次に、報告書の33ページ、決算書225ページで、選挙関係になります。県議選、市議選の選挙執行になりますが、先ほど永山委員のほうから前回の状況を載せるべきではないでしょうかというお話あったんですが、実際2019年の選挙で決算って幾らだったのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 選挙は、どちらの選挙に……

○福元 それぞれ。

○選挙管理委員会事務局長 まず、柏市議会議員選挙ですけども、こちら給与厚生室の関係も全部入れて令和元年が1億4,927万3,130円でした。今回については、1億9,220万7,805円という形になってございます。こちら市議会議員の選挙です。県議会議員のほうが前回は8,774万116円、今回が1億2,808万8,137円となっております。以上となります。

○福元 増額になっているということになると思うんですけども、比較したところ、その理由というのはどのように分析されているのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 こちらの理由としては、かなり大きなものとしては期日前投票所が令和3年から増やしてございまして、6か所だったのが今は10か所になっているというところがございまして、そこの経費の増がかなり大きな部分を占めているということでございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。そうしますと、今回それを取り入れたので、次回

はそれほど増える予想はないということではよろしいでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 それ以外にも消費税額とか物価の上昇とか、かなりそういった委託費も上がってございますので、そういったものとか、今後も期日前投票については期間をちょっと延長を考えたりとか、新しいところが見つけられればというのもございますんで、そういったものを踏まえて少なからず増加はあるものと考えてございます。以上です。

○福元 ありがとうございます。投票率が低いですとか、投票率アップしなくちゃいけないということがすごく叫ばれているところですけども、市民の方に選挙を自分事として捉えていただけるためにも、選挙にこれだけのお金が、税金が使われていますというやっぱり具体的な金額を市民にアピールしていくことももしかして大事なのかなということを考えます。これからさらにお金がかかる、選挙にお金かかるということで今お話しいただきましたが、しっかりとお金の活用というか、無駄なくというか、せっかくやるからにはというところで市民への周知、お金ということあんまり露骨にあれですけども、せっかくやるのであればやっぱりそのこの辺りもししっかりと周知することもしかして大事ななって思ったところです。御検討いただければと思います。

報告書89ページ、決算472ページ、救急救命士養成事業について伺います。先ほど永山委員からもあったんですが、具体的なところで全ての救急隊に救急救命士が常時2人以上常務できる体制を目標に、令和11年まで予定の取組で進捗率は40%ということなんですが、トータルで何人の救急救命士が必要だと考えていて、現時点で何人がというところでの具体的な数字をお示してください。

○救急課長 救急隊、今24時間救急隊が12隊、日勤救急隊が2隊になっております。そこには救急隊が3名乗っておりますので、それが全て救命士として、12掛ける3で36で、今消防士は2当務制になっておりますんで、72名プラス日勤隊にも3名ずつ救命士が乗るとして6名、計78名いれば休みがあっても常時2名乗れる体制がつかれるんじゃないかと思っております。以上です。

○福元 現在進捗率40%ということで、実際何人になりますでしょうか。

○救急課長 今時点で救急車に乗っている人間が66名なので、ちょっと今パーセントについては求めていないので、後ほど答えたいと思います。

○福元 ありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、報告書の90ページ、決算書475ページ、消防庁舎維持管理事業について伺います。消防施設の現状ということで、耐用年数などと今後の長寿命化の計画、方向性について、ざっくり聞かせていただけたらと思います。

○参事兼企画総務課長 ここに記載されている保全工事と設計委託管理とありまして、保全工事に関しましては短期保全計画にのっとり、営繕管理課と協議して空調、外壁、防水、受変電設備の改修について計画化して長寿命化を図っております。これ一応令和12年度まで計画されております。そのほか消防庁舎、消防団の器具置場も耐震化は全て完了しておるんですけども、30年から40年たっている器具置場、

庁舎も多く存在しますんで、そういった部分に関しましては公共施設等総合管理計画個別施設再編方針に従いまして計画的に進めております。以上です。

○福元 公共施設の管理計画、管理運営コストの高い施設などを今後考えていくということでもありますけども、ちょっと話が飛ぶんですけども、今の柏市役所ゼロカーボンアクションプランというところでやっていると思うんですが、それに基づく環境に配慮した取組など、もしあればお聞かせください。

○参事兼企画総務課長 ゼロカーボンに関しての取組に関しましては、手賀分署、ここ最近で建設したのは手賀分署ですけども、そういった施設はオール電化にしたりとかというような取組は行っております。以上です。

○福元 これからゼロカーボンということでどんどん進めていかなければならない中で、消防関係についてもそういった観点でも維持保全ということで考えていただけたらと思います。以上で質問を終わりにします。

○救急課長 先ほどの数字、85%になります。以上です。

○矢澤 それでは、早速報告書28ページの広報戦略事業からお伺いします。ここには柏のPRを担う柏つなぐ大使ということで、車椅子テニスの国枝さんが任命されているというふうなことが示されていますけども、この柏つなぐ大使というのは、具体的にはどういう活動をしているのか教えてください。

○広報広聴課長 こちら柏つなぐ大使は、柏市のPRを全般に分野を問わず行っていただく方を想定しております。車椅子テニスの国枝さんに最初になっていただいているところですが、国枝さんがもともと発信力がおありの方なので、御自身の活動の中で柏に関することをできる範囲で発信していただくということをお願いしております。

○矢澤 具体的にこんな発信があったというのはありますか。

○広報広聴課長 残念ながら数としてはあまり多くないんですが、就任されたときですとか、あと国枝さんが引退されたときに広報紙で特集を組ませていただいているんですが、そういう市の情報があったときに国枝さんが当時リツイートですか、SNSでの発信などをしていただいております。その後も市の情報というのは提供はしておりますけれども、発信いただけるかどうかは国枝さんの御判断となっております。以上です。

○矢澤 それじゃ、今段階でどういう効果があったかとかあるかとか、そういうふうなことについては、まだそこまでは言える段階ではないのかな。

○広報広聴課長 数字ですとか回数で申し上げるのは、現段階では難しいかと考えております。以上です。

○矢澤 それじゃ、このなってもらったことによって特別市のほうから支出があるというふうなことはあるんでしょうか。

○広報広聴課長 こちら大使のほうは無償でお受けいただいております。以上です。

○矢澤 次に、同じところですけども、ロケ撮影誘致の取組というのがあります。私も本当に数年前なんですけども、柏の葉公園に行ったときに偶然「相棒」という

ドラマの撮影の場所に出くわしたことがあったんですけども、このロケの撮影誘致の取組って具体的にはどうやって行っているんですか。

○広報広聴課長 広報広聴課の中にフィルムコミッション担当ということで職員がおりますけれども、こちらではまず市内でロケに協力していただけるようなロケ地の候補というのを収集したり、そういったものがあることをホームページなどでお知らせしておりますして、制作会社のほうがそういった情報を受け取ってロケ地の希望を直接御要望いただくことで、そちらに対してロケ地が御用意できるかどうかというようなことを協議していくような形に、流れになっております。以上です。

○矢澤 これを行うことによって、効果というかな、柏市としての効果はどういうふうなことが期待できますか。

○広報広聴課長 先ほども委員からもお話ございましたように、市内でロケが行われているということがそれを御覧になった方とか、番組の中でそれを気づかれた方などが柏のまちでそういったことが行われていることを話題にさせていただいたり、そういったことがSNSで発信されたり、特にファンの多い方がいらっしゃるドラマなどですとSNSでも大変多くの数が見られているというようなことがございますので、そういったことでまちの話題が拡散していくというようなことをまずは効果と考えております。以上です。

○矢澤 それじゃ次に、決算審査意見書の25ページ、これで質問します。広報かしわ、先ほども話ありましたが、リニューアルして、確かに市民の方から読みやすくなったという声を伺っています。あと、ファイルしやすいというふうなことも、私自身もそのように思うんです。この辺の変化、また取組でよかったなというふうには思うんですけども、決算審査意見書にはこの広報かしわについて6月議会の議案採決日6月26日前の6月24日から6月補正予算が決定とのそういう内容で配付されたというふうなことで、こういう問題が指摘されているんですけども、このことについてはどのように考えておりますか。

○広報広聴課長 御指摘のとおり、このときに決定したという表現でまだ決定がされていない事項を掲載してしまったということで、配付時期と掲載内容にそごが生じてしまったということについては、改めておわびを申し上げたいと思います。私どものそのときの認識が低かったものと反省しております。以上です。

○矢澤 結果として二、三日早く配付したというふうなこともこれが問題指摘されていますけれども、その以前に可決されていないものを決定として印刷に回すというかな、それ自体が私はもっとまた問題かと。つまりあれだったらじゃ配付が3日ぐらい遅れて、採決した後に配られればよかったのかというふうなことだけじゃなくて、やはり採決されていない、決まっていないことが決まったというふうなことで市のほうで印刷に回したということ自身のほうにすごく大きな問題を感じていますが、その辺はどうでしょうか。

○広報広聴課長 御指摘のとおり、印刷、配付、それと掲載内容という時系列の正誤、こちらにつきましても全体を含めて整わないといけないものというふうに認識

しております。以上です。

○矢澤 この中にも、議会軽視と指摘されるのが私も当然だと思うんですけども、そこに書かれているのは当事案発生の背景には職員における地方自治の根本原則である二元代表制への意識が不十分であることも重要な要因として考えられるというふうに指摘されています。これ根本的な問題なんで、ちょっと代表して副市長に伺いたいんですけども、この指摘、二元代表制についてどう認識しているのか、副市長のほうからお願いします。

○副市長 職員の中できちんとその辺が理解されていないんじゃないかということでの御意見だというふうに思っております。先ほどちょっと職員の研修というところで、二元代表制ということで市民の皆さんから選ばれて議員としてなられた皆様が我々執行部が行っている事業についてしっかりと確認をいただいて、その上で議会というもので議決、または御意見をいただくというような形での市の事業を進めていくやり方について、職員等については当然入庁したとき、またはある段階でステップアップするときに研修を行っているんですけども、その中での理解というのがまだ深まっていない部分、または通常業務に追われた中でそこについての確認等を行う制度、形ができていなかったというところも含めて、改めて特に管理職になる職員たちが研修をするという場面がございますので、その部分をしっかりと改めて総務部のほうで研修の中で行っていくということで確認をし合ったところでございます。以上です。

○矢澤 指摘されているこの二元代表制についての認識ということについても、市としてきちんと研修も含めてやっていくというふうなことで確認しました。ただ、これまでも、これが最初だったのかどうかというのは非常に私は疑問で、ただ今回は2日、3日早かったからというふうなことで考えると、じゃこれまでは先ほど言ったように決まっていなかったのに印刷をされてしまったと、印刷に回したというふうなことがあったのかどうか、その辺はどうですか。

○広報広聴課長 御指摘受けまして確認いたしましたところ、印刷が先行していたという事例は3回ございました。今後は、適切な時期、掲載の表現などもよく検討しながら発行してまいりたいと思います。以上です。

○矢澤 きちんと調べていただいてよかったと思いますけども、二度とそういうことがないように、先ほど副市長も言いましたけども、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

それじゃ、次お願いします。報告書31ページ、犯罪を起こさせない人づくりというふうなことで、振り込め詐欺対策事業についてが出ています。この振り込め詐欺の被害というのは、最近のもし数字が分かりましたら教えてください。

○次長兼防災安全課長 警察のほうに確認をした数値のほうがございます。令和6年1月から令和6年8月まで、被害の件数のほうにつきましては28件、被害額につきましては1億2,093万4,623円ということで確認が取れております。これは、昨年同月の発生件数79件から比べますと大分減っているというような状況でございます。

す。以上です。

○矢澤 今28件と79件とあったんですけど、1月から8月までと言われたと思うんですけども、9月から12月というのはこれは別に統計ってあるんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 昨年度の数値につきましてはございますので、確認して後ほど御報告差し上げたいと思います。

○矢澤 分かりました。お願いします。今聞いただけだと、同じ時期で数としては減っているけども、被害額というのは結構やっぱり大きいような感じしました。それだけでちょっとどう言えるのかどうか分かんないんですけども、市としてはこの設置による効果というのはどのように考えていますか。

○次長兼防災安全課長 昨年度の令和5年度、まず設置の件数自体も6,000弱設置しているような状況ですので、かなり高齢者の方々のお宅には普及が進んでいるかなというところがございます。まず、振り込め詐欺に被害に遭わないためには、電話に出ないということが一つの被害を免れる要件でございますので、そういった意味では効果は出ているのかなというふうに考えております。以上です。

○矢澤 ぜひこれからも取組進めていっていただければと思います。一応ここまで。

○委員長 では、質疑の途中ではございますが、中断いたしまして暫時休憩いたします。

午後 零時 1分休憩

○

午後 零時59分開議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○次長兼防災安全課長 休憩前の矢澤委員からの令和5年度中の電話で詐欺での被害状況ということで御報告いたします。まず、発生件数のほうですが、91件、被害額のほうにつきましては3億3,600万円という額になっております。以上です。

○矢澤 ちょっと今の報告だったんですけども、年間というのが令和5年の1月1日から12月31日までの年間で91件ということでよろしいでしょうか。

○次長兼防災安全課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○矢澤 分かりました。それでは、続けます。報告書の42ページの文化施設修繕等事業というところでお聞きします。文化会館のトイレ洋式化の修繕ということで行われましたけれども、これで洋式化は全て終了したというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 これで一部和式、利用者からの要望で和式を残していただきたいという声もございましたので、それを含めましてこれで工事完了ということとなっております。以上です。

○矢澤 分かりました。文化会館といえば、以前からエレベーター設置の問題についていろいろな意見があったと思うんですけど、その辺はどうなっていますでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 現在各近隣センターのエレベーターの可能性も含めま

して、この文化会館もその可能性調査を今進行中でございます。以上です。

○矢澤 それでは、今ちょうど近隣センターのことが出ましたけども、報告書の43ページの近隣センター施設修繕等事業で、近隣センターで安全に快適に利用できるように様々な修繕が行われていると思うんですけども、今言ったそのエレベーターの設置の取組の進捗状況というのはどうなっているのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 現在外部委託には出さずに、都市部の営繕管理課のほうと調整しまして、営繕管理課で調査をしていただいている段階でございます。それで、結果が出ましたら近隣センターの長期保全工事に併せて予算化をする予定になっております。以上です。

○矢澤 ぜひ進めていただければと思います。それでは、戻りまして報告書42ページの行政連絡事業についてですけども、町会との関係がありますけれども、今町会の加入状況というか、その辺はどういう状況になっているか、分かる範囲で教えてください。

○次長兼市民活動支援課長 現在町会数は295町会で、加入率が約62%、年々低下の傾向でございます。以上です。

○矢澤 私も地域の町会の方から空き家が増えると、ワンルームマンションができたり、アパートできたりして、そういうの建てられるけども、入居者はほとんど町会に入らないというふうなことで悩み相談、やっぱり中には町会で払っているいろいろな地域でお金払っているのがあるんですけども、そういうのに入らないで、お金を払わないでいいのかというふうなことも含めて、いろいろ悩みがあつてちょっと相談もされたことがあるんですけども、この加入促進ということで今回チラシのことがな、やって取り組んだと思うんですけども、こういうことをやってどれくらい、すぐには出ないかもしれないけども、効果はどういうふうに考えていますか。

○次長兼市民活動支援課長 チラシ等を作成しまして、まずは先ほど委員さんもおっしゃられたアパートとかの入居者に御案内するために、千葉県の宅建取引業協会の東葛支部と協定結びまして、加入している住宅とかアパートメントのオーナーさんにもそのチラシを配って、加入するように啓発をいただいているところでございます。なかなか加入率には反映はできませんが、こういったチラシを効果的に配布しながら、加入率を上げていくことが必要だと考えております。以上です。

○矢澤 チラシが具体的に出ているんですけども、それ以外に町会さんに加入が増えるような形での支援というのは何かあるのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 公益活動団体でも町会の活動を支援していただく団体もございまして、共同の取組として町会の加入のパンフレットとかホームページでの啓発、それからこういったパンフレットを町会長会議等で配って、広く周知しているところでございます。以上です。

○矢澤 町会の方、市の行政にも協力してくれたりして、いろいろやっていると思います。本当に困難抱えていると思うので、地域に寄り添っているような事業を進めてください。

次、決算書の479ページ、消防団器具置場整備事業についてお伺いします。藤ヶ谷新田の消防小屋の関係者の方からトイレがちょっと都合が悪くなっているんだという話が届いたりしたんだけど、よく調べてみたら42年を経過しているというふうなことがありました。柏の消防団のほうには40年以上経過しているような消防団小屋というか、施設はほかにもあるんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 今のところ、先ほど申したとおり、耐震基準は全て満たしておるんですけども、四十……少々お待ちください。

○矢澤 後でもいいですよ。

○参事兼企画総務課長 じゃ、後ほどお答えいたします。すみません。

○矢澤 例えば去年、おとしし整備したところもあるかもしれないし、古いところもあると思うんですけども、この計画的な整備というのは、消防団小屋ですけども、器具置場、計画的な整備というのが行われているんでしょうか。

○参事兼企画総務課長 更新計画については、柏市公共施設等総合管理計画個別施設再編方針に基づき進めております。以上です。

○矢澤 じゃ、建てられてから長くあったら、そういうのが優先で整備していくとか、そういうふうな計画はもうあるということですね。

○参事兼企画総務課長 そのとおりです。

○矢澤 分かりました。例えばそうでなくても個々の消防小屋、施設があると思うんですけども、そういうところで個別に何かそういう課題があったときに、それは独自に整備計画とは別にそちらのほうに連絡したら対応していただけるとか、そういうようなことはあるんでしょうか。

○参事兼消防団課長 消防団の維持修繕に関しては消防団課で行っておりまして、例えば修理の依頼とかありましたら消防団課のほうに連絡していただくような形で、予算の範囲内で対応する形で行っております。ただ、高額な修理とか、そういう場合におきましては、優先順位とか、あと緊急度とか、そういうのも考慮して、財政部と相談しながら対応しているところでございます。以上です。

○矢澤 地域に密着してやっている、活動する拠点なんで、ぜひ整備を進めていただければと思います。以上です。

○参事兼企画総務課長 先ほどの矢澤委員からの消防団の器具置場の40年以上たっている分団小屋については、今のところ42か所ありまして、12か所が40年以上経過しております。以上です。

○渡部 決算報告書から伺いますが、ちょっと全体的なことなんですけども、長い間この決算報告書というのは横長でした。今回、令和5年は縦長に変更になったわけなんですけども、私は個人的には非常に読みやすくなって、内容についても随分工夫がされているなというふうに感じました。それで、こういう例えば体裁、内容とか、それは財政課のほうでこれは決定されたことなんでしょうか。

○財政課長 財政課のほうで今年度見やすいような形の工夫ということで、グラフを比較的以前のバージョンに比べて多く取り入れたりというようなことで変更、改

正を実施したというところでございます。以上です。

○渡部 冒頭金額の単位の間違いというのがちょっと指摘されて、そこだけが非常に残念なんですけども、やはり常に見やすいような報告書、分かりやすい報告書にこれからもぜひ努めていただきたいと思います。具体的にこの中身について伺いたと思います。報告書の５ページの実質収支についてです。令和５年度については４６億３,５２３万円で、４年度が５６億１,９９４万円、約１０億円減っているという数字上はそうなんですけども、４年度はコロナの影響で国への返還金についてもここに入っていたと思います。それで、国への返還金を差し引いたときの４年度、そうすると５年度との違いが幾らになるのかについてまずお示してください。

○財政課長 委員今御指摘いただきましたとおり、実質収支の金額の中には国、県の支出金、こちら精算によりまして翌年度返還をするものというものも含まれてございます。令和４年度につきましては、５６億円の実質収支のうち国、県支出金の返還額約１０億円ございました。ですので、それらを差し引きますと約４６億円。令和５年度につきましては、実質収支４６億円ございましたけれども、国、県支出金の精算により返還が見込まれる額につきましては２億円でございます、そちらを考慮いたしますと約４４億円ということで、そういった意味で比較いたしますと令和４年度４６億、令和５年度４４億ということで、実際の実質収支は１０億円差がございますけれども、それらを考慮しますと大きな差はなかったものというふうに認識しております。以上でございます。

○渡部 コロナの影響によつての返還額というのは、毎年そういう大きな返還額が生じるのではなく、コロナの時期の特別なことだったのではないかというふうに思います。そうすると、やっぱり返還金のことは考慮して実質収支というのは示す必要があるのではないかと思ったんですね。前年比で１０億円減ったというその印象がすごく残ってしまって、だけど返還金なんかを考慮すれば昨年とあまりその差はない。それがどこかにはそういうことが記載されているのか、５年度のところには。返還ってもしかするとこれからのもあるので、分かりやすく国、県への返還金などを差し引いた場合はこういう実質収支ですというのがどこかで分かる必要があるなと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○財政課長 翌年度の返還金につきましては、おおむね見込まれる額というのは想定できるんですけれども、まだ決算を打つ段階では金額的な部分確定していないというところもございますので、そちらのほうを考慮して実質収支を出すですとか、具体的にお示しするというのはなかなか難しいところがございまして、現在のように返還金の金額につきましても含めて実質収支でお示ししているというところがございます。以上です。

○渡部 実質収支の中身について、私たち議員の側もしっかりとその内容についてつかんだ上で審査しなければいけないなということをちょっと思いました。

次に、基金について伺いたと思います。財政調整基金についてなんですけども、決算書では前年と比較するわけなんですけども、令和４年度末は１４２億円、報告書も１４２億

円で、決算の概要のところでは167億円というふうに財政調整基金について示されています。これは、どうしてこういう数字の違いがあるのかということと、こういうふうな表記が普通なのかということについてちょっと御説明ください。

○財政課長　今回お話しいただきましたのは、決算報告書でいいますと18ページのところの基金の残高のところで財政調整基金が令和4年度142億円、令和5年度196億円という形で増えているというところかと思います。こちらの内容といたしましては、令和4年度に、4年度末、3月の末の時点で予算で計上しておりました財政調整基金25億円の繰入れ、こちらを取り崩すという想定で一旦年度末を迎えたんですけれども、出納整理期間に入りまして収支のほうがある程度確保できるという見込みが立ちましたので、こちらの25億円については財政調整基金のほうに繰り戻すということを行いました。さらには、令和4年度の決算最終的に出ました中で実質収支約56億円余り出ましたけれども、こちらの2分の1、決算剰余金の2分の1は条例で財政調整基金に積み立てるというふうに決まっておりますが、こちらの金額29億円を令和5年度に積み立てたと。つまり25億円と29億円を令和5年度に積み立てる形となりまして、令和4年度から令和5年度にかけましては54億円の財政調整基金の増という形になっているというところでございます。以上です。

○渡部　出納の時期ですとかいろいろな時期で財政調整基金って額が動くのかなと思ったんですけど、ただ最初に会派の説明のときの決算の概要のところで財政調整基金が167億ですよ。実際には決算報告書のところでは令和4年は142億円、この表記が違ふとちょっと混乱してしまう。私なんかは混乱しちゃったんですね。どうしてそうなのかなと。今のお話を聞けば、令和4年から5年に急激に増えているけれども、それは2つに分かれていてという説明で、急な階段になっているけれども、実際にはもうちょっと令和4年については額は大きいんですよという、そういうことなのか、表記のその金額が違ふことがどういうふうに理解したらいいのかなという質問なんです。

○財政課長　金額のほうが大きくなってしまったというところにつきましては、基金の年度の締めが3月末で、一般会計等の会計の締めが出納整理期間終えた5月末ということで時点が違ふというところがございます、決算報告書でいうところの令和4年の残高、こちらは令和5年3月時点で一旦区切ったものと。令和5年度については、4月から、あるいは5年4月から令和6年3月までに積み上がった金額ということで記載をさせていただいております。以前決算の概要について御説明させていただきました資料の中では、確かに御指摘のとおり令和4年度については決算報告書にあります142億円から25億円を足した167億円という形の記載になってございます。しかしながら、こちらの資料中、ちょっと見にくい形で申し訳なかったんですが、欄外のところに出納整理期間中に行った積立て等も反映しておりますということで決算の資料のほうには記載をさせていただいております。ただ、正確には基金というのは3月末で区切りを迎えるという形になりますので、その時点での残高の表記といたしましては冊子になっております決算報告書の数字、こちらで示

させていただくという形になるというところでございます。以上でございます。

○**渡部** 理由とか説明は分かりました。ただ、出納整理期間中に行った繰入額、積立額を反映していますっていても、1億、2億の話じゃないわけなんですね。だから、こういう大きな金額のときやっぱり分かりやすく何かしら説明というのがあってしかるべきではないかなってちょっと思いました。数字は間違えてはいないだろうなと思いましたけども、どうして決算報告書と概要とでこんなに違うのかなというふうにやっぱり素朴に疑問を感じてしまうんですね。今みたいな説明で分かりますけども、そこはぜひ分かりやすい説明に努めていただきたいなと思います。財政調整基金の問題なんですけども、恐らくこの財政調整基金の額というのは、令和5年度ですね、過去最大の金額ではないかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○**財政課長** すみません。完全に確認できたわけではないんですけど、ここまでの残高になったというのは、過去にはあまりなかったかとは思いますが。以上です。

○**渡部** 財政調整基金の適正な在り方、これまでも何回か聞いたことがありますけども、その適正規模についてはどのようにお考えでしょうか。

○**財政課長** 財政調整基金につきましては、一般的に標準財政規模の10%から20%程度を確保しておくというのが適正であるというふうに言われております。柏市のほうでは、10%から20%といいましてもかなり幅がございますので、おおむね10%程度が確保できていればというふうに考えておりまして、標準財政規模、令和5年度は869億円でしたので、10%となりますと約87億円程度というふうになります。かつ毎年度柏市のほうでは予算を組むに当たりまして、財源といたしまして財政調整基金から約30億円を繰り入れて、歳入として入れて予算を組んでいるというところがございますので、その30億円についても留保する必要があるというところがございますので、おおむね87足す30でいきますと大体100億円から120億円程度、こちらの金額は財政調整基金として残高として確保しておかなければいけないというふうに考えているところでございます。以上です。

○**渡部** 柏市の財政調整基金の規模というのは、私は非常に過大なというふうに思っています。それで、ほかの基金についても伺いたいと思うんですけども、土地開発基金なんですね、約50億円。この土地開発基金というのは、常に残高は同じ金額がずっと計上されているわけなんですけども、これは年度途中で土地開発基金を使ったけれども、必ず、一般会計からになるんですかね、戻して、常にこの金額にしておくという財政方針なんでしょうか。

○**財政課長** 土地開発基金につきましては、いわゆる積み立てたり、取り崩したりというような財政調整基金ですとかといった基金と違ひまして、定額運用基金となっておりまして、約50億円残高ございますけれども、こちらについて例えば用地の先行取得ですとかを行う際に一時的に活用して使う形を取りますけれども、最終的に市のほうでそちらの土地を買い戻すというようなことをした場合にその金額を土地開発基金のほうに戻すというような形の運用をしておりますので、ですので残高の

金額を一定額、定額で運用しながら管理している基金という形になります。以上でございます。

○渡部 この基金については、今後その方針が変わるのでしょうか。用地の取得というと、例えばT Xの沿線開発のときなどやはり用地取得が必要な時代というか、あったと思います。今はそういうときではないんじゃないかなと思います。常にこの土地開発基金を50億の規模で、ずっとそういう規模にしておくんだということは、当然見直しされるべきときではないかと思いますけども、今後この基金についての、例えば令和5年度でもいいですけども、活用、金額について何か検討されたり、それが6年、7年度に何か反映をされるということがあるのでしょうか。

○財政課長 土地開発基金につきましては、令和5年度末の時点になりますけれども、残高約50億円、このうち土地の先行取得等を行って、土地という形で持っているものが約5億円、つまり5億円については活用しておりまして、約45億円については活用されていないという状況でございます。今後土地の先行取得等を行う事業がどのくらいあるのかというところの規模等から考えますと、やはり残額等は、残額といいますか、基金の活用されていない金額かなり多くなっているというところはございますので、こちらの基金の活用の方法等については今後の財政運営等の中で検討していきたいというふうには考えております。以上でございます。

○渡部 外郭団体ですけども、土地開発公社、この資産については報告書には載っていないわけですけども、これもやはり柏市の財産として捉える必要があるんじゃないかなと思いますけども、解散について多分検討されていると思うんですけども、令和5年についてもこの土地開発公社の解散については何か検討されたのか。そこが持っている財産について、ちょっと金額も示していただきたいと思うんですけども、どんなふうな状況になっているのか少しお示してください。

○財政課長 土地開発公社につきましては、現在経営の健全化に関する計画に基づきまして、令和7年度末を目途としまして解散に向けて準備を進めていくという方向で進めてございます。今お話ありました土地開発公社の財産の状況ですけども、正味資産といたしまして約30億5,000万円でございます。このうち土地で持っているものが15億4,000万円、現金及び預金で持っているものが15億1,000万円でございます。こちら土地開発公社まだ解散の準備をしている段階で、解散はしていませんけれども、解散されますと土地開発公社の定款によりまして残余財産については柏市のほうに繰り入れるという形になってございます。したがって、こちらの土地も含めて正味資産約30億円、こちらの財源については今後のまちづくりですとか財政運営等に活用していくというような流れになるかと思っておりますけれども、具体的な活用方法についてはこれから検討等していくという形になるかと考えております。以上でございます。

○渡部 柏市の財政が厳しいという言葉はいろんなところでよく聞かれます。だけど、財政調整基金が過去最高額に積み上がっている。土地開発基金も50億ある。今外郭団体の土地開発公社、解散の準備をしている。そこも30億ある。柏市は、結構

基金ですとか財産について保有している自治体なんだなと思います。先ほどから事業の優先順位とか出ていましたけども、恐らく監査の意見書の中でも大型の事業を控えているために、これから財政調整基金を各種の基金に回したり、土地開発基金も恐らくそごうの買取りのための費用にも回るんだろうなと思いますけども、決算の中身から柏市の財政状況からいって、市民の本当に切実な身近な要求に応えられるだけの柏市の財政は私は保有しているなというふうに思うんですね。それが優先的に大型の事業にばかりつぎ込まれることになると、それこそ市民の要求が後回しになるなと思いますので、私はさらなる健全財政、本当の市民サービスを向上させるという意味での健全財政を行っていただきたいなと思います。

次に、報告書26ページの会計年度任用職員のことについて伺いたいと思います。先ほどから議論もありました。正規職員と会計年度職員の割合がほぼ半々だという答弁もありました。この正規職員と会計年度任用職員の比率、例えば近隣市ですとか中核市などと比較をすると、柏市の状況というのがどうなっているのかということについてまずちょっと御説明いただきたいと思います。

○人事課長 会計年度任用職員は、人数ベースで正職員と同じぐらい働いていただいておりますが、ただ勤務時間ベースでは正職員のほうがマンパワーとしては多いという状況です。他市との比較につきましては、ちょっと今すぐ手元に正確な数字はないんですけれども、柏市は近隣と比較してどちらかというと会計年度任用職員の比率が高い状況にあると認識しております。以上です。

○渡部 仕事をやっていく上で会計年度任用職員の協力というか、会計年度任用職員なしに市の業務は回らないと思います。ただ、それが本当にその割合が適正かどうかというときに、やはり他市との比較ですとか中核市との比較なんかも考慮に入れて、こういったところでもその質問をしたりします。やはり柏市は正職員の比率のほうがとても低いのではないかなと思います。それで、会計年度任用職員の中の女性の比率、それと例えば扶養の範囲内で働いている人のそのうちの比率、割合が分かりましたらお示してください。

○人事課長 会計年度任用職員の中での女性の割合は約85%程度、また扶養の範囲で働いている方の割合は70%前後と認識しております。以上です。

○渡部 ほとんど女性に支えられているという状況だと思います。昨年ですけれども、最低時給が変わって、柏市の会計年度任用職員の時給が県の最低賃金を下回ったということが起きてしまいました。昨年の経験を踏まえると、県のほうの最低賃金も多分1,076円ですか、上がると思います。そうすると、それを下回ってしまう方というのはどのくらいいるのか。もしあれば、昨年の経験を踏まえて柏市ではどのような対応をしようとしているのか。

○人事課長 最低賃金の示された金額を表面的な単価で下回っている人数としましては、おおむね600人前後いるものと認識しております。ただ一方、期末手当、民間でいうところのボーナスに相当する期末手当が一部支給されているということもございまして、年収では最低賃金を上回るということで、昨年はそういうことで判断

をしたところですが、本年度につきましては、これから人事院勧告に基づく対応を職員組合と協議したりしていきますけれども、今のところの考えとしましては、正規職員と同様に4月に遡って単価を見直しして、12月に差額を支給することも含めて検討しております。そういった点では、今のところ昨年度と違う方法で対応することを検討しております。以上です。

○**渡部** 今の答弁でちょっと私分らないところありました。柏市で例えば事務職は幾らとか、保育士だったら資格を持っている人、保育補助の人、時給が決められていると思います。それで、その時給は下回っても年収ベースで上回っていたみたいな御答弁ありましたけども、県の最低賃金というのは柏市が示す会計年度任用職員なんかに示す時給ではなく、トータルで年収で割って計算するって、そんな方法取るんですか。柏市が示す時給というのが県の最低賃金を割り込んではいけないということだと思うんですが、それ違うんですか。

○**人事課長** 最低賃金の単価につきましては、基本的には柏市の自治体の職員に関しては直接のルールとして適用があるものではないと認識しております。ただ一方、公営企業の職員に対しては直接適用がありますので、そういった対象の方につきましては必要な時給のアップを行っております。その他の職員につきましては、直接適用はないんですけれども、そういった意味で昨年はボーナス含めて、期末手当を含めて年収が上回っているということで、その上回り幅もおおむね20%程度を上回るだろうということで、昨年はそういった判断で対応を考えたところです。本年度は、ちょっとそれとは違った形で、遡って差額を支給することも含めて検討しております。以上です。

○**渡部** 半分ちょっと分からなかったんですけども、県の最低賃金が1,076円になる。そうすると、柏市が会計年度任用職員の公募をするとき、柏市がその賃金を示すときに1,076円を下回るような柏市の提示はないということではないんでしょうか。下回る可能性もあるんですか。

○**人事課長** 募集の条件につきましては、その都度募集のときにホームページですとかでお示ししておりますけども、各所属において行っております。状況としては、一時的に最低賃金を下回る単価で募集の表現がなされていた可能性もあると認識しております。ただ、そこは先ほど申し上げましたとおり法律の適用が直接及びませんので、繰り返しになりますけども、期末手当を含めた年収で上回っていたということで認識しております。以上です。

○**渡部** 昨年も約3,000人近い会計年度任用職員がいました。柏市は、一斉公募という方式は取らないというのは伺っていますけれども、いずれその会計年度任用職員の採用というのもたくさん出てくると思います。そのときに時給幾らというのは表示するわけですから、やはりそこで判断をされると思います。そうすると、余計に、去年だって恐らく会計年度任用職員の採用って結構大変、困難なところもあったんじゃないかと思いますが、私はますますこれが募集かけても来ないとか、大変になるんじゃないかと思いますが、それで、やはり正規職員に替えていく、必要な部署、

役割が違うと言いましたけど、ほとんど同じ仕事をしている人、せめて少なくともその専門職からまず正規職員を増やしていったって、去年のように50対50みたいなことではなく、やはり正規職員の割合をもっと増やすという努力を、それと会計年度任用職員についてもぜひ時給をアップして、表面的に分かるところでの数字なわけですから、待遇の改善をぜひ図っていただきたいと思います。

27ページの職員の健康管理について伺います。毎年気になるのは、病休者の状況なんですね。柏市の病休者、特にメンタルで病休している人の状況というのが気になります。昨年病休者は何名で、そのうちメンタルによる病休者は何人くらいだったのか、ぜひお示しください。

○人事課長 令和5年度の病気休暇、一定日数以上、30日以上、またはそれを超えて休職に至った方の人数につきましては、令和5年度を71人、そのうちメンタル疾患の方は47人ということになります。以上です。

○渡部 そうすると、全体の半分以上がメンタルで、この数字、令和5年のこの数字というのは、今までの傾向からいうと少なくなっているのか、増えているのか、いかがでしょうか。

○人事課長 年によって増減ございますが、感覚も含めてになりますけども、やっぱり増えてきているのかなという認識はしております。以上です。

○渡部 働き方改革は、労働時間だけではないと思いますが、残業時間についてはやはり縮小をしていかなければならないというのがこれまでも決算のときには説明されていましたが、長時間労働ですね。それと、例えば過労死のラインを超えるような長時間労働、これについては、昨年は改善がされたでしょうか。

○人事課長 時間外勤務につきましては、上限規制の考えを持っておりまして、例えば年間720時間超えですとか、月100時間超えですとか、そういった方、そういった特に多い方から、または月45時間超えが年間7回以上の方など、そういった方を含めて実人数では39人となっております。状況につきましては、特に大きな改善というのはなかなか難しく、引き続き対応が必要と考えております。以上です。

○渡部 会計年度任用職員と正規職員とのその比率、もっと正規職員が増えて、仕事の責任、それが変わってくれば、これも変わるんじゃないかなというふうに思えてならないんですね。それと、管理職については、なかなか時間外労働というのが把握するのが困難。だけど、パソコンの立ち上げ、あとは電源切ったときですか、それで把握をされているのかなと思うんですけども、令和5年度の管理職の時間外労働の実態というのはどのようにつかんでいるでしょうか。

○人事課長 管理職の時間外勤務につきましては、正確な把握が難しい状況です。ただ、そうはいっても時間外の上限規制の考えを持っておりますので、令和6年度の状況にはなりますけれども、パソコンの動作記録を基にしまして、非管理職と同様に上限の規制のラインを意識したレベルを決めまして、そこでこういった職員についてはその所属長に声かけをしております。人数は、正確な把握は取っていないんですけども、それほど多くはないです。数人程度というふうに認識をしております。

ます。以上です。

○**渡部** 先ほど示された病休者の中に管理職の方も含まれているのかどうか。

○**人事課長** 令和5年度に管理職が含まれていたかどうか、すみません、ちょっと正確なデータは今手元にございませんですが、多くは非管理職員というふうに認識をしております。以上です。

○**渡部** 職員の健康管理は非常に大事だと思います。それで、職員が本当にやりがいを感じて、モチベーションを高く持って仕事に就けるとというのがやっぱり市民サービスの向上につながるのだと思いますので、引き続き職員の健康管理、あと適正に職員を増やしていく、残業時間も減らしていく、働きやすい職場環境の改善に向けて、これはもうぜひ努力をしていただきたいと思います。

次に、31ページの振り込め詐欺の対策のことについて伺います。先ほども件数とか示されました。私は、この高齢者の80歳以上の方の録音機を無償で配付、設置をする、これは一定その効果のあったことではないかなというふうに思います。これは、去年もそうなんですけども、金額でしか示されていないんですね。これは、先ほどは設置が約6,000弱という御答弁でしたかね。これは、こういった報告の中に何件設置をしたという具体的な数字ではなかなか示せないのでしょうか。

○**次長兼防災安全課長** まず、件数のほうですが、昨年設置しました件数、取付け件数が5,436になります。また、再訪問で設置したものが226件ありますので、6,000弱と先ほどお答えさせていただきました。数のほうにつきましては、今後分かりやすい記載ということで、見直しに向けて検討してまいります。以上です。

○**渡部** 購入費の補助のほうは件数と補助額が書いてある。この取付け事業のほうは件数がないんで、何件なのかなというのは私もちょっと思いました。それで、先ほど被害額について、やはり効果があるということだだと思いますので、ぜひこれは取付け件数も表記していただきたいなと思います。先ほどの答弁の中で、電話に出ないことですよみたいにありました。ただ、今の被害って電話だけではなく、直接訪問してきての被害というのも恐らく増えているんじゃないかと思います。ですから、電話機だけの対応ではなく、これは前にちょっと質問をさせていただきましたけども、まずインターホンで相手の顔が分かって、これは出る必要がないとか、そういうことがやはりこの被害を防ぐ大きな手段にもなるんじゃないかなと思いますので、これはこの決算とはちょっと違ってきますけども、ぜひそういう被害を軽減していくという立場に立って、いろんな方策を検討していただきたいというふうに思います。

次に、報告書でいいますと90ページ、消防関係のことについて伺いたいと思います。今年の1月1日の広報、全面的に消防のことが紹介されていて、これは1月の広報ですから、恐らく能登半島地震の起きる前に編集された内容だと思いますが、ただ1月1日に能登半島の地震が起きて、消防の役割というのは再認識が市民の中にも広がったし、この広報を見て、私もやはり消防職員の果たす役割、消防の果たす役割が非常に大きいし、本当に市民の命を守るすばらしい取組をやっているとい

うことが広報の数ページずっと掲載されていたので、これは市民から見ても消防に対する理解が非常に広まったのではないかというふうに思います。ちょうど時期を得た特集だったなというふうに考えています。そこで、伺いたいんですけども、これまでも女性消防職員の比率を増やす、この中では5.5%というのがあって、多分全国平均だと3.5くらいになるのかしらと思うんですけども、全国平均よりは柏市の女性消防職員の比率は高いと思います。それで、昨年も消防庁舎の改善とかやっていますが、この中で例えば女性消防職員を増やすってなったら、やはりそれは仮眠所ですとか洗面所ですとか、いろいろとそれなりの設備を整えなければならないと思います。昨年のこの改修の中で、女性消防職員を増やすための改修項目というのはあったのでしょうか。

○参事兼企画総務課長 消防施設12施設のうちに光ケ丘分署と旭町消防署にしましては、スペースの関係で女性用仮眠室等のスペースが設けられないということで、12施設中10施設、十の施設に関しては、もう既に女性職員等が勤務できるように施設整備を行っております。以上です。

○渡部 この広報の中でも女性に来てもらえてよかったとか、女性だからできた役割とか、取材ですとかね、その中でもそんなふうなことありました。体力の点ではもちろん男性と同じようにはできないと思いますが、市民にとっては女性消防職員に来てもらった、救急で私も経験しましたが、女性に来ていただいて本当に助かったって、安心できたという声なども直接聞いています。柏市は、女性消防職員を増やす努力をしていると思いますが、さらにぜひそれは努めていただきたいなと思います。議会の役割は、やはり環境整備だと思っていますので、消防職員の方が本当に働きやすいようないろんな資機材の更新、あとは施設の環境整備などについては、議会もきちんと責任を負って取り組んでいかなければいけないなと改めて思ったところです。以上です。

○塚本 何点か質問を行わせていただきます。まず、決算報告書の26ページ、職員採用事務について質問をさせていただきます。令和5年度の採用試験で申込者数615名、採用人数133名とのことですが、結構合格して辞退される方というのは多かったですでしょうか。

○人事課長 御質問にありましたとおり、辞退者数はやっぱり一定数おまして、一応私が今把握している数字としましては、昨年度43人の辞退があったというふうに捉えております。以上です。

○塚本 辞退される方にも多分いろんな要因があると思うんですけども、別に辞退したのが一概に悪いとかいいとかという問題ではないんですけど、その要因の分析とかというのはされているのでしょうか。

○人事課長 辞退の理由につきましては、我々もすごく関心を高めて見ております。実際には正確な理由の把握難しいんですが、可能な範囲で聞き取りという形で行っております。理由としましては、一般的に多いのが同じ公務員での併願をしていて、例えば国家公務員ですとか東京の23区のほうの職員ですとか、そういったその方が

より志望度が高いほうに内定をもらえたことで、それによる辞退というものが一定数あるものと認識しております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。いろいろ分析する中で、何か柏市としても改善する点、すべき点も見えてくるのかなとは思っていますので、ぜひ引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、同じく決算報告書の28ページの広報戦略事業です。先ほど来フィルムコミッション業務の話が少し出ておりましたけれども、この点について質問させていただきます。先ほど担当が決められているということでしたけれども、これに係る経費は人件費以外でどういったものがあるのでしょうか。

○広報広聴課長 フィルムコミッションの協会のほうに入っている会費ですとか、そういったものが若干ございますが、大半は人件費になっております。

○塚本 うちの近くでもフィルムコミッションが行われているといううわさを聞きつけて、自分急いで駆けつけたことがありまして、警備の人に止められまして入れなかったんですけれども、某有名女優さんが来ていたということで、地元としてもちょっと話題として盛り上がるなと思っていまして、こういった事業は本当にすばらしいと思っております。成果の指標がなかなかちょっと、どういったところで成果の指標を判断するのかって難しいと思うんですけれども、先ほどツイッターとかの数とかというのもあったんで、ほかに何か成果の指標で考えられていることはあるのでしょうか。

○広報広聴課長 やはり拡散という意味では、そういったSNSの反響が一番見やすいかとは思っておりますが、令和6年度の事業にはなりますけれども、こういった成果をまとめて、ただいまロケ展示という形で一般の市民の方にも成果というか、撮影の実績をまとめて御覧いただくような場を設けたりしております。こういったことで活動の普及を図って、皆様がSNSなども含めてさらにそういった反響が起きやすくなる環境づくりということかと思っております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。まだこれからだとは思いますが、アニメとか漫画とかドラマで取り上げたところを回る聖地巡礼みたいな、巡礼というのは分からないですけど、そういうのがありまして、意外とこれが新たなビジネスモデルで何か注目されているそうです。そういった意味で、柏ではそういった聖地と言われるところはまだこれからだと思いたうんですけれども、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひますし、これもちょっと欲張りかもしれませんが、今国ではクールジャパンでいろいろな取組している中で、今のフィルムコミッションというのはあくまでも国内事業者、国内のそういった撮影する人がメインだと思いたうんですけれど、何か今後ちょっと海外戦略とか、そういったのを考えていらっしゃるのでしょうか。

○広報広聴課長 なかなかこちらから作品を選びに行くというのは難しいことではあるんですが、代理店などを通して海外の映画ですとか、ドラマの作品というものもお話があれば調整というのは行ったこともございまして、成果には結びつきませんでした、そういったものは今後ともあれば対応を積極的に行きたいと思ひ

ます。

○塚本 楽しみにしていますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、報告書の29ページの危機管理事業でございます。先ほどもちょっと質問があったんですが、情報管理システムで9件という話が出てございました。このシステムというのは、どこのシステムで幾らくらいの費用がかかっているんでしょうか。

○危機管理政策課長 こちらのシステムにつきましては、情報収集、管理するシステムにつきましては株式会社ドーンという、もともとはGISなどを専門に出かけていた業者が今回利用している管理システムでございます。費用ですが、債務負担行為5年間設定をしております、単年度の年間の利用する費用ですが、一月21万に消費税、年間で277万2,000円が年間の費用でございます。以上です。

○塚本 ありがとうございます。この間の台風7号のときも自分ちょっと危機管理部行かせていただいて、パソコンで避難所の場所とか人数とかが一目瞭然で出ていまして、当然ホワイトボードも兼用しているので、完全にデジタル化というのは厳しい部分あると思うんですけども、なかなかすばらしいシステムを採用されたなと思っております。実際この入力する部署というのは、どこの部署まで入力するような感じになっているんでしょうか。

○危機管理政策課 入力できる部署につきましては、全部署アカウントを設定しております、災害時にいろんなそれぞれの部署で役割がありますが、それを行った場合には必ずここへ登録するようにしております。以上でございます。

○塚本 ありがとうございます。今議会でも避難所の受入れ態勢について若干質問が出ておりましたが、避難所とか、そういった危機管理のデジタル化が今進んでいる中で、避難所の受入れについてもマイナンバー等で管理しているようなシステムをやっている自治体があるそうでございます。柏市ではまだ実施していないと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。危機管理事業については以上です。

続きまして、決算報告書の32ページの戸籍住民基本台帳事務事業について質問させていただきます。32ページの証明書等の交付件数でございますが、LINE住民票が174件、LINE印鑑証明が96件ということで、このLINEを使つての証明書の交付事業というのは昨年、令和5年の4月28日からスタートしたばかりだと思いますが、この件数について担当課はどのように評価されますでしょうか。

○市民課長 こちらの件数につきましては、窓口ですとかコンビニ交付の件数に比べますとまだまだ少ない状況ではございますけれども、御自宅からそのまま手続きをいただければお手元に郵送でお送りできるということで、今後広報活動もっと力を入れていきたいと考えています。以上です。

○塚本 ありがとうございます。ちょっと確認ですけれども、そのLINEで取得できる証明書の範囲は、住民票と印鑑証明以外に身分証明書と税務関係は、今年度でしたっけ、昨年度取れたんでしたっけ。

○市民課長 税の証明に関しては、9月1日からLINE申請ということで受付開始しました。

○塚本 分かりました。ありがとうございます。そしたら、それはまた来年の決算でなると思います。コンビニ交付のほうなんですけれども、いろんなシステムがあると思うんですが、コンビニ交付で取得できるのは、身分証明書は取得まだできないんですかね。

○市民課長 身分証明書はまだ取得できません。以上です。

○塚本 分かりました。柏だけの問題ではないと思うので、あれですけども、引き続き身分証明書なんかも取得できればさらに利便性が広がると思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

続きまして、同じ報告書の33ページのマイナンバーカードの交付関連事業についてお伺いさせていただきます。マイナンバーカードの交付件数のうち、再交付のうち有料の方が1,796件ということなんですけれども、この有料再交付の理由というのはやはり紛失が主な理由になるのでしょうか。

○市民課長 委員御指摘のとおりでございます。

○塚本 結構な方がなくされているなという印象を受けまして、証明書で使われるので、悪用されなければいいかとは思いますが、この紛失された方の例えば年齢構成だとか、何か要因だとか、そういった分析みたいのはされているのでしょうか。

○市民課長 細かな分析まではできておりませんので、そこはしっかり検討してまいりたいと考えております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。ちょっと推測ですけど、やっぱりある程度認知症の方とかがいろいろなくしてしまったりとかするとなると、また悪用される危険性もあると思いますので、そこら辺についても今後引き続き検討していただきたいと思います。

続きまして、ごめんなさい、ちょっとページ戻るんですけど、30ページの犯罪が起りにくいところです。犯罪が起りにくいまちづくり事業について、防犯カメラの設置事業についてお伺いいたします。30ページの下のところ、10団体16台の防犯カメラに補助金を交付したとございますが、これは内訳として新規設置と更新の割合が分かれば教えていただきたいんですけれども。

○次長兼防災安全課長 16基全てが新規設置になっております。以上です。

○塚本 平成30年度から補助しているということで、全部で296町会でしたっけ、そのうち大体何町会がこの補助金使って設置されているのでしょうか。

○次長兼防災安全課長 総数のほうが58団体、設置台数のほうが96台になっております。

○塚本 ありがとうございます。この補助金を支出している対象は、町会自治会等でございますが、この対象範囲を拡大する考えはございますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 今のところ町会単位でということで考えております。以上

です。

○塚本 ちょっと議会でも質問させていただいたことあるんですけども、引き続き検討していただければと思います。

続きまして、報告書89ページの救急救命ネットワーク事業についてお伺いいたします。AEDの設置でございますが、屋外にAEDを設置されているのは何台になるのでしょうか。

○救急課長 取りあえず消防署に10か所、あとが小学校、柏市立高校、あと公共施設で5か所になります。以上です。

○塚本 ごめんなさい。消防署10か所、小学校42か所ですかね。あと……

○救急課長 ちょっと待ってください。小学校42か所、柏市立高校1か所、あと公共施設が5か所になります。

○塚本 ありがとうございます。そうすると、中学校は今年度ということでしょうか。

○救急課長 中学校は、今年度学校のほうでつける予定になっていると思います。以上です。

○塚本 一分一秒を争うときに、土日とか屋内にあってはちょっと対応できない場合もあると思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

最後に、消防のほうなんですけれども、ちょっと決算報告書と決算書のどこに書いてあるかよく分かんなかったんですけれども、ドローンの配備についてはどのような状況になっていますでしょうか。

○指揮統制課長 現在柏市消防局で保有しているのは、5基保有しております。そのうちの2基が災害対応として行っております。残りの3基については、訓練機として使用しております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。これを操作できる人員というのは何名くらいいるんですか。

○指揮統制課長 現在42名を確保しております。

○塚本 訓練以外に活用された事例というのは、決算で令和5年度中に何かございますでしょうか。

○指揮統制課長 訓練以外のことですが、令和5年度は火災現場で18回ほど飛んでおります。あと、産業廃棄物へのパトロールとしてスカイパトロールが年2回行っております。以上です。

○塚本 ありがとうございます。先ほど危機管理部に情報管理システムの運用のことを聞かせていただいたんですけども、ということは消防の持っているこのドローンの画像とかも災害が発生したときに危機管理部のシステムなんかで映すことは可能ということになるのでしょうか。ちょっとどちらに聞いていいか分かんないんですが。

○危機管理政策課長 写真の添付など可能でございますので、上げていただければそれぞれの職員で共通で見れるようになります。以上でございます。

○塚本 ここ数日前も能登で大雨で洪水が起こったり、今はいつ何どき何が起こるか分かりませんので、そういった最新のドローンの映像なんかも活用しながら、市民の安全、安心のために取り組んでいただければと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

そうしましたら、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 8 分休憩

○

午後 2 時 20 分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

○指揮統制課長 先ほどの塚本委員についての質問に訂正がございます。ドローンの操縦する人員なのですが、先ほど42名と申しましたが、43名の誤りです。大変申し訳ございませんでした。以上です。

○内田 それでは、一委員として質疑を行います。議題となっております議案第1区分の議案第21号、昨年度の決算の当委員会所管分についてでございます。昨年も委員長にお断りしたところなのですが、視覚的に見る決算書、決算報告書、決算審査意見書のページ数がかみませんので、事業名、政策名をはっきり発言していきますので、その点をまずお許してください。それではまず、財政課に予備費についてお尋ねいたします。予備費については、どういう事業に充当したのか、まず新規事業に充当したものと、それから既存の事業を補完するために予備費を活用したものとそれぞれ内訳を教えてください。

○財政課長 予備費を充当した事業、新規のものと既存のものということでございますけれども、新規のものというものは特にございません。既存の事業で予期せぬ支出がありまして、充当するというような事業は何点かございました。以上でございます。

○内田 具体的に予備費を充当した事業というのは、大きなものとしてはどのようなものがありますか。

○財政課長 予備費を充当させていただきました事業のうち大きなものでいいますと、職員の人件費の中で退職手当ですとか時間外勤務手当、こちらの不足が見込まれたものについて年度末に充当したもの、こちらがございました。このほかでいいますと、市税の過誤納負の還付金、こちらの歳出予算も一定額確保はさせていただいているんですけれども、不足が見込まれたものについて充当させていただくというものがございました。このほか予備費を充当する事業といたしましては、大雨等の風水害が発生した際の対応の費用ですとか、あとは例えば道路の管理の瑕疵による補償の支出ですとか、そういったものに予備費のほうを充当させていただいているというところでございます。以上でございます。

○内田 道路保全とか災害対策については、これ突発的なので、予備費の充当はいいと思うんですが、人件費についてはある程度予算で見積もれていたところはある

と思うんですが、予算の段階で見積もるのは難しかったのでしょうか。

○給与厚生室長 人件費についての予備費充当についてのお尋ねでございます。主なものは、一般職の退職手当に充当いたしております。こちらなんですけれども、令和5年度は定年引上げの初年度ということで、例年ですと60歳を迎えて退職する職員につきまして定年退職分として計上するんですけれども、定年の年齢が61歳になるということで、当初予算の段階でこちらを計上しておりませんでした。実際には年度の後半にいくに従って退職の申出をいただいたりというようなこともございまして、令和6年の第1回定例会に補正ということで60歳を迎えて退職する職員8名分の退職手当1億9,200万円を補正予算として案として提出させていただきまして、それ以外の早期退職ですとか、そういったようなものにつきましては予備費や流用等で対応するというにいたしました。委員のおっしゃるとおり、こちらは決算見込みと精査を重ねていかなければならないと思っておりますので、今年度につきましては、このような多額の予備費とならないように精査をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○内田 その点はよろしくをお願いします。予備費については、コロナの頃は別として、大体毎年同じ額を計上していますけれども、昨年度の決算でございますと予備費で残額というのは幾らぐらい残っているのでしょうか。

○財政課長 令和5年度で申し上げますと、予備費計上させていただいたのが5億円、予備費を充当させていただいたものが約3億100万円ですので、おおむね残しましては2億円という形になります。以上でございます。

○内田 了解いたしました。それから、経常収支比率でございますが、採用されている数値というのは臨時財政対策債を含んだ値なのか、含まない値なのか、採用しているのはどちらなのでしょうか。

○財政課長 報告書等に記載させていただいております90.6%という経常収支比率、こちらは臨時財政対策債を含んだ数値になります。以上でございます。

○内田 ちなみに、含まないとどういう数値が出てまいりますか。

○財政課長 含まない場合の経常収支比率は92.0%となります。以上です。

○内田 続いて、その臨時財政対策債でございますけれども、臨時財政対策債につきましては、これは昨年度決算ですと発行可能額に対して実際に発行した額というのは幾らになりますでしょうか。何割ぐらいでしょうか。

○財政課長 令和5年度につきましては、臨時財政対策債発行可能額は13億3,000万円余りでして、実際に借入れを行った額は13億円ちょうどになりまして、割合としましては発行可能額に対しまして97.4%となっております。以上でございます。

○内田 傾向としては、臨時財政対策債への依存度というのは増えているんですか、減っているんですか。

○財政課長 臨時財政対策債、これまでも発行可能額に対しまして一定額発行を抑制して発行してきたというところもございまして、そもそもの発行可能額につきましては、近年、普通交付税の算定に当たりまして普通交付税のほうに多く金

額といえますか、数字のほう振られるという傾向がありまして、臨時財政対策債発行可能額は縮小傾向でございます。過去5年程度遡っても令和5年度の13億3,000万円の発行可能額というのは、最少の金額となっております。以上でございます。

○内田 そうしますと、その地方交付税についてでございますけれども、昨年度、23年度の地方交付税の予算での見込んだ額と実際に交付された額の差というのはどうなっていますか。

○財政課長 当初予算で見込んでおりました……すみません。普通交付税でよろしかったでしょうか、それとも交付税でよろしかったでしょうか。すみません。

○内田 普通交付税をお願いします。

○財政課長 失礼いたしました。普通交付税、当初予算額は24億円を計上させていただいております。最終的な交付額ですけれども、63億8,400万円余りという形になりました。以上でございます。

○内田 ありがとうございます。地方交付税の確保に向けては、今後も尽力していただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、人事課に移りまして、職員の障害者雇用採用事務についてでございますけれども、23年度につきましては障害者の雇用された人数、受験者数と雇用された人数についてどうなっていますでしょうか。

○人事課長 令和5年度の障害者枠での申込者数が29名です。合格者数は2名という形になっております。以上です。

○内田 障害者雇用採用については積極的に進めていただきたいと思います。障害者枠以外でも一般受験をされた方でも障害者手帳を持たれている方というののもいると思うんですが、23年度はその人数というのは把握しておりますでしょうか。

○人事課長 申し訳ありません。そこは把握してございません。以上です。

○内田 そうすると、雇用率には障害者枠の人数しか反映されないという理解でよろしいんですか。

○人事課長 失礼いたしました。集計はしていないということで、実際の現在在籍している職員について障害者雇用率にカウントできるか、できないかというところはきちんと確認をしております。ただ、本人の申出というところもありますので、全て漏れなく把握しているかどうかというものは別問題として、一応今在籍している方をきちんと把握するようにしております。以上です。

○内田 障害者枠雇用も障害者枠でない方で障害者手帳を取得している方が入庁してこられることもあると思います。人事課としては、積極的に障害者雇用を進めていただくとともに、入庁してからの合理的配慮にも尽力していただきたいと思います。申し述べます。

次に、市議会議員選挙についてでございますけれども、昨年執行の柏市議会議員選挙は、過去条例定数として36に合わせてから資料を頂いたんですが、過去に2011年、15年、19年、23年とございました。開票開始から開票終了、いわゆる大勢

判明までに要した時間でございますけれども、過去3回につきましてはおおむね3時間から4時間以内に終わっていたんですが、昨年の市議会議員選挙については4時間を超過する、5時間近かったんでしょうか、時間が要したんですが、この理由についてお示してください。

○選挙管理委員会事務局長 開票が遅延した理由としましては、今回の選挙では一番票数が低い当選者と落選者の差が2票差ということもございまして、現地でそのお二人の表を全て数え直ししたということで、ちょっとお時間がかかってしまったというところでございます。以上です。

○内田 理解しました。ありがとうございます。

続きまして、特殊詐欺、振り込め詐欺対策事業についてでございますけれども、先ほど件数等については示されましたが、主に柏市において多い、条例に幾つか詐欺のカテゴリーが示されておりますけれども、その中で多い順位というか、特に際立って多いものというのはどういうものが昨年度は見られましたでしょうか。

○次長兼防災安全課長 一番多かったものにつきましては、オレオレ詐欺のものになります。

○内田 つまり電話での詐欺ということでございますが、これは毎年同じような傾向なんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 ここ近年はずっとその傾向にあります。以上です。

○内田 逆に言うと、件数が多いものに対しての対策は行われますけれども、先ほどもございましたように直接訪問してこられるケースとか、多種多様な巧妙な手段を使って詐欺というのは繰り返されておりますので、多いものに特化した事業も大切ですけれども、小規模で発生しづらいものについても予見していくことが重要だと考えます。あと1点心配なのが振り込め詐欺、オレオレ詐欺につきましては、電話を取らないということを言われておりますけれども、一方で高齢者なんかは電話でのコミュニケーションとかも大事にしていく傾向もありまして、そういう電話に出ないというPRがコミュニケーションの萎縮につながってしまうのではという警戒がありますけど、昨年度はその点は留意されたんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 昨年度各町会さんのほうにお伺いして、防犯講話のほうも職員のほうが行っております。これ年間47回行っておりまして、延べ2,466名の方に御参加をいただいて講話をさせていただきました。そういったところがひとつ犯罪の抑止につながっていけばいいかなというふうに考えております。以上です。

○内田 研修とか講話を進めていくことというのは重要ですけども、特殊詐欺は撲滅するところではあるんですが、その予防としてコミュニケーションがあまり萎縮しないような形のが望ましいし、それでこの特殊詐欺にかからないというようなこと、今お示しいただいた講話とか、そういう研修事業というのは重要ですので、進めていただきたいと思います。それから、客引き、スカウト防止条例に基づく各種事業でございますけれども、まず客引きとスカウトと内訳は23年度はどのような件数になっておりますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 内訳につきましてちょっと確認をした上でお答えさせていただきます。

○内田 よろしく願いいたします。その客引き、スカウトですけれども、昨年度は、柏駅なんかでパトロールをしているわけですが、そのパトロールでどういう成果が得られたというふうに考えておりますか。

○次長兼防災安全課長 毎月1回駅前の周辺防犯推進協会さんと一緒に夜6時から7時の時間帯、防犯パトロールということで回らせていただいております。そのパトロールしている間につきましては、客引きの方々というのは活動を控えるような形になっております。ただ、うちのパトロールのほうが終了した後、また出沒してくるというようなこともありますので、その辺につきましては客引き対策の指導員のほうが夜9時、10時までやっておりますので、その辺で対応ができていますかなというふうに思っております。以上です。

○内田 その指導員についてでございますけれども、昨年度その指導員というのはどこまでの権限を持って、どういう指導を行ってきたのか、実績をお示してください。

○次長兼防災安全課長 昨年、令和5年度につきましては、コロナ禍が明けたこともありまして、客引きの活動が活発になってまいりました。そこで3名体制を4名体制のほうに増強しまして対策をさせていただいたわけなんですけれども、その中で当然その客引きの方に対しての指導というような形で対応をさせていただいております。また、女性にお声がけするようなことも見受けられますので、そういったものに対しても対策をさせていただいております。以上です。

○内田 指導員の活躍には期待しているんですが、一方で1つ、次年度以降のこととして要望を申し上げますと、市民活動や市民運動やボランティア活動などを駅前、駅で行う際に、少し威圧感を感じるというような指摘もいただいたことがございますので、そこはうまく調和できるような形で指導を進めていっていただきたいと思っております。先ほどの内訳については、分かり次第御提供いただければと思います。

続きまして、経営戦略のほうでございますけれども、市民意識調査に基づく第六次総合計画の策定事業についてでございますが、2022年度に市民意識調査を行ったわけございまして、その結果を分析して23年度に第六次総合計画の策定作業に着手されたと思いますが、その市民意識調査は昨年度どのように六次総合計画の策定する作業に反映されたでしょうか。

○経営戦略課長 まちづくり推進のための調査を行いましたけれども、まずまちのイメージとか魅力と、それから柏市の取組について何う部分がありましたけれども、こちらの答えでどちらともいえない、分からないというような答えの割合が非常に多かったものですから、今回の計画では柏市の魅力や目指すところをより多くの方に御理解いただきたいということで、総合計画でどこまでを伝え切れるかということはあるんですけれども、分かりやすさ、伝わりやすさということを主眼に置いて策定作業を進めております。また、その後に総合計画の進捗ということを問う設問においては、市民の方が生活の中でどのような取組をなさっているかということこ

ろをお聞きしたんですけれども、健康づくりや環境、防災といった分野については実際の生活の中で何らかの取組をなさっている市民の方が非常に多く、その割合が高いということがうかがえたので、それらの分野を重点テーマとして設定をさせていただきました。以上、2点ですけれども、分かりやすさというところと重点的に取り組む部分というところで調査結果を反映できているものと考えております。以上です。

○内田 第六次総合計画につきましては了解いたしました。また本会議等でも決算とは別にお聞きしていきたいと考えております。

続きまして、23年度の平和事業についてでございますが、取組と成果、課題についてお示してください。

○共生・交流推進センター所長 令和5年度の平和事業といたしましては、例年実施している学校訪問事業、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝えるために被爆体験者の団体であったり、被爆者の手記を朗読する会の団体に御協力いただきまして、学校へ派遣するという事業でございます。こちらと、柏歴史体験ツアーと称しまして例年8月、戦争遺構であります花野井の秋水地下燃料貯蔵庫を中心に市内の名所、旧吉田邸ですとか手賀教会といったところを巡るツアーを開催しております。あわせて、8月15日の終戦記念日の前に1週間程度パレット柏のオープンスペースにて平和に関するパネル展示を行っております。3月に行いました平和都市宣言に係るものとしましては、例年講演会等を実施しているところでございます。以上でございます。

○内田 学校訪問事業につきましては、その後の訪問した後のフォローというのが大切だと思うんですが、それは共生・交流推進センターと教育委員会ではどう共有されていますでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 共有というところと申しますか、やった結果につきましては報告いただいておりますので、その結果に基づいて次回以降の参考にしているようなところでございます。以上でございます。

○内田 平和事業というのは、市民団体等との協働というのが大変大事になってきますが、先ほどの御答弁でもございましたが、被爆体験者の講話とか戦争体験者の講話とかもだんだん高齢化をしたり、時代とともになかなか難しくなってくるんですけれども、そういう育成についてもぜひ今後、担い手の育成ですか、そういうところにも取り組んでいただきたいことを要望いたします。

続きまして、男女共同参画事業についてでございますけれども、相談件数等については、先ほどの御答弁でございましたけれども、その具体的な相談内容と内訳というのはどうなっていますでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 比較的割合が多いものにつきましては、総合的に生き方に関するものですか、あとは不安や焦りといった精神的な症状に関わるようなもの、あとは配偶者関係で離婚とか別居とか、そういったところと、あと子供の関係の持ち方、あとは配偶者の暴力に関すること、このようなところが比較的相

談内容としては率が高いところと考えております。以上でございます。

○内田 配偶者からの暴力、とりわけDVにつきましては、具体的にはどれぐらい相談件数というのは昨年度はあったんですか。

○共生・交流推進センター所長 昨年度につきましては、64件ということになっております。以上です。

○内田 その中で、こども部や警察署等と連携して対応した件数というのはどれくらいになりますでしょうか。

○共生・交流推進センター所長 この中には連携して対応したものは、たしかなかったかと思います。以上です。

○内田 DV等の相談につきましては、解決に向けて取り組んでいただきたいですし、再発がされないようにケースによっては各機関等との連携も強化していただきたいというふうに考えております。

続きまして、市民公益活動促進基金と市民公益活動育成補助金について併せてお尋ねをいたします。昨年度は、たしか新型コロナウイルス感染症が5類に移行になった年だと思うんですけども、それによって市民活動というのも活発化されてきたと思うんですが、この2つの補助金、基金についてその取組状況と成果、課題についてお示してください。

○次長兼市民活動支援課長 まず、育成補助金、たまご補助金の関係でございますが、令和5年度は7団体に交付しております。5年間、過去5年の平均ですと9団体ですので、まだ若干少ないような状況でございます。もう一方で公益活動の支援補助金に関する件につきましては、27団体のうち14団体に交付しております。こちらは、例年ですと14団体から20団体、20件ぐらい交付件数ありますので、これも若干少ない傾向ではありますが、こちらは基金等のパンフレットの印刷とか制度のポスター、それから登録団体の情報をポスターを作るなどして、毎年行うイベントなどを通じて啓発してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○内田 市民公益活動育成補助金、いわゆるたまごコースと呼ばれているものにつきましては、予算額に対して決算額というのはどのような差異がございますか。

○次長兼市民活動支援課長 当初予算額は100万円予定をしてしておりました。これ過去の実績で今予算化をしたものでございますが、それに対して交付額が86万6,000円という86%の執行率でございます。以上です。

○内田 市民公益活動促進基金の基金でございますけれども、この基金に積み立てられた額というのを教えてください。

○次長兼市民活動支援課長 約300万円でございます。以上です。

○内田 それは、増加していると見てよろしいんでしょうか、減少していると見てよろしいんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 令和4年度と比べますと、令和4年度は420万円ほどでしたので、やや減少傾向ということでございます。以上です。

○内田 新型コロナウイルス感染症が5類になってすぐの年、その年でございます

ので、なかなか市民活動も後半には盛り上がってきたんでしょうけれども、すぐということにはならなかったんですが、市民活動が活発なのは柏市の魅力でもございますので、今年度以降市民公益活動に関する補助金の周知にも努めていただきたいことを要望いたします。

続きまして、マイナンバーカード交付事務についてでございます。市民課にお願いをいたしますけれども、昨年度と一昨年度の交付率というか、交付状況というのはどういう差がございますか。

○市民課長 まず、交付状況につきましては、令和5年度はカードの交付件数が5万1,909件でございます。令和4年度は8万9,692件でございます。交付率につきましては、令和5年度のマイナンバーカードの保有率が72.8%、令和4年度は交付率65%でございます。以上です。

○内田 22年度から23年度になって交付率が上がったというのは、これはマイナポイントが影響しているんでしょうか。

○市民課長 御指摘のとおり、令和3年度からマイナポイント第2弾が始まりました、令和5年の9月末までそのポイント事業が続いておりましたので、その期間内はカードの交付率が上がっているという状況でございます。以上です。

○内田 マイナンバー制度及びカードの交付事務については、私は慎重な立場ではございますけれども、このマイナンバーカードをPRするのに具体的にどれくらいの財源を要しているんでしょうか。

○市民課長 PRにつきましては、主に国のほうで行っているものでございまして、柏市のほうにつきましては広報ですとか、あとホームページのほうでお知らせをしておりますので、ふだん活用している媒体の中でPRをしているという状況でございます。以上です。

○内田 先ほども申し上げたように私はマイナンバーカード、その制度の運用については慎重な立場でございますので、国がやっている以上にマイナンバーカードの取得というのはあくまでも個人の選択、個人の自由でございますので、過剰に財源を投じてマイナンバーカードの施策がPRされないことに期待をいたしたいと思います。

最後に、救急搬送について救急課にお願いをいたしますけれども、救急搬送件数についてでございますが、搬送困難事例というのはどれくらいあったんでしょうか。昨年度実績でお示してください。

○救急課長 件数は2万6,381件で、搬送困難事例が384件であります。以上です。

○内田 搬送困難ケースの主に代表的なものとしては、どういう例が挙げられますか。

○救急課長 令和5年、まだコロナが5類になっていなかったもので、搬送最長時間8時間55分という事例が1件あるのと病院問合せ58件という事例がありました。以上です。

○内田 それは、新型コロナウイルス感染症の疑いの方という理解でよろしいんで

しょうか。差し支えなければ示してください。

○救急課長 そのような事案だと思います。以上です。

○内田 救急搬送につきましては、困難なケースとかもあるかと思うんですけども、本市においては迅速に他自治体よりも対応していただいていることには感謝申し上げます。コロナも５類になってまいりまして少し下火になってくれば困難事例というのは下がってくると思うんですが、ぜひその点についてはできるだけ迅速に今後も搬送していただくということを期待をいたしております。以上をもちまして私の議案第１区分、議案第21号に対する質疑を終わります。ありがとうございました。

○次長兼防災安全課長 先ほど内田委員のほうからの御質問でお答えできなかった点につきまして御報告させていただきます。まず、客引き指導員の活動の内訳ということで御質問いただきました。１日活動時間５時間半、週５日間活動しております。月間でいいますと20日間になるんですが、毎月その平均を出しております。令和５年度の客引きの先ほどはちょっと指導と言ってしまったんですが、注意をした件数の平均が3.84人です。またあと、スカウトのほうに対しての注意、こちらのほうが0.5人ということで、１日当たり１回するかしないかというような状況でございます。これが多いか少ないかということですが、当初平成29年当時に客引きのほうが5.86人、スカウトのほうが2.33人ということになっておりますので、少しそれよりは少ないかなという状況でございます。以上です。

○内田 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 議案第21号、令和５年度柏市一般会計歳入歳出決算の認定、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり認定するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第21号、当委員会所管分については原案のとおり認定すべきものと決しました。

○委員長 以上で第１区分の審査を終了します。

次に、第２区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦勞さまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 ２時 ５ ９ 分休憩

○

午後 ３時 ９ 分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第33号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 よろしくお願ひします。それでは、補正予算について質問させていただきます。議案説明資料の7ページ、まず防災のところでございます。大堀川防災レクリエーション公園に国道16号から直接出入りするためのそのための測量委託、設計委託、調査委託ということでございますが、この辺りですけれども、春になると花見の方が、市民の方が結構いらっしゃって、近くに、近くというか、路駐する車もあったりして、そういった苦情とか要望みたいなのは市民から届いていたりしますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 大堀川リバーサイドパークのところに植わっている桜になろうかと思ひますので、そちらは公園管理の部分になろうかと思ひます。以上です。

○若狭 分かりました。では、恐らくここは16号と直接つながったとして、そうするとより多くの来場者というか、利用される方がアクセスが見込まれると思ひます。現在その駐車場を例えば大きくするとか、そういった……これも公園なのか。そういったことも分かりました。これは公園緑地課のほうに聞いておきます。分かりました。

では、こちらの業者選定をするのは入札で決めるかと思ひますけれども、その入札の時期と、あと応札には何者ぐらい見込まれているかというのをもし分かれば教えていただけますでしょうか。

○次長兼防災安全課長 まず、前提条件としまして、こちらの事業、緊急防災・減災事業債ということで、東日本大震災の関係で10割が対象となっております。そのうちの元利の7割、こちらが地方交付税の措置を受けられる対象となっておりますので、この期限が令和7年までということになっておりますので、7年度中にこちらの工事を行いたいということで、今年中に委託発注をかけたいということで今回補正に上げさせていただいているものです。期間につきましては、なるべく早く発注をかけていきたいというふうに思っておりますが、請負の業者につきましては何者かという指定という形では考えていない、一般の入札として考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○若狭 分かりました。了解です。じゃ、この件についてはよろしくお願ひいたします。

続きまして、その下、その他のところで、納税促進センター及び税証明窓口等業務委託に係る債務負担支払いということですね。こちらは、納税促進センター、この業務を新しく更新するというふうにお聞きしています。今年の間もなく11月ぐらいにプロポーザルを実施して、次の業者を選定するというふうにお聞きはしていますが、その認識で間違いないでしょうか。

○**収納課長** そのとおりです。

○**若狭** ありがとうございます。では、現在の委託業者さんの評価といいますか、現在の課題点みたいなのはどのようなことがありますでしょうか。

○**収納課長** 具体的には、市税の収納率を向上させるための納税促進センターということで委託をしております。収納率に貢献していただく前提でありますので、その数値の伸びを見守っていく形になるかと思います。また、事業者の従事者の定着、そういったものも事業を継続させていくための安定した運営のためには必要になってくる部分かと認識しております。以上です。

○**若狭** ありがとうございます。収納率向上ということで、あと税証明の窓口業務などもやっていると思います。対応に対しての市民からの苦情など、そういったことというのはあるんでしょうか。

○**次長兼市民税課長** 市民税課のほうでは窓口のほうを税証明発行窓口ということで委託しておるところなんですけれど、課題という点ではやはり外国籍の方が税証明ということで窓口に見える方が非常に多いと。その中で、外国の方とのコミュニケーションというんですか、会話をするのに結構苦勞されているという状況はお見受けしているところでございます。以上です。

○**若狭** 分かりました。そういったところも今後そうすると対応が必要になってくる可能性があるということでございますね。次の業者さん選定する際には、そういったところも検討しつつ、しっかりと検討いただければと思います。あと、こちらの窓口対応している職員さんなんですけども、ちょっと確認なんですけど、委託業者が雇用契約結んでいるのか、それとも市が雇用している職員さんでしょうか、どちらでしょうか。

○**収納課長** 市のほうでは、納税促進センターの運営を委託するということで、雇用関係は結んでおりません。以上です。

○**若狭** 分かりました。もう一点確認で、税証明窓口のほうはどうでしょうか。

○**次長兼市民税課長** 収納課の回答と同じ雇用になります。以上です。

○**若狭** 分かりました。ありがとうございます。

では、次のその下の公共施設予約システム開発運用保守に係る債務負担支払いということで、こちらも柏市の施設予約システムが今後改修されるということで、本会議の答弁のほうであったと思います。こちらまず改修を予定している時期、あと期間も含めて教えていただけますでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** 現在のシステムが令和7年度末までで終了してしまうため、新システム稼働が令和8年2月頃を予定しております。以上です。

○**若狭** そうすると、その改修をしている時期間というのは、このシステムはどのように運用していくんでしょうか。

○**次長兼市民活動支援課長** 現システムの契約期間と新システムの契約期間の期間、それぞれの契約期間が離れることがないように、こちらでスケジュールを組んでおります。以上です。

○若狭 その改修している期間というのは、現在の柏市の予約システムはストップしてしまうということでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 新システムの開発のためのこちらの債務負担行為を組んでおりますので、現システムは稼働したまんま、新しいシステムは別のルートで開発しているということでございます。以上です。

○若狭 では、その新しいシステムができた段階で切り替えるということですね。そこは、じゃスムーズにやっていただければと思います。千葉県の予約システムのほうを共用しながらという話を聞いたんですけども、これは関係していますでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 新しく選択しているちば施設予約システムということで、ここのシステムに共同参画しようということで今準備をしております。こちらは、現在県内の自治体14団体が参画して運用している予約システムになりまして、県がベンダーと契約をしている内容になります。御質問は以上でしたか。

○若狭 そうしますと、柏市の予約システムと千葉県の施設予約システムが2つで今後は運用していくということになるのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 今現在柏市独自のベンダーさんと契約しているシステムの契約内容から移行する形でちば施設予約システムに移行する形ですので、今現在のベンダーさんとは契約は解除される予定です。以上です。

○若狭 分かりました。千葉県の施設予約システム、ほかの自治体も我孫子市、野田市はじめ使っていると思います。私もちょっと見てみたんですけども、結構古いシステムで、かなり使いづらいところがあるなという印象です。スマホから入っても恐らく結構予約する人がいろんな項数を入力しなければいけなくて、非常に古いシステムだなというふうに思いました。ですので、ここが千葉県のところを共用というところに参画する必要はあまりないのかなと。独自で柏市でフルリニューアルするのであれば、そちらだけでよいのかなと思うんですが、ただ、そうか、ごめんなさい、千葉県のシステムを共用して、それを新しい柏市のものにしていくということなんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 今現在のシステムで幾つかの課題がございます。それを解消するというか、利用者の利便性を向上するために新しいベンダーさんにこちらから開発を少し依頼するという形になりますので、今現在のシステムよりはそういったシステム上の向上が図れるかなというふうには見込んでおります。

○若狭 そうすると、我孫子とか野田市のほかのも画面はほぼ一緒なんですよ。そこも全部新しくなった上で柏市がそこに乗っかるという、イメージで間違いないですか。

○次長兼市民活動支援課長 各自治体の共同参画ですので、画面は統一した画面で運用していく予定になっております。以上です。

○若狭 では、その際は、かなり使いにくいところがありますので、改めてそこは柏市としても市民にとってより簡潔に予約が取れるといいですか、操作が簡潔にで

きるようなことを要望していただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、続きましてその下、寄附基金積立て、市民税課のところでございますね。市立柏高校のグラウンド整備に対する寄附を受ける予定だということで1,000万です。こちらお話をお聞きしたら、保護者会から500万、後援会から500万というふうにお聞きしていますが、まずこれはこの認識で間違いないでしょうか。

○次長兼市民税課長 おっしゃるとおりでございます。

○若狭 これは、ちなみに保護者会500万、後援会500万というのは、もう金額も全部決まって、決定済みなことなんでしょうか。

○次長兼市民税課長 こちらについては、保護者会と後援会からそれぞれ500万、計1,000万ということで6月末、6月の27日付で受付しておりまして、7月の3日付で収受しております。以上です。

○若狭 ということは、これは保護者会、後援会それぞれ保護者の方というのは納得しているといいますか、もう既に総会などを行って、500万市に、市にというか、グラウンド整備のために寄附するよということは皆さん納得されているということではなかったでしょうか。というのは、これ受け入れる市としても、やはりちゃんと保護者が納得したものであることをしっかり確認した上で受けるべきだなというふうに考えておりまして、その辺りどうでしょうか。

○次長兼市民税課長 今回の寄附について、私ども市民税課の窓口ではその経緯等は詳しいところをちょっと把握はしておりませんが、推測になってしまうんですけど、恐らくそういう合意はあったんじゃないかというふうには受け入れる側の市民税課としては認識しております。以上です。

○若狭 こういった会員がいる方の団体というのは、私も例えばそういった会員になっていて、後からここに幾ら寄附が決まりましたというのが決算の報告があって、そこで初めてここにこれだけ払ったんだねというのを後から知ることがたまにあるものですから、そういった状況にはなっていないほしいなというところでした。御厚意で受け取るわけではありますけども、やはり市立の、市の学校ですから、そういった受け取る側としてもどういった経緯で出てきた寄附なのかというのもしっかり確認した上で受け取るべきじゃないかなと考えています。そこら辺は、今後しっかりとちょっと状況のほうは把握しておいていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○次長兼市民税課長 同じ市立高校ということでもありますので、その辺の情報共有は、今後そういった団体からいただく際には情報共有を図れるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○若狭 よろしく申し上げます。保護者会なので、PTAとかですと中に学校の教職員が例えば運用上のあれで何か役員に名前が入っていたりするときってあると思うんですよね。その辺のメンバー、構成メンバー、役員のメンバーもどのようになっているかというのも含めて確認していただきたいと思います。この件に関して以上です。補正予算については、私からは以上です。

○矢澤 それでは、先ほども出ましたけれども、防災の防災施設及び防災資機材の管理事業について伺います。先ほど出ましたけれども、ここには緊急輸送道路である国道16号線から隣接する大堀川防災レクリエーション公園へと直接出入り可能とする新たな出入口というふうになっているんですけども、新たな出入口というのはどこなのか。あそこは歩道もありますし、近くには信号があります。どこにどういうふうにルートをつくるのかなというのがちょっとイメージ分からなかったんで、これ口で聞いて分かるかどうか分かんないんですけども、どういうふうなルートでつくられるのか、お示してください。

○次長兼防災安全課長 まず、緊急輸送道路である国道16号線は、大堀川レクリエーション公園よりもちょっと高い位置にございますんで、その高い位置から公園に向けてスロープの入り口を新設で設けていきたいというふうに考えております。当然新たに進入路を造りますので、そのこの部分の歩道については切り開きのような形で、車が出入りできる機能を持たせて改良させていくというふうに考えております。その辺につきましては、国道を所管しております柏維持出張所のほうと計画について事前に打合せをして、内諾をいただいているところです。以上です。

○矢澤 それを造るために進入口のところは16号線の上に信号をつけるとか、そんなことはもうないんでしょうか。

○次長兼防災安全課長 こちらにつきましては、あくまでも緊急時に進入路として使用するという形を取っていくということで国土交通省のほうから許可をいただいておりますので、通常は進入ができないように車止めのポールを置くような形になってまいります。以上です。

○矢澤 では、ふだんは使わないということで、信号もくそもなくて、歩道は歩道として普通に使っているというふうな形で、あと歩道の国道から入るところ、あと歩道から下に降りるところについては、日常的には閉まっているということでしょうか。

○次長兼防災安全課長 既に現在スタンドが松ヶ崎の交差点のところにあらうかと思うんですが、その脇に大堀川リバーサイドパークのほうに出入りできる進入路が1つ緊急時用のものがあります。そこは歩道から直接車止めのところを通過して、人は、自転車は通行ができるような状態になっております。それと同じように今回の進入路につきましても人の出入り等についてはできるような形になってくるかなというふうに考えております。ただし、委員お話しの信号機については設置する予定はございません。以上です。

○矢澤 じゃ、緊急のときにそこを開けるというふうなことなんですけれども、緊急って具体的に言うと例えばどんな状況のときに活用するんですか。

○次長兼防災安全課長 こちらの大堀川レクリエーション公園につきましては、松ヶ崎側については消防活動のための緊急消防援助隊、こちらが活動するための用地として地域防災計画の中では考えておりますので、緊急で地方から応援に来ていただく消防車両の受入れの場所というふうに考えております。災害については、当然

地震災害であり、その他自然災害も含めてということになるかと思います。以上です。

○矢澤　じゃ、それを具体的に活用するときというのは、こういうふうな災害とか、この規模の災害とか、これが必要だからという災害という、そこを開けるときの条件というか、それはもう決まっているんでしょうか。

○次長兼防災安全課長　県のほうの広域の消防のほうの出動に合わせて開いていくということになると思います。以上です。

○矢澤　じゃ、それが使われているときというのは、16号線等の一般の車両は普通に通っている状況で使うわけですか。

○危機管理部長　まず、こちらの公園は、今言われたように大規模な災害が起きた際に各地方から消防等応援に駆けつけてくれる場所になりますんで、そういったときにこの緊急道路を開けるという形になります。ふだんは当然ながら閉めているという状況になります。場所については、皆さん御存じだと思うんですけど、ポプラ並木がありますよね。その後ろに消防の操法をやったりとかする場所がありますんで、そちらにそういった消防隊だとかが来るという形、それから大型ヘリも入りますんで、そういったところになります。16号については、緊急輸送道路の一番の路線になっています。国道6号線、16号線、常磐高速という形になりますんで、基本的には柏市の16号線、6号線は出入口が非常に多いんで、例えばそういう大きな地震のときに車を止めるということは基本的には難しいと思われれます。ですから、一般車両も入ってまいります。ただ、警察等が配備をしていただいて、これは緊急輸送道路になりますんで、ここから一般車については出ていってくださいというような誘導するという形になりますんで、そういったことをやりながら、そこは消防車が入ったり、それから当然ながら16号線に消防本部、柏市役所本庁、それから沼南庁舎だとか、そういった公共施設が並んでおりますんで、そういったものをしっかり結ぶ路線という形になりますんで、そういった位置づけで今回補正でまずそういったものを設計を行うということです。以上です。

○矢澤　分かりました。結構です。

○福元　大堀川のレクリエーション公園のところの整備のことでお尋ねします。新たに出入口を設置することなんですが、すみません、ちょっと道路の流れについて、16号、出入口は分かったんですが、そこから16号に続くところの道路というか、そのこのところの流れというか、そのこの辺りは少し具体的に教えていただけませんかでしょうか。

○次長兼防災安全課長　まず、16号線外回り側のところから今の大堀川レクリエーション公園のほうにスロープができますので、通常野田方面から千葉方面に向かっている車両はそのままその入り口に左折で入っていきます。千葉方面から野田方面に向かっている内回り、これは信号もございませんので、野田から千葉に向かっている車両止めて、右折で入ってくる形で進入することになるかと思います。以上です。

○福元 では、千葉のほうから野田のほうに向かっていくときには、緊急対応というかで右折するという形でという理解でよろしいですか。

○次長兼防災安全課長 そのとおりでございます。

○福元 分かりました。ありがとうございます。あと、ちょっと1点確認なんですけども、昨日たまたまその周辺の方とお話しすることがあって、町会関係の方とお話しすることがあって、いろいろ内水被害というか、氾濫があるという地域ということでお話しいただいて、やっぱりそういう懸念があるという話の中で、この大堀川のレクリエーション公園というのが防災の施設とか整っていて、いろいろできてはくるんだけど、あそこは安全なのかということすごく不安そうにおっしゃられていたんですが、そもそも論なんですけど、あそこの安全性というか、対岸では操法大会が開かれたりして、そういう場所なんだなとは思いつつも、住民の方は少なくともすごく不安なことをおっしゃっていたので、その辺りについてはどのようなことで考えていらっしゃるのか、お示してください。

○次長兼防災安全課長 今お話しさせていただいているのは、どちらかという地震の対応に対しての進入路ということで今回新設で造っていきたいというふうに考えております。御存じのとおり、洪水ハザードマップのほうではあそこのエリアちょっと着色があって、浸水の想定がされているエリアになりますので、浸水、洪水の中では活用はちょっと難しいかなというふうに考えております。以上です。

○福元 すみません。内水と洪水とというところなんですけども、災害の種類とかによって避難する場所とか避難、その活用の仕方って違ってくると思うので、いろいろ造っていくのは大変重要なことなんですけども、やはりそこの辺りの住民への理解というか、本来でしたらちょっと危ない場所なのかなというところもありますので、あそこの付近で水の災害が起きた場合のやっぱりそういったときの対応というか、何か方法というか、やはりそういったことも含めて検討する必要があるのかなというのを地域の方とお話をされていて感じたところなので、今後検討いただけたらと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○内田 では、また一委員として質疑をいたします。議題となっております議案第33号、議案の第2区分についてでございますけれども、補正予算案の当委員会所管分のうち、納税促進センターの委託、業務委託に関する債務負担行為の設定についてでございますけれども、まず今の事業者も同じだと思うんですが、確認したいのは委託事業者に行わせる業務の範囲というのは、どう明確になっていますでしょうか。

○収納課長 納税促進センターにお願いする事項としまして、自主的納付の慫慂業務、電話及び窓口の受付業務、各種業務に関する文書作成補助、口座振替業務、以上となります。

○内田 納税促進の例えば電話をしたりして納税を促すということもやると思うんですけども、微妙な職員でないと絶対できない公権力の行使というのがございます。滞納に係る処理、処分についてですけれども、そういうところに踏み込んでしまう

ということが大変警戒するところございまして、その辺に対してはどのように留意していきますでしょうか。

○**収納課長** 委員おっしゃるとおり、私ども徴税吏員は公権力の行使を担っております。納税促進センターのほうで行います電話に関しましては、自主的納付の慫慂、御納付をお忘れではないですかといったような案内になります。具体的な納税の相談であったりが必要な場合は、職員へ引き継ぐという形を取っております。以上です。

○**内田** その引き継ぐタイミングというのは、マニュアルみたいなものはございますか。

○**収納課長** フローチャートをつくって、それに従って、ここから先は職員へという形でやっております。以上です。

○**内田** 人がやることですので、その微妙なところの差異というのは出てくると思うんですが、具体的にそのフローではどの段階で職員に引き継ぐということになっているんでしょうか。そこは明確にしたほうがいいと思うんですが、統一されておりますでしょうか。

○**収納課長** 払えないですとか、分納でというような言葉が出た段階で職員へ引き継ぐという形になります。あくまでも、じゃ納付書を再発行してくださいといったような簡単なやり取り、定型的な部分にとどまる形となります。以上です。

○**内田** その辺のところは、しっかり徹底していただきたいですし、次の事業者にもそのフローはしっかり更新していただきたいというふうに考えております。納税促進センターの職員、委託職員が公権力の行使をにおわすようなことを言ったりとか、あるいはそれ言うことも職員にとっても負担ですし、そこら辺の線引きというのはしっかりお願いしたいと思います。次に、労働契約についてでございます。この納税促進センター、税証明窓口については同一業者であると考えられますが、労働契約につきましてはどこまで仕様書で労働条件について縛りを入れるのでしょうか、お示してください。

○**収納課長** 労働条件といたしましては、労働基準法ですとか労働安全衛生法ですとか労基関係の法令にのっとることを遵守することを要件としておりますので、その辺りにつきましては事業者のほうに徹底させていきたいと思っております。以上です。

○**内田** 御答弁された内容はそのとおりなんですが、1つ心配なのは正規と非正規の割合なんですけれども、できるだけ正規雇用にしていくとか、そういうところまでは仕様に盛り込むことは難しいんでしょうか。

○**収納課長** あくまでも納税促進センターの運営の委託ということになりますので、正規雇用、非正規雇用のところまでの縛りはこちらではかけるのは難しいかと認識しております。以上です。

○**内田** 現事業者につきましては、正規と非正規の割合というのは所管課で把握していますか。

○**収納課長** 申し訳ございません。正規、非正規の割合につきましては、市としては把握しておりません。以上です。

○**内田** その点はぜひ把握していただきたいですし、私は次期事業者につきましても、現事業者につきましても正規雇用を促すような、そういうような仕様にさせていただきたいことを要望いたします。

次に、先ほどもございました市立高校のグラウンド整備に対する寄附基金の積立て事業についてでございますけれども、そもそも予算立てするときに、当初予算を組むときにこの事業というのは、グラウンド整備につきましては寄附を想定したという予算の組み方なんですか。

○**次長兼市民税課長** 事前に寄附についての話があったようには聞いておりましたが、詳細等は全く決まっておらない状態でございます、今回正式な寄附の申出があって寄附金を受け入れたということで、補正予算として計上したことになります。以上です。

○**内田** それと、経過は分かりましたが、この件に関しては1点指摘をいたしますと、グラウンド整備の議案というのは、ここはちょっと所管が違うので、答弁は求めませんけれども、教育委員会のほうから前議会でいただいているわけでございますが、その際に寄附のことというのは何ら説明もなかったもので、私はやっぱりその段階から寄附の申出があるのであればしっかり御説明いただきたいかったということを申し述べる次第でございます。この件は答弁はいただきません。以上でございます。以上をもちまして私の議案第2区分に対する質疑は終わります。ありがとうございます。

○**委員長** ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○**委員長** 議案第33号、令和6年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第33号、当委員会所管分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○**委員長** 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○**委員長** 次に、議案第3区分、議案第1号、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市近隣センター条

例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

本2議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 まずは、では議案第1号について質問させていただきます。こちらJ—L I S、国のシステムでの運用だと思います。セキュリティーの状態は厳重に行われていると認識はしているんですけども、やはりこういった100%ないとは言い切れない状況の中で、万が一情報漏えい、または悪用などというのがあった場合というのは、そういったことを危惧していますが、改めてその情報漏えいが起きないであろうというその対策、セキュリティーの状況をお示しいただけますでしょうか。

○D X 推進課長 今回こちらの条例で行う情報連携なんですけれども、情報連携を実際に操作して、ほかの自治体から個人情報を持ってくる職員は、まずそのシステムの操作を行う際に自分のIDとパスワード、これは完全に個人に渡しているものです。有効期限も設定してあります。個人のIDとパスワードに加えて、個人に配付したICカードでそのパソコンにログインするというようなセキュリティーを取っております。また、システムのログでどのパソコンで誰が何の情報を見たというような記録も一応残りますので、それが一定の抑止力になっているものだと思っております。また、国のシステムと情報をやり取りするときには、当然でございますが、インターネットではなくて専用の線を、これ全ての自治体そうですけれども、専用の線で接続して、情報漏えいですとか盗み見みたいなものがないようにしているような仕組みになっております。以上です。

○若狭 ありがとうございます。セキュリティーの状況、厳重に行われているということ分かりました。外部にも接続していないといいますか、専用の回線で行われているということでございますね。とはいえ、もし万が一何か事故が起きた場合の補償というのは、これは国が担保してくれるのでしょうか。どうでしょうか。

○D X 推進課長 個人情報が出たその原因によって、恐らくそれは市の責任なのか、国のそもそもの仕組みが悪かったのかということが判断されるものだと思います。まだちょっとそういった事例のほう情報収集しておりませんので、実際にどうなるかというのは今はまだ分からないという状況です。以上です。

○若狭 分かりました。今回情報連携する項目が子どもの医療費助成と、あと独り親家庭医療費助成で、あと遺児等教育手当の支給のこの事務について連携されていくわけなんですけど、これは今回、確認なんですけど、紙の保険証が12月になくなるよということで、資格確認書が添付書類になっている手続について全て対象になっているという認識で間違いないでしょうか。

○D X 推進課長 まず、結論から申し上げますと全部対象にはなっておりません。あと、今回のマイナンバーカードに保険証が一応統一されると、確かに資格確認書は出ますけども、マイナンバーカードに統一されることによって恐らく通常の紙の保険証を持たないお客様がたくさんいらっしゃるだろうと。その方は、当然マイナンバーカードを持ってくるんですけども、マイナンバーカードを保険証の代わりですと、はいと窓口に渡したときに、マイナンバーカードを見ただけではそこには

何も書いていませんので、その場合にマイナンバーカード読み取る端末を窓口に市のほうで用意して、そこで職員がマイナンバーカードから保険の情報を読み取るというような仕事になります。ただ、これは情報連携をしていない場合なんですけれども、今申し上げたことをやる部署がまだ6部署調査したところございます。その6部署については、今後また別途条例改正をして情報連携をすれば、マイナンバーカードによる保険証の提示も不要になるということになります。まだそれは準備しておりませんので、これから当然検討はしていきますけれども、マイナンバーカードの保険証利用への統合によって保険証の紙の、資格者証を持ってくればそこに書いてありますけれども、マイナンバーカードだけな方の場合でも手続は通常どおりにできるようにするというところでございます。以上です。

○若狭 分かりました。そうすると、今後このような情報連携する項目がまだ必要なものがあるということになってくると思うんですが、それはどのような項目が今後考えられるのでしょうか。

○D X推進課長 国の個人情報保護委員会のほうで各自治体で独自条例をつくって情報連携をすべき、したほうがいいよという事務の事例が、40の事例が示されております。今回の条例改正で行うこの子ども医療費ですとか独り親についても、その40の中で含まれているところがございます。柏市のほうで行っている事務もいろいろあるんですけども、40業務のうち25の仕事が柏市でも行っていると。そのうち今回3つをやるわけでございますので、残りの22の事務については国のほうでやれるような事務として例示として掲載されておりますので、22の残りの事務については検討の余地があるというようなものではございますが、中には件数がほとんどない手続もございますので、この中から絞っていくような形になると思います。主に障害、福祉関係の手続が多い、候補としては多いと考えております。以上です。

○若狭 お聞きすると、結構複雑といいますか、国の政策でということでありますけれども、このままどんどん情報連携がずるずるずると進んでしまうことがやはり懸念されます。私は、マイナンバー関連のこの情報連携に関しては反対の立場であります。こういったのは、地方自治体というのは国とは独立しているというところでもありますので、この制度自体を無条件で受け入れていくというのを続けることは、ちょっと問題だなと考えていますので、反対の立場ということでございます。

続きまして、議案第2号の高田近隣センターの利用料改定についてです。こちらは、議案説明の際に受益者負担率25%を目標にしているということでした。その25%というこの根拠というのは、どのようなことであるのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 柏市で定めている受益者負担の適正化基準というのがございまして、そこに位置づけられている施設が近隣センターが25%と位置づけられております。以上です。

○若狭 分かりました。今回一番大きく面積が変わるのが料理実習室が変わると思います。こちらは、現在の利用率といいますか、どのぐらい利用されているものなのでしょうか。

○市民活動支援課副参事 今回の今御指摘の料理実習室につきましては、令和5年度の稼働率を参考にさせていただきますと、全体では約6%の稼働率になっておりますので、大分低い状況にはなっております。以上です。

○若狭 分かりました。ありがとうございます。では、この区分に関しては、私からは以上です。ありがとうございます。

○渡部 ただいまの2号について伺いたいと思います。受益者の負担率、場所によってというか、これ負担率って変わっていると思いますけども、これが例えば定期的に見直すですとか、負担率を、使用料の決め方を変更するとか、そういったことは多分この間ないと思うんですけども、柏市ではそういう方針、例えば何年に1回は見直しの検討をするだとか、受益者負担率を変えるだとか、そういうことというのは方針としてはないでしょうか。

○財政部長 一応受益者負担の見直しのガイドラインにつきましては、全庁3年に1回を見直しということで促しているところでございますけれども、近年の物価高騰とか、そういった流れの中で今市民負担を新たにということはなかなか難しいというところもありまして、見直しが今進んでいない状況でございますけれども、一定程度経過して様子見ながら、実際には今物価高騰の中で経常経費も上がっていますので、このまま放置しておきますと一般財源の負担になってきますので、そういったところも見据えながら、今後機会を捉えて見直しのほうはしていく必要があるものと考えてございます。以上でございます。

○渡部 私は、むしろ受益者の負担率を下げる検討をしてほしいというふうに思っているんですね。近隣センター、もちろんいろんな世代の人が利用しますけども、日中、平日などはやはり高齢者の利用が多いと思います。そうすると、高齢者の生活状況を考えたときに、やはり使用料が上がったときにサークル活動がこのままだと持続できないということでやめたところがあるというのは、随分前に議論したことがありますけども、その見直しといったときにやはり利用している方の活動状況、生活状況、年代構成、そういったことも含めて、市民に新たな負担を求めるのではなく、むしろ引き下げてもっと稼働率を高めて、よりコミュニティを深めてほしいという、そういう見直しも当然あってしかるべきだと思いますが、その点はどうでしょうか。

○財政部長 受益者負担の考え方については、施設の性質によって区分を分けているところでございます。公的に負担すべきというところについては、負担率を下げてと、またあと民間と競合するような場合については100%負担をいただくという考えでございます。そういった中で、近隣センターとか、そういった施設につきましては、一定程度の公費負担をしているという状況でございますので、あと利用されない方との負担の公平感、こういったことも考慮しながら考えてまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○山田 これの第1号でございますけれども、この条例改正の趣旨はマイナンバーカードを利用した情報連携ということですのでけれども、12月にはこのマイナンバーカ

ードが保険証になると、こういうちょっと説明がいろいろダブった質問になっちゃうと思うんですけども、これで様々な用途で利用しようとするカードですけども、この制度が進むことで自治体の職員が業務が増えていっちゃうんじゃないかと。このことがすごく自分が気になることなんですけれども、業務効率化、こういう件に関して、ちょっとその辺の考え方を教えてくださいませんか。

○ＤＸ推進課長 柏市としましては、確かにマイナンバーカード、マイナンバー制度は国の主導の下で行われております。言葉悪いですけど、やらざるを得ない状況になっております。ただ、こういったマイナンバー制度は、マイナンバーカードをうまく活用することで、サービスの向上ですとか職員の業務改善が図られるものだと、図らなければいけないと考えています。例えば今回の条例改正ですと、情報連携を行うことで市民の方が添付書類が不要になります。例えば隣の松戸市では、先ほど柏市は３業務しかやっていませんよと申し上げました。隣の松戸市、条例を見てみるともう既に13業務やっていると。ですので、松戸から引っ越してきた方が柏市に来たときに、あれ、柏市は添付書類が必要なんだというようなことを思ってしまう方が多少はいらっしゃるのかなと思います。そういったところのメリットもございますので、柏市はやっているわけなんですけども、先ほど山田委員のほうから御指摘ありましたとおり、確かに職員の負担になっていることは、これは間違いございません。特に制度改正の当初につきましては、どうしてもその対応に追われると。今回のこども福祉課のほうの準備でも相当な準備を一応してきております。今後やると、先ほどやっていきたいということを申し上げましたけども、なかなかハードルが高いものではございます。ただ、中長期的あるいは将来的に見れば、市の職員であったり、当然市民の方もサービスの向上ですとか業務の効率化につながるものと考えておりますので、先ほど御質問にもありましたセキュリティー面、運用ルール、個人情報取り扱い、かなり神経使う業務ではございますけども、ルール等を定期的に確認しながら、こちらの制度あるいはカードを有効に、せっかくですので、活用していきたいと考えております。以上です。

○山田 本当に私の物の言い方が非常にけんつくでいけないと思うんですけども、国の制度設計って非常に地方を泣かせるというふうな考え方を自分は常に自治権の中で言っているんですね。これで行政が頑張ってくれているけれども、このカードを利用して補完的な、連携で早く軌道に乗せるようだけでも、病院の窓口のシステムばかりが対応できないとか、だからますます柏市頑張って、これから時代の中で市民の安心と、それから有効的な活用を図ってくれるのは分かるんだけど、置いてけぼりじゃないけど、補完する部分がすごくそこも苦勞するので、柏市というか、行政が大変じゃないかなということを本当に危惧していることなんです。コメントがあったら。

○ＤＸ推進課長 御心配していただくのは大変ありがたいところでございます。職員のほうもいろいろ働き方を変えたり、どんどん若返って、最近若手職員たくさん入ってきて若返っておりますので、少しずつデジタルシフトではないですけども、

そういったことに慣れた職員も増えてきておりますので、業務改善はこれは以前からやってきていることですが、特にマイナンバー、特に国のほうに、また言葉は悪いですが、振り回されがちなものについてもそうならないように柔軟に対応して、頑張っていきたいと思います。以上です。

○山田 いや、本当に御答弁ありがとうございます。振り回されないようにって、私なんかはデジタルディバイドなんですね。そういう点で、どうしてもやっぱりうまく利用できない、検索ができないという人もいますんで、これは答弁要りませんけれども、もういただきましたから、ありがとうございます。

それで、続いては近隣センターのことでちょっとお尋ねします。本当に近隣センター、高田のほうよく手つけていただいて、頑張っているところは分かりますけれども、その中でワークショップで参加者ですか、なんかでいろんな意見が出たことはどんなことが反映されたのか、ちょっと教えてください。

○次長兼市民活動支援課長 ワークショップは、合計5回行いました。主には高田緑地という公園がございますが、その一体化だったりとか、あるいは多目的な部屋が欲しい、あるいはバリアフリー化、主にはこの3点について御意見をいただいたところです。このような御要望を受けまして、公園側と近隣センターから両方から出入口でつなぐことができるデッキテラスを設置したり、あるいは公園と共有になりますけれども、駐車場の設置で駐車場の台数を増やしたり、それから多目的ホールの新設、あとは会議室とかを兼務する調理実習室をつくりました。もちろんバリアフリーでスロープや手すり、エレベーターなどを設置した、反映する予定になっております。以上です。

○山田 今本当にこの住民のワークショップに対する意見聞いて、それで高田近隣センターのリノベーションですか、これ地元の声を聞いてよく対応されたということで地元の方は喜んだでしょう。期待感が結構あるんじゃないかな。ただ、あそのセンターは、非常にこの間の雨の降った問題だとか、いろんな問題がほかにもたくさんあるけれども、あそこもリスクが高いところでもありますし、そんな中で特に部屋なんかのリノベーションしたときに、特色ある売り込みができるような部屋の努力というのはされましたか。

○市民活動支援課副参事 今委員おっしゃったように特徴あるということで考えますと、これまで和室が3部屋とかなり多く、5部屋ある中で3室あったというところの中で、今回のリノベーションによって新たに床敷きの多目的ホール、そして会議室が1つから2つに増えて、そして和室や料理実習室につきましては会議室を兼ねる多目的な部屋に変えるということで、今多機能な形でいろいろな市民や地域の方が使えるような、そういった施設に生まれ変わるという予定でございます。以上です。

○山田 ありがとうございます。その先読んだ多機能に使える、十分反映されていると思いますんで、私の質問は終わり。

○内田 それでは、議案の第3区分、議題となっております議案の第1号について

質疑をいたします。個人番号利用及び個人情報提供条例の改正案でございますけれども、これはマイナンバーカード、マイナンバー制度に基づく条例改正でございますが、ちょっと確認させていただきたいんですが、本市においては既に子ども医療費助成制度については、ひもつけが、情報連携をしているという理解でよろしいのでしたっけ。

○ＤＸ推進課長 子ども医療費助成のうち、税情報については平成28年3月の条例改正によって情報連携を行っております。今回は、子ども医療費の保険の資格情報、こちらはまだ条例にないので、これを新たにやるということでございます。以上です。

○内田 先ほど国のほうから示されている40事務のうち、25でしたっけ、22でしたっけ、事務を今後情報連携させていくということでございますが、このスケジュール感というのはどういうふうに見ておりますか。

○ＤＸ推進課長 数として40のうち25が柏市がやっている、3の事務が今回条例改正した場合残り22という、数字的にはそうなります。恐らく申請件数的に22全部やるということは、ちょっと考えにくいのかなと個人的には思っております。あと、スケジュールなんですけれども、まとめてもしやる場合は条例改正上程させていただいたほうがよろしいかとは思っていますので、例えば今度の3月議会をまず一定程度目指して、条例改正できるものがあるのか、ないのかというところで進めていこうと今はしております。以上です。

○内田 初歩的な確認で恐縮なんですけど、今回3事務を情報連携させていくというのは、どういう理由があつてのことでしょうか。

○こども福祉課長 今回につきましては、先ほど申し上げました令和6年の12月から健康保険証がマイナ保険証に移行するために、今現在子ども医療の手続等の際には保険者や保険番号が載っている保険証のコピーを取らせていただいているんですが、マイナ保険証になりますとカード上ではそれが読み取れないために、情報連携をしたいと考えているものです。以上です。

○内田 そうすると、マイナンバーカード、マイナンバー制度については、運用を拡大していくということにも捉えられますので、私は本議案第1号についてはやっぱり慎重な立場でございますことを申し述べます。

議案第2号の近隣センター条例改正案についてでございますが、先ほどワークショップを受けたリノベーションの話がございましたけれども、今後、今回使用料改正ということでございますけれども、近隣センターをリノベーションしていく際には同じような方式で行っていくのでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 最初のリノベーションの南部に引き続きこれで2館目でございます。リノベにつきましては、間取りの変更も含めた大規模改修で、地元の意見も反映した設計の自由が大変大きく、間取りを大幅に変更したりとか使いやすくなるんですが、その一方でやはり事業費とか事業期間が長くなることから、施設が休館せざるを得ないということで、地元の利用者、あるいはふるさと協議会

等、町会等がなかなか使える期間がなくなってしまうというデメリットもございますので、この2館は一応このモデルケースとして一度終えて、これからは近隣センターが老朽化が進んでおりますので、エレベーターも含めたバリアフリー化を進めていくために長寿寿命化工事を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○内田 その際は、同じようにワークショップというのをを行うんですか。

○次長兼市民活動支援課長 ワークショップというものは開く予定はないんですが、施設を利用している特に地縁組織というか、町会、ふるさと協議会委員からは御意見をいただいて、できるだけ、間取りはあんまり変更することはないんですが、変更できる部分についてはその声を反映して、使いやすい施設にしていくということは進めていこうかなというふうには考えております。以上です。

○内田 今後に関しましてもワークショップを含めた市民参加というのが必要ですし、この2館が市民参加とりわけ行われたということですが、今後改修していくときに間取りの変更等が行われないうことになる、若干不公平感が残るかなというところもありますので、指摘をいたします。使用料についてでございますけれども、基本的には面積ベースで割り出して使用料を算出している、面積ベースを基本にすれば、これまでと受益者負担の25%を踏まえて変更は生じていないという理解でよろしいんですか。

○次長兼市民活動支援課長 1平米当たりの原価を基に出しておりますので、内田委員さんおっしゃるとおりでございます。以上です。

○内田 この受益者負担の25%も含めて、値下げをするというような議論というのは内部でなされたんでしょうか。

○次長兼市民活動支援課長 現在平均で申しますと、近隣センター受益者負担が数%のところから大体20%ぐらいのところまで、ちょっとばらつきがあります。一応定めております25%までは達成していない状況から、値下げという見直しは行っていない状況です。以上です。

○内田 できれば近隣センター条例につきましては値下げの改正をしていただきたかったですし、この高田だけではなくて、全市的に近隣センターの使用料を下げられる方向での見直しというのも今後行革の中では必要なかなと。先ほども議論がございましたけれども、やっぱり利用率を上げていくということと地域活動を活性化していくということが大変重要でございますので、その辺についても御検討いただきたいことを申し上げまして、私の議案第3区分に対する質疑を終わります。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。——なければ質疑を終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 まず、議案第1号、柏市個人番号利用及び特定個人情報提供条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
可否同数でありますので、委員長裁決により可決と決します。

○委員長 次に、議案第2号、柏市近隣センター条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第3区分の審査を終了します。
ここで暫時休憩いたします。

午後 4時21分休憩

○

午後 4時28分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。
第4区分の審査に入りますが、入退室のほうはもうよろしいでしょうか。

○委員長 次に、議案第4区分、議案第7号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（高田近隣センターリノベーション工事（建築工事））、議案第13号、財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）、議案第14号、財産の取得について（高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車）、議案第15号、財産の取得について（高規格救急自動車）の4議案を一括して議題といたします。

本4議案について質疑があれば、これを許します。

○若狭 では、私から1点だけ、14号、15号の財産の取得についてです。こちら高規格救急自動車、災害対応特殊救急自動車、こちらは何か名称の違いが一応補助金の違いでこのような名称になるということをお聞きしました。14号のほうは株式会社ベルリングが落札2台でしています。15号のほうで、同じ救急車ではベルリングは応札しているんですけど、落札はできていないという状況でした。ちょっと素朴な疑問なんですけど、ベルリングは、質問になっているかちょっとあれなんですけど、これ3台取れたのにどうしてこの議案15号のほうは、この単価が14号のときに出ていた、金額でいうとこれ2台分でいくと5,660万で落札していて、1台当たり2,830万なんですけど、こっちのベルリング、15号のほうは3台一緒に取れたのにどうして取らなかったのかなという、これちょっと質問が担当課、ベルリングしか分からないかもしれないけども、担当課どのように感じていますでしょうか。すみません。

○参事兼警防課長 入札に応じた金額差について、私どもではちょっと分かりかねないんですけども。以上です。

○若狭 ありがとうございます。ちょっとどうしてなのかなということでした。担当課に聞くことでなかったのかもしれないですけど、分かりました。私は以上です。

○矢澤 それでは、13号の財産取得、災害対応特殊消防ポンプについて伺います。これは、小型でありながら、この消火水があるというふうなことだと思うんですけども、これまでの火災においてこのような消防車がないことによって対応する困難なことが現実にあったのかどうかということ、この辺ちょっと確認したいんですけど。

○参事兼警防課長 この小型で1,300リットルの積載水を持つ車が平成28年以前にはなかったんですね。その当時は、大きな車で水を持っているという車を買わざるを得なかったというところなんです。その大きな車を運用するに当たって活動の困難が出たのは、道の通れない、要は進入できないところが多かったというところなんです。そこはホースカーといって、たくさんホースを積んでいるリアカーみたいなものがあるんですけど、それを10本とかってホースを引っ張っていったという経緯があります。このコンパクトな1,300リットルの積載水を積んだ車ですと、そういったところを入れていて活動できるというところがありますので、今回これを選択させていただきました。以上です。

○矢澤 分かりました。今1,300リットルって言われたんですけども、1,300リットルというと、箱でいうと1メートル四方のものと、あとプラス300ということで、量的にそんなに多いというふうな感じはしないんですけども、これで消火に活用した場合、時間的にはどれくらい使えるんでしょうか。

○参事兼警防課長 1,300リットル、すぐに放水すれば約3分程度でなくなってしまう。この3分程度でなくなってしまう間に後着隊がその車に充水するという方法で水が切れなような対応をします。以上です。

○矢澤 これ場所によっても違うかもしれないんだけど、消火栓が配置されていると思うんだけど、これとつなげて例えば消化するのと直に行ってこれが活用活躍できるというふうなときでは、それこそ今言ったように時間、場所によっても違うかもしれないけども、どれくらいの時間差が有効性があるかというか、その辺はどうでしょう。

○参事兼警防課長 消防局では、まず最初の先着隊がする行動は消火戦術というものを掲げておりまして、即時消火を基本としております。この即時消火というものは、火災現場に直近して積載水で放水するということで、もう着いたらすぐに放水できるという状況です。今委員がおっしゃっていた消火栓につけた場合ですと、消火栓につける行為で、例えば大吸管というようなものを引っ張ってつないで、そこから給水指定とかという作業が入りますと3分とか、下手すると5分とかという放水するまでに時間かかります。そのタイムラグというのですか、時間差はどうしても直接消火水を放水するには勝てないというところもありますので、最先着隊の任務としましては即時消火ということの基本にしております。以上です。

○矢澤 分かりました。消防年報を見ますと、どの消防署にどんな消防車が配置さ

れているのかというのが分かります。それぞれの消防署の受持ちエリアの状況に合わせて関係車両も配置されているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、今回旭町消防署への配置ということで、このエリアで地域的にやっぱり必要性があるというふうなことなんでしょうか。

○参事兼警防課長 旭町消防署、そして光ヶ丘分署もそうなんですけれども、特に狹隘道路、木造密集地域と言われるところが多い地域です。活動に困難な地域ということで、日頃の業務の中で調査して把握している中でやはりコンパクトで、小型化したもので対応したほうが最善ではないかというところから判断しまして、この車両に至っております。以上です。

○矢澤 分かりました。これ直接関係ないかもしれないんだけど、よく地域の方から相談されるので、もともと狭い道路なのに、電柱が出ていて緊急自動車が入れないんだという相談を受けることがあるんですけれども、消防活動をしていて道路に電柱とか物があって、通行がちょっと困難だとかというふうなことがあるのか。もしあったら、どういう対応をしているのかということ、その辺どうでしょうか。

○参事兼警防課長 電柱等により車両が進入できない場合なども、その場所を日常の地水利調査等の中で把握しております。開発行為などの事前に協議ができる場合は、道路の隅切りを指導したり、要望したり、水利が不足する地域には水利の設置を促しております。今現在ですと、移設を要望するほどの障害になる電柱の情報は把握しておりません。以上です。

○矢澤 新しくできるところというのは、結構入れるようなことはあると思うけども、昔からあるところというのは結構そういうのが残っていたりして、そういうことで相談があるんですけども、やはり緊急自動車がいつでも入れるような状況をつくらなくちゃいけないし、そのためには今回のような大きさの小さくて動けるような、そういう車両を必要に応じて配置されることが本当に必要だと思います。以上です。

○内田 では、議案第4区分の議案7号、高田近隣センターリノベーション工事の変更契約の締結についてでございますけれども、なるべく端的に質疑をいたしますが、まず着工の時期と完工の時期をお示してください。

○市民活動支援課副参事 まず、着工につきましては、昨年度、令和5年10月3日というふうになっております。完工につきましては、3部門ありまして、建築工事につきましては今月9月30日を予定しております。あと、電気、機械に関しましては来月10月31日までとなっております。以上となります。

○内田 現在の現場の状況というのは、工事が完了した状況なんでしょうか、お示してください。

○市民活動支援課副参事 今現状は建築工事が進んでおりまして、まさにちょうど終了する時期になっておりまして、完了検査など、そういった時期になっております。あわせて、電気、機械につきましては、来月まで契約がありますので、それまでにきちんと工事は終わらせて、検査のほうも進んでいく予定となっております。

以上です。

○内田 今回の契約変更について様々なことが発覚したわけですが、6月の会派説明会のときにも御説明はございましたが、もう一度確認したいんですけど、設計の段階で変更内容が見積もれなかったというのはどういう背景なんでしょうか。

○営繕管理課長 設計段階では判別が極めて困難であった屋上や2階部分の外壁などの部分に外見以上に劣化していたということが工事に着手して、仮設足場を作ってよく間近で見て発覚したということから後になって分かりましたということになります。以上です。

○内田 その変更した工事を行い始めたというのは、今審議中ではございますけども、審議の前なんでしょうか。

○営繕管理課長 審議の前になります。

○内田 議案上程より前に変更工事に着手したというのは、これは私どもは追認をするということになってしまうんでしょうか。どういう理解なんでしょうか。

○営繕管理課長 設計内容の変更が起きた段階では契約金額の枠内に収まると。まだ残りの工期が半分以上ありましたので、何とか契約金額の中で収めようというふうに努力してまいりました。しかし、どうしても工事の質を下げたりするということとはできないので、契約金額に収まらないという判断を4月の段階で行いまして、直ちに染谷副市長に報告をいたしまして、技術管理課主催の柏市公共工事適正化会議にかけまして、設計はやむなしというふうに判断に至りました。

○内田 最後お聞きしますけれども、議案上程前に工事に着手したということについては問題性は感じないということですか。

○営繕管理課長 設計変更等ガイドラインというのがございまして、請負金額の20%以内の軽微な変更であれば工期の末に契約変更を行うことができるというふうな定めになっております。今回の600万という変更金額がもと金額の1.7%という非常に軽微な変更になりますので、工期の末に契約変更を行うというルールでやっております。

○内田 おおむね理解はいたしましたので、議案には賛同しようと思います。以上で私の議案第4区分に対する質疑は終わります。ありがとうございました。

○永山 今の内田副委員長の質疑にちょっと続いてなんですが、私も決して反対するわけではないんですけど、これ今の内田さんとのやり取りを聞いている中で2回定例会に上程するという選択肢はなかったんでしょうか。説明会もそのときだったので、2回定例会に上程すればあんまりハレーションも起きなかったのかなと。基準どおりにやっているというのは理解はしたんですけど、いかがでしょうか。

○営繕管理課長 今年の4月まで何とか契約金額の中に収めようというふうに工程内容を検討してまいりまして、その段階でもうやむなしというふうに考えたんですけども、その段階で6月議会というのはもう時間的に間に合わなかったということで、設計変更ガイドラインにもありますけども、直近の議会で説明をなさいということがありますので、6月の議会の会派説明のときにお時間を頂戴いたしまし

て説明を行わせていただきました。以上です。

○永山 理解しました。ありがとうございます。

13号、14号、15号の件で、すみません、1つ大変細かいところでありますが、確認をさせてください。取得の趣旨の理由のところに、年数と距離を超えたからというのがあります。その年数の幅に収まっているものと年数の幅すら超えてしまったものと何か結構ばらばらにありまして、そうであれば、本当にごめんなさい、大変細かいんですが、光ケ丘分署に配備する1号車というんですか、21年に購入して15年が経過しますって書いてあるものがもうあと3年使えるんじゃないかなって、ごめんなさい、ちょっと素人の感覚では思ってしまった、高価なものですし、SDGsとか、長く使えるものは使おうという観点からしても、もうちょっと、3年ぐらい使ってもいいんじゃないかなって思ってしまうんですが、いかがでしょうか。

○参事兼警防課長 私ども消防局が保有、管理している車が132台ありまして、それを車両更新計画というもので管理しております。消防自動車の更新基準が15年から18年ということで、まず15年になりますと車両の保証が切れるというところがありまして、15年で例えば更新しても1年間更新までにかかりますので、16年という状況で、1年先送りになってから納車されるということで、この段階、15年段階で今回は更新しまして、車両のメーカーの保証の中で活動ができて、その後は故障しますと今度は当然のごとく高額な修理代になってしまいますので、ここはなるべく、15年から18年という3年の幅があるんですけれども、15年できちんと更新をかけていきたいというところで、更新基準に合わせているような計画をしております。以上です。

○永山 ありがとうございます。理解しました。そうすると今、更新計画というお話あったと思うんですが、逆に15号のほうで6年から8年と言っているのに11年が経過していて、ある意味、言葉を選ばずに言えば3年間そのままになりっ放しだったという印象を受けてしまうんですが、これについてはなぜ3年間先送りされちゃったんでしょうか。

○参事兼警防課長 この15号に関しましては、その配置場所が手賀分署というところになります。手賀分署は、あんまり救急件数が多いところでして、これを今回17万3,000キロになるまで11年かかっているということなんですけれども、途中で光ケ丘分署の車がちょっと走行距離が大きいもので、この手賀分署の走行距離の少ないものと一旦ローテーションして、経年劣化する速度を調整した経緯があります。その間で年数が11年経過しているという理由というか、そういうことになっております。以上です。

○永山 ありがとうございます。説明を理解いたしました。あと、これ更新計画に定めている年数とか距離からちょっと外れてしまっているんですが、こうなった場合、更新計画からはみ出たものが出てしまった場合の措置って何かあるんでしょうか。

○参事兼警防課長 基本的には、更新基準の中で更新していきたいということでは

ます。救急車ですと6年から8年、この6年というのは東部消防署や旭町消防署のように救急出が多いところは、5年ぐらいでもう10万キロを超えてしまったりとか、逆に手賀分署とか、そういうちょっと遠いところは8年を超えてもまだ走っていないとか、そこは車の状況を見まして基準をちょっと延ばしてみたりとか、その調整を行っておる中で計画をしているというところです。以上です。

○永山 ありがとうございます。じゃ、この6年から8年とかの距離とかというのはある程度の目安として設定がされていて、各自動車の稼働状況とか状態によって判断をするという理解をさせていただきました。私からは以上です。

○渡部 まず、7号について伺いたいと思います。これ本会議の中で議会軽視ではないかというような議論がありまして、やはり私たち委員会ですから、きちんと理解をして、これについてはちゃんと態度を示さなければいけないなと思いますので、何点か伺いたいと思います。まず、工期の考え方なんですけども、建設工事の場合だとそれが完了したのが工期なのか、それとも工事の完了検査を受けて、オーケーですよって言ったそこまでが工期なのかについてちょっと御説明ください。

○営繕管理課長 工期というのは、幾つか考え方があるんですけども、ここでいう工期というのは工事請負契約書上の工期ですので、建築については9月30日が工期というふうに判断いたします。以上です。

○渡部 今もありましたけど、設計変更のガイドラインなんですね。これ6月議会で確かに説明ありました。そのときに、設計変更ガイドラインにのっとってこれは次の議会に出しますよという、その設計変更ガイドラインということについては文書にはなかったと思うんですけども、これについての説明はあったのでしょうか。

○営繕管理課長 渡部さんの言うとおりの設計変更等ガイドラインについて詳しく説明というのは確かにしておりません。今回ガイドラインに基づいて9月議会にかけることについて事前に6月議会に説明いたしましたというお話はさせていただきました。ただ、私どもとしても今回の変更内容について何でそうなったのかと、何でこの金額なんだというようなことをお叱りを受けると思いまして、そちらのほうの説明を中心に行ったということになります。次回以降その辺も気をつけて説明をしたいというふうに思っております。以上です。

○渡部 手続についてやはり説明をする必要があるなというふうに本当に思いました。それで、今回も9月30日までの完了というのと、議会のほうはまだ先なわけですね。27日に採決ありますけれども、要するに議会でまだ決定していないうちに工事はどんどん進んで、完了しちゃっている。それは議会軽視ではないかというような議論もあったわけですから、そこについてはやはり説明が不十分だったのではないかと思います。それで、気になったのは、例えばこれまでも議会の議決を待たずに設計変更はして、今回のように工事のほうは議会中に完了したりという、そういう事例というのはこれまでもあったということでしょうか。

○次長兼技術管理課長 令和2年度に建設工事請負契約に関わる設計変更等ガイドラインを改定した以降ではトータルで4件ありまして、1点目が中央体育館改修工

事（建築工事）ですね。２点目が柏市教育福祉会館耐震補強及び大規模改修工事の建築工事、３点目が今の工事の機械設備、さらに４点目が柏市立小学校校舎長寿命化改良工事の建築工事につきましてガイドラインに基づいて公共工事適正化会議で審査して、後に議会に議案を上程させていただいた事例がございます。以上になります。

○渡部 本会議の中でも先ほども公共工事の適正化会議を開いていると。それについて日付については今ありましたっけ、答弁では。いつやったかということですね。

○営繕管理課長 適正化会議は、今年の５月１３日に開催しております。以上です。

○渡部 この契約変更のフロー図って見ると、公共工事適正化会議があって、今５月１３日だったと。６月議会に追加議案で出すというのは、多分事前に聞いて無理だったろうなと思いました。この工期については、もちろんその契約をしているわけなんだけれども、工期について例えば少し延ばすということは、これは難しい話なんではないでしょうか。

○営繕管理課長 今回請負金額の１．７％の変更ということで軽微な変更ですので、受注業者にとっても工期を延ばすほどの変更ではございません。また、この後も建築建物工事が終わった後、外構工事、駐車場の整備工事に入ります。これを来年の２月までやります。３月に引っ越しをして、４月にオープンするという計画になっていますので、これを遅らせてしまいますと４月のオープンに影響が出てしまうということから、やはり工期内にやりますということになりました。以上です。

○渡部 今回のことから、以前もあったということですが、やはり改善すべき点が幾つかあったんじゃないかなって思います。まずは説明するとき、議会の会派説明のときに、こういった変更のガイドラインに基づいてやっています。ただ、そのガイドラインの中身というのが実は知らないんです。私も今回初めてこのガイドラインについて読みました。こういう手続で、軽微な変更のときはこんなふうなフロー図でやっているのかって分かりました。ですから、そのことを議会にきちんと６月の時点で説明することですね。それと、工期の設定については、議会中に完了とかじゃなくて、多少そこについては事前に工期の設定は議会との関係で工期を設定するということは可能かどうかとか、何かしらやはり改善すべき点があるのではないかなというふうに感じました。この議案については私も賛成はしますが、やはり議会に対してきちんとその説明をして、後からいろいろ言われないうんとか、議会軽視というふうにならないような十分な説明、説明する側と説明受ける側というのはかなりその温度差があります。私たちは、正直ほとんど素人、私は少なくとも素人ですので、自分がいろいろ調べたり、調査したりというのなかなかできないところもありますので、説明する側が丁寧に誤解ないように説明する。あとは、改善すべき工期の点だとか議会上程の時期だとか、そういうところではもし改善すべきことがあればそれをお願いしたいなと思いますけども、今回だけじゃなくて過去にもあったということで、そのときに問題をあまり感じずにきてしまったのかなと思いましたけれども、やはり改善すべき点はぜひお願いしたいと思います

が、その点はどうでしょうか。

○**営繕管理課長** 委員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、今後改善について検討したいというふうに思います。以上です。

○**渡部** 今の件は以上です。

それで、消防自動車の契約のことについて、ちょっと心配していることがあるので、確認をしたいと思います。今各地で消防自動車の契約をすると、例えばこれは神奈川県のある自治体の去年なんですけども、半導体不足等による影響で入札が不調になったという自治体がありました。今年の9月、ある自治体では、消防車両の購入について、トラックシャーシ供給不足の影響によって年度内の納車が困難になった、債務負担行為を設定しているという自治体の契約も見ました。多少この半導体ですとかトラックシャーシの供給不足なんかをちょっと心配するんですけども、柏市の今回の契約において、そういった影響はないというふうに断言できるか、心配はないのか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○**参事兼警防課長** 今のシャーシ、車両が入ってこないという件なんですけれども、私どもも令和4年の3月に日野自動車の排ガス及び燃料改ざんによって車両の出荷が停止したということがあります。それは、ちょうど令和4年の3月だったので、令和5年の予算要望前でしたので、実際そこで車両が入ってこないものについては先送りしたということになります。やっぱりきちんと車両をうちのほうで入手できるかという情報をしっかりと取ってから予算を立てていきたいと思いますので、そこで問題が起こらないように注意してまいりたいと思います。以上です。

○**塚本** 議案7号について質問をさせていただきます。先ほど来様々議論になっておりますけれども、設計変更ガイドラインに基づいて処理して、過去には4回そういった例があったということを理解させていただきました。議会は3か月に1回なので、議会に合わせて工期を決めたりとか延ばしたりすると、逆にいろんなほかのところの影響が出てくるとは思うんですけれども、先ほど御答弁で今回9月議会で承認を得ないと、工事ができなかったとすると来年の4月に間に合わないという話が出ましたけれども、期間についてはそのとおりかなと思うんですけど、逆に金額的な影響はどういったものがあるんでしょうか。

○**営繕管理課長** もし議決を経るまで工事を中止ということになりますと、おおよそ6か月ほど工期の延長になると推測されます。その6か月間の延長に伴って、請負業者さんの人件費、また仮設資材の延長費等考えますと、さらに今回の変更金額に1,200万円ほどプラスになると推測しております。以上です。

○**塚本** ありがとうございます。638万の増額をきちんと契約、議会の手続を経るためにやるとすると、逆に1,000万以上さらにかかってしまうということで、事件は現場で起こっているわけですから、しっかりとしたガイドラインに基づいて行っている以上、そこについては今後の説明責任という課題はあると思いますけれども、今回につきましてはおおむね理解はさせていただきました。以上です。

○**山田** 今の7号は、確かにいろいろ委員のほうで整理できましたけども、根本的

にやっぱり信頼関係でやっているの、議会軽視というふうには思われぬように、これは慎重にやっていただきたい。ただ、いろいろ詳細が分かりましたので、これはこれまでにいたします。くれぐれもその辺は、信頼関係というよりもやっぱりイロハのイ、基本ですので、その辺は変更があったり、何かあったときにはしっかり説明できるように、それからやっぱり損失が出るとか、これ大変な問題になるんで、その辺は分かった上で、工事これからいろんなことあると思いますよ、工事の発注業者がいなくて、ですから、十分ひとつ読み込んだ上で、仕事がやりやすく説明していただきたいと思います。

それからあと、13号、14号、15号一括して、私のほうでは特殊消防ポンプ、それからあと緊急自動車、これの法案、地域条件とか用途をしっかりと適用されたやつを計画的におやりになっているということは分かりました。ただ、計画的にやっているんですけども、1つ心配になるのは車両に乗車する職員、先日の能登の豪雨だとかいろいろ見ると、あと地震のことも想定されますけれども、増員する必要があるのかどうか、今後。地震だけじゃなくて集中降雨、それから自然災害のことになったときに、生命と財産を守るという機動的なようなことは、本当に昼夜を分かたずやってくれているのは消防と警察です。そんな中で、人員配置が無理のないように何かしていかなくちゃならないとは思いますが、その辺の増員というか、お考えとか何かあったらちょっと教えてください。

○参事兼企画総務課長 職員の増員についてですけど、今現在令和6年度の職員数につきましては477人になっておりまして、消防職員の条例定数については救急体制の強化や定年延長に対応するため条例改正を行いまして、本年4月に15人増員して471人と条例定数を改正したところです。委員おっしゃるとおり、通常の消防活動をはじめ、能登の豪雨災害などで消防活動を行っていく上ではマンパワーというのが必要不可欠になってくると思われますので、今後も市内の災害状況等を踏まえた上で、今後また男性の育児休業の取得促進とか女性活躍推進などもありますので、そういったところを踏まえた上で必要に応じて増員について検討してまいりたいと思っております。以上です。

○山田 それで、職員の生命と財産を守る初期の消火とか、いろいろ手当てしてはいますが、この車、非常に高規格になって、オペレーターとかその人員配分、乗車の人たちもかなり専門的なオペレーションしなきゃならない人とか、やっぱり思ったとおりに到着したから車を降りてやってくれよとか、そういうことにならないような状態もやっぱり出てくるんじゃないかと思うんですけども、乗車人員だとかいろんなことを考えて。あと、私はもう前から言っているように募集しても人が来ないとか、本当にそういうことを心配するほうです。ですので、ふだんからそういう体制整備というところはひとつ、第一線で頑張ってくださいるのは本当に消防が第一線だから、その点でひとつ消防長、その配置なんかでは十分考慮して、しっかりと、やっぱり第一線ですから、そういう上程もいいんじゃないかと思うんで、上程していただくようなことをお願いしたいと思います。コメントがあればどうぞ。

○消防局長 能登の災害を見ていると、やはり消防力がないとすぐに住民の救助、救出に行けないということがございますので、もちろん定数はそうなんですけれども、やはりその技術とか知識も併せて身につけていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、併せて消防力の向上に努めていきたいと思っております。以上です。

○山田 ありがとうございます。ちまたでも消防団もいますけれども、これ補充が利かないんですよね、この部分は。ひとつ駄目押しになりますけれども、よろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はございますか。——なければ質疑を終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、議案第7号、「工事の請負契約の締結について」の一部変更について（高田近隣センターリノベーション工事（建築工事））を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第13号、財産の取得について（災害対応特殊消防ポンプ自動車）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第14号、財産の取得について（高規格救急自動車及び災害対応特殊救急自動車）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 次に、議案第15号、財産の取得について（高規格救急自動車）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方、副市長、部長、局長以外の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。関係する

部署の方は入室されていますでしょうか。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の趣旨に即した内容に限ったものといたします。くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないよう御注意ください。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願14号、当選無効が確定した〇氏に対して公職選挙法違反での刑事告訴を柏市選挙管理委員会に求めることについて、請願15号、当選無効が確定した〇氏に対して議員報酬及び政務活動費等の全額返還を求めることについてを一括して議題といたします。

本2件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○渡部 私のほうから14号、15号について質問したいと思います。これ大変重い内容の請願だというふうに思っています。それで、本会議の中でもこれは質疑ありましたが、市の選管と県の選管とで判断が違った、このことについて改めてちょっと見解というか、どうしてそうなったかということについて御説明いただきたいと思います。

○選挙管理委員会事務局長 ただいま県と市の見解が違った理由ということでございますけども、議会の中でも答弁しましたとおり、うちのほうでも口頭意見陳述や近隣等の調査、光熱水費等の関係資料の提出などを求めたところでございます。こちらについては、一部不自然な点も見られましたが、当選人の主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張が確認できなかったことから、一応本市では居住実態があるかと判断し、異議申立てを棄却したところでございます。一方、千葉県選挙管理委員会におきましては、当委員会が行った調査資料を参考として改めて審議を行う中で新たな事実や証言、〇氏の発言に不自然な点が見られること、また〇氏に対して新たな提出書類を求めたところ書類の提出がなかったなどのことから、総合的に判断し、〇氏の主張には信憑性が欠けるとし、当選を無効とした裁決を行ったものと考えてございます。以上となります。

○渡部 県の裁決書というのは公表してありますので、誰でも読めます。私も読みました。かなり詳しい調査をしているなということを感じました。そうすると、県と柏市とで調査能力とか調査人員とか、そういったところに大きな違いがあるのかなとも思ったんですけども、柏市の場合、詳しい調査、本人聞き取りだけでなく裏づけ調査とか、そういうのに関しては大体何人の方がこの体制、調査活動をできているんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 調査手法等については、お答えすることはなかなか難しいんですけども、選管の職員が対応して現地で調査等をしているところでございます。以上となります。

○渡部 やはりその調査が不十分ではなかったのかなというふうに思います。それで、公判については6月27日、7月23日、2回公判が行われています。公職選挙法

では、提訴から100日を超えない範囲で結論を出しなさい、速やかに裁判をしなければならぬ。100日というのを努力目標に、それが絶対そうではなく、そうしなさい、なるべくそうしなさいというふうな公職選挙法では規定がありますが、これ100日に定めている理由というのについては、これはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 ちょっと詳細な理由については分からないところがございしますが、なるべく一応選挙人の当選に絡むものなので、スピーディーに行うというのを基に公職選挙法で定められているものと考えてございます。以上となります。

○渡部 普通の裁判ですと、もうちょっともちろん長くなったりすることもあります。ただ、公職選挙法では100日、これを言っています。それで、実際には2回目の公判でも多分それ100日も超えていたんですね。その次は9月の26日が予定でした。その公判を待たずに本人は辞職をし、裁判を取り下げたわけですが、この7月23日の公判の時点で本人がなかなか出そうとしなかった電力の使用料、それと銀行の取引履歴、ATMの取引履歴などは、裁判所の職権によってもう多分出されていました。ただ、それは公判が開かれなかったもので、その内容というのは口述されていけませんので、内容については分からないと思いますけども、この電力の使用料、あとATMの使用履歴、これについては原告、被告双方に対して裁判所は送付をしています。柏市は、決して被告の立場ではありませんけれども、これは、この内容というのは柏市の選管にも届いているのでしょうか。内容は御存じなのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 裁判所の裁判の内容については、私どものほうには一切届いてございません。裁判が終わったという通知は、うちのほうには届いているところでございます。以上です。

○渡部 時系列的に言えば、恐らく8月の13日の辞職のときと裁判の取下げが同時期だったのかなと思います。ただ、それから柏市に通知が来るまでにはかなり時間を、日にちを要しているんですね。それは、手続上、柏市に来たのが9月の2日なのかなと思いますけども、その日付の確認と、やっぱり一般的にはこんなふうに日にちが、柏市に連絡が来るまでには時間がかかることなのでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 裁判所にも当時照会したんですけども、取下げとか裁判が終了してからやっぱり二、三週間は最低かかるというようなお話を伺ってしまして、うちのほうでも随時その確認をしながら動いていたわけで、速やかに決定が出次第、新しい当選人を選出できるような形で準備を進めていたところでございます。以上です。

○渡部 請願者は、宣誓についても、これは宣誓をしているのと違うんじゃないかということを言っています。それで、宣誓についてはどんなふうに、一部分だけでもいいですけども、どんなふうに記載されているのでしょうか。宣誓の内容ですね。

○選挙管理委員会事務局長 宣誓書につきましては、ちょっと一部分読ませていただきますと、私は令和5年8月6日執行の柏市議会議員一般選挙の期日において、

公職選挙法第9条第2項に規定する住所に関する要件を満たすものであると見込まれることを誓いますといったもので、ちょっと中は省略していますけど、その該当部分だけ読ませていただきました。以上です。

○**渡部** そうすると、やはり宣誓書に違反をしている、それが虚偽だったということではないかなというふうに思います。それで、同じようなことが龍ヶ崎でもありました。龍ヶ崎は、昨年の一斉地方選挙のときのことで、やはり当選無効、これは東京高裁ですね、東京高裁でその判断が下されて、最高裁には上告しなかった。だいたいのことは、龍ヶ崎の場合は、行政が、市役所が費用を返還するというのを提訴するという議案が9月の定例会に龍ヶ崎市は出されています。あしたは最終日ですので、あしたその採決がなされますけども、委員会では全会一致でこれは可決をされています。そうすると、恐らく龍ヶ崎の市議会では、費用の返還を求めるよう提訴するという議案が通るのではないかと、具体的にその後裁判になるのではないかと、全くとはいえない、ほとんど柏市と同じような状況なわけです。そうすると、柏市は、行政として今回の事態を受けて、提訴をして報酬、それと政務活動費、その返還を求めるという検討はこれまで一切なされなかったんじゃないでしょうか。

○**次長兼庶務課長** 地方自治法128条によりますと、一部ちょっと割愛させていただきますが、普通地方公共団体の議会の議員は、何条の規定による異議の申出、審査の申立て、訴訟の提起に対する決定、裁決、または判決が確定するまでの間はその職を失わないという条文がございます。このように地方自治法第128条の規定が選挙犯罪による当選無効とそれ以外による当選無効との場合を明確に区分する内容となっている以上は、今回の件については返還を求めることは難しいのではないかと考えてございます。以上です。

○**渡部** そうすると、龍ヶ崎と柏市とで随分行政の対応が私違うなというふうに思いました。費用についても請願者は求めていますので、仮にその報酬と政務活動費をもし計算した場合どのくらいの費用になるというふうに、これは計算ざっくりでもいいですからできるでしょうか、金額。

○**次長兼庶務課長** すみません。ちょっとざっくりとした数字で申し訳ないんですが、1,000万円ちょっと欠ける程度だと思います。以上でございます。

○**渡部** 報酬と、あと政務活動費の返還を請願者は求めています。ですから、金額的には私はもう少し多いんじゃないかなって思いました。それで、2023年の12月12日、これ最高裁の判決が出ています。これまでなかなか報酬などの返還についてはなされてこなかったというか、あまり議論の俎上にのってこなかった。しかし、このとき最高裁の判決というのは、報酬の返還ができるというような裁決だったと思います。やはり今こういう機会にといいですか、これはきちんと議論しておく必要があるというふうに私は感じました。最高裁は、大阪の例です、一、二審の判決を否決をして最高裁で確定したんですけども、その中の文章を読みますと公職選挙法違反の罪を犯した人は、民主主義の根幹である選挙の適正を著しく害した。確定

まで活動していたとしても使途の関係で価値はないというふうにもその判決の内容にありました。ただ、このとき5人の裁判官のうち1人は反対をしたんですけども、一定のルールをつくるだとか、これを議論するとか、こういうことが見逃されてしまうということはやはりよろしくないと思います。確かに刑事罰ではないにしても、公職選挙法に違反をしたわけです。その宣誓書に対して虚偽をしたわけですから、それはやはり公職選挙法違反だというふうに思います。これは、自治省も長い間請求できないという判断に立っていたと思いますけども、新たに最高裁の判決があったわけですから、こういうことが各地で起こっては困るわけです。柏市がどういう対応をするかというのは、私は全国的にも注目されているというふうに思います。やはり厳しい対応が必要だと思うし、そのために私たち議会もきちんとこれは議論をして結論を出さなければいけないことだなんて思います。やはりこういったことはただしていく必要があると思いますし、これはほかの議員に対しての意見にもなりますけども、罪を免れるといいますか、ある程度やはり厳しく対応していくことがこれからこういった事態を生まないということにもつながってくると思いますので、私は請願については14号、15号ともこれは賛成をし、その後柏市がどういう判断をするかというのは、これは分かりません。議会の判断にきちんと従っていただきたいと思いますけども、やはりきちんと議会は厳しい対応をすべきだし、市民の目はかなり厳しいです。こういうことが免れていいのか、議会はこれを見過ごすのか、厳しい目で見ていたのではないかと思いますので、ここはきちんとこれを採択をして、厳しい判断を柏市としても示して、議会としても示していく必要があるのではないかとこのように思います。私は以上です。

○永山 両方重なるところはあるんですが、まず14号のところでお伺いします。この宣誓、言葉が出てきませんが、法律でいうと、失礼します、この宣誓、ごめんなさい、238条ですね、238条で令和2年6月10日総務大臣の通知、都道府県と政令市長、知事と選管委員長宛てではありますが、この通知によるとこの法律の趣旨は住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補することを抑止するということになっていると思います。結果、O氏は自分は住所要件を多分満たしているという認識だったと思います。だからこそいろいろ証拠書類提出したりだったと思いますんで、それを一旦市選管が認めたり、結果として住所要件認められなかったというふうに思いますが、住所要件ってかなり何かいろんな条件で客観的に判断しなきゃいけないので、自分は住所要件満たしていると思っていても、周りから見たら違ったよねというのが今回のパターンだったというふうに考えると、この法の趣旨に、まず238条の法の趣旨には合致しないという考えについて選管としてはどうお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 委員御指摘の令和2年の法改正なんですけども、この法改正の趣旨が令和元年の兵庫県の議会議員選挙を含む地方選挙において、そもそも選挙区に住民票すらない状態で立候補するというのが多発したというのが背景にございます。基本的には、総務省としてはそういったものが多発することによって

無効票が増えるとか、そういったデメリットもあるということで、これを抑止するために公選法を改正したというところが経緯があるということで、そこら辺を踏まえて、法改正がされたというところでございます。

○永山 法改正の趣旨はまさにそのとおりだと思いますが、実際にじゃ柏市が訴えとなったときには、この法に照らし合わせてその要件に合致してしまうよね、だから訴えましようということで訴えの議案とかの手続に入っていくと思うんですけども、現段階においてこの要件は満たしていないという認識なのか、それとも満たしているという認識なのか、その御答弁をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長 ただいま御説明した法の趣旨からすると、当選無効になったから直ちに虚偽宣誓罪に当たるということでは考えてございませんで、あくまで公職候補者になれない者が虚偽の宣誓をしたということが重要であるかということで考えてございます。それに当たっては、O氏については選挙争訟の結果、居住実態がないとして当選無効となったところなんですけども、本市への住民票の転入届を出していたり、柏市内における居住地を確保していると。あと、一定の先ほど委員おっしゃられた居住実態を想定させるような関係書類の提出もされていることから、私どもとしては当初から当選を得られないことを承知の上で立候補したとは言えないということで、虚偽宣誓罪には該当しないということで考えてございます。以上です。

○永山 ありがとうございます。そうすると、すみません、15号のところで、さっき最高裁の判決のお話ありましたが、その中でも、この最高裁の判決そもそも買収でかなり悪質性の高い案件で、民主主義の根幹を脅かす、それはそのとおりだと思います。ただ、自分は住所要件満たしていると思っていたけれども、客観的に見たら満たしていなかったというのは、ちょっとそこのまず根本的な認識が違うのかなというふうに思いますが、それについては選管としてはどうお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 公職選挙法の251条に規定する当選人の選挙犯罪による当選無効というのは、こちらについてはやっぱり重い判断という形になりますので、直ちに無効ということで、当選に遡って無効であるという判断はつくかと思うんですけども、その居住実態についてはそこまでは該当していないので、判断は難しいところですけども、そこまでは至っていないというところでございます。以上でございます。

○永山 ありがとうございます。やっぱりそうすると、最高裁の判決とは前提が少し異なってくるのかなというふうに思います。逆に言うと、かなり悪質性が高いという前提の最高裁判決の中でも、さっき渡部委員からもありましたけれども、やっぱり外形上、市会議員としての活動をしたことが事実として残るということは、これはある程度考慮はしなきゃいけないのかなというふうに思います。その中で、判決にも書いてありますけれども、例えば議会において上記当選人の活動について審議をし、それに基づく議決をすることにより上記当選人に対する不当利得返還請求権を一定程度限定すると書いてあるんですけども、となるとまず返還を求める

とかどうこうの前に、〇氏がこの約1年間どういう活動をしたかということを議論をした上で結論を出さなきゃいけないのかなというふうに私は解釈をしておりますので、そういった審議がなされずに例えば龍ヶ崎、結果として龍ヶ崎は訴えを提起するということになりましたが、龍ヶ崎の元議員の方がどれぐらい活動したかというのもよく分かりませんし、これは一概に一緒にすべきではないというふうに思います。私からは以上です。

○若狭 選挙管理委員会事務局に質問です。今回この議員の資格が遡って取り消された場合で、実際に活動したことに対する対価というのは、これは市の選管としてはどういうふうに考えているのでしょうか。市としてでいいです。選管じゃなくても大丈夫です。

○次長兼庶務課長 一応仮に〇元議員に支払った報酬を不当利得としたとしても、その不当利得が幾らに当たるのか、例えば質問1回すれば幾らなのかという監査は非常に難しく、行政実例としても例えば仮に不当利得だったとしてもその部分は報酬と同じと、均衡していると考えられるというふうにして相殺するのが一般的であるという行政実例がございます。以上です。

○若狭 大阪市の事例で、判決文の中にその裁判官が発言したところをちょっと読みますと、市議会議員の職を失った当選人が市会議員として活動を行っていたとしても価値を有しないものと評価せざるを得ないとあります。その上で補足意見として、賛成の裁判官と反対の裁判官の方が発言されています。市議会議員の職を失った当選人が市会議員として行った活動をどのようにするかがここが問題となっていると。外形上、市議会議員として活動した事実としては残ると。ただ、その性質上、裁判所がこの議員の活動内容に立ち入って、その活動の客観的価値を評価することは困難であると。そして、その上で例えば議会において当選人の活動の評価について審議をして、それに基づく議決をするなど、そういった一定のルールを定めておくことも考えられようと、こういうふうに書いていました。あと、反対した方もたとえ資格を欠いていたとしても、外形上、市議会議員として活動していたことは事実残るので、その論証が尽くされているかについては疑問があるというふうにして反対されています。他の地方公共団体も含め、本判決を機にこうした問題についての議論が尽くされることを期待したいというふうにあります。私は、柏市議会としてもしっかりと議論して、こういった事例今後起きてはならないですけども、そういった意味で市としても報酬全額を返還するのかとか、そういったことも含めて議論をしなければいけないと思っていますので、そういった意味で賛成の立場であります。去年12月の議会で、ちょうど請願に対して賛成17、反対17ってなって、議長裁決で不採択になるという事案がありましたよね。この請願は、結局〇氏がどちらに転んだとしてもその内容に関しては影響はなかったんですけども、こういった1票の差というか、じゃその1票取消しになった議員だけでも、投票した結果はそれはどうなっちゃうのかみたいなのところも含めて、柏市としてしっかり議論を続けていかなければいけないと思っていますので、そういった意味でこの請願14、15には

賛成の立場でありますということでございます。請願に関して私から以上です。

○福元 請願の14、15号について、もう既に皆さんおっしゃっているようなところなんですけれども、すごくこの内容は重たくて、問題提起だなというふうに感じます。ちょっと話あれですけど、最終的にはやはりこういった問題というか、これを受け止めて、しっかりと今後こういったことが起きないように状況をつくっていくということが肝腎だなということで、ルールというのは大事なんですけども、そういったことでやっぱり皆さんで本当に考えていかなければならない。もちろん議会でも考えていかなければならないですし、選管含めて関係者で、皆さんで考えていかなければならないんですが、やはり選挙ですので、ここで言うのもあれなんです、市民の皆さんも投票率が低いとか投票率を上げようとか、そういうのももちろんあるんですが、こういった問題も起きているという、そういったところをしっかりと、選挙、投票したらその場で終わりではなくて、もう1年たったわけなので、やっぱりそういったことで本当に柏市全体で共有しなくちゃいけない重たい内容だなということを感じておりますので、本当にこれを契機にこういったことが起こらないように、そういったことを願いながら申し述べたいところなんですけれども、先ほども永山委員からもあったんですが、あと執行部のほうからもあったんですが、まず14号のところで立候補に関する虚偽宣誓罪の適用で刑事告訴ということであるんですけども、今回の〇氏の件が立候補に関する虚偽宣誓罪の適用になるかどうかというのは、私どものほうでもいろいろ調べてというか、見ていて、公職選挙法238条の2ということで立候補に関する虚偽宣誓罪というところで、先ほど永山委員のほうからも言われましたけど、法の想定しない事案の発生ということで、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するということを言っています。そういったこと、法の想定しないそういった事案の発生を抑止するためということで、令和2年法改正で追加されたということなんです、そういうちょっと悪質というか、そういったことを防ぐということなんです。もう一回繰り返すんですが、住所要件を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補するとここにあります。今回〇氏の状況を振り返りますと、住所要件を満たしていると思っている〇氏が当選したいと思って立候補した。ですので、住所要件を満たしていない者が当選を得られないことを承知の上ではなくて、そんなことは承知しないで、当選できるのではないかと考えて立候補したという状況がありますので、私は虚偽宣誓罪というものには当たらないというふうに理解をしています。住所要件というのが必ずしも判断がはっきりしないというか、悪質かどうかというのは、結果論では今回はそういう結果は出ていますけれども、ただこの虚偽宣誓罪になるかということに関しては、その状況というのは承知しないで本人が立候補したということで私は思っています。それで、それがベースになりまして、14号の状況があって、15号の判断というところにもなると思うんですけども、先ほど庶務課のほうからありましたけれども、こちらは地方自治法の128条というところで、訴訟の提起に対する決定、裁決または判決が確定するまでの間、文章

ありますが、はその職を失わないということで、1年弱ですけれども、実際に活動している姿というか、私たちも見ているので、そういったところでの判断ということになるのかなというふうに思っております。今回〇氏の件はそういうことで、大阪の事例とか龍ヶ崎の状況とかいろいろあると思うんですが、柏の状況を間近で見ていた者として判断したいと思っています。最初に申し述べましたけれども、やっぱりこういったことが起きないということが大事なので、引き続きよろしく願います。以上になります。

○次長兼庶務課長 先ほどの報酬及び政務活動費の件なんですが、報酬と政務活動費を合わせて約970万弱になります。以上でございます。

○塚本 請願15号で先ほど永山委員がおっしゃられたことの確認でもあるんですが、先ほどその前に渡部委員が最高裁の判例の重要性を訴えられました。買収事案で公職選挙法で違反となった候補者の議員報酬の返還を最高裁が認めたということです。ただ、今回の、今回というか、大阪の事件の最高裁判例の先例拘束性としては、永山委員がおっしゃられたように全ての公職選挙法違反の事例で報酬の返還が認められるものではなくて、あくまでも重要な犯罪である買収事案に関して報酬の返還が認められたものと理解しております。そういった意味で龍ヶ崎市がどのような判断されたかちょっと分かりませんが、龍ヶ崎市が仮に提訴して、これで裁判で勝訴した場合は別ですけれども、先ほどの地方自治法128条の条文もありますので、仮に柏市が提訴して敗訴した場合、その敗訴した場合の費用面での訴訟リスクも考えなくてはならないとすると、やはり貴重な市民の税金を勝てるかどうか分からない裁判に費やすというのもどうなのかなという判断がありますけれども、そういった意味で今回訴えを提起した場合に勝訴する見込みというのはどのくらいあるとお考えでしょうか。

○次長兼庶務課長 繰り返しの答弁になりますけれども、地方自治法の128条で大阪の市議、公職選挙法第251条の部分とそれ以外の部分、例えば202条第1項もしくは206条第1項とかなんとか、それ以外のものを明確に分けているということで、それでその間が議員としての職を失わなくなっておまして、仮にそれが不当利得だとしたとしても、その不当利得についてはその間議員として活動している間は柏市も利益を得ていると。その利益は幾らだといった場合、通常は議員の報酬と、勤務と給付が均衡しているということで相殺するのが望ましいということです。これでこちらがもし返還の提起をして、勝つ見込みは厳しいんじゃないのかなと思います。以上でございます。

○塚本 今の執行部の判断はそうですけれども、弁護士の先生の見解というのは求められたんでしょうか。

○次長兼庶務課長 弁護士の先生の見解も承っております。以上です。

○山田 この問題は、大阪のことも、それから龍ヶ崎のことも私は別問題と思っております。それぞれこの柏市に起きたことございまして、それで大阪のほうはこれは買収だとかいろいろ、それで……一応14号、15号でしたっけ、みんな一緒にし

て話しちゃうみたいになっているんですけども、訴追しろとか、それから返還をしろとかいうことでありますけれども、当初は、今それぞれ委員さんからも出たけれども、最初からだますつもりで立候補したのかという、このことでございますよ。そこがやっぱり真剣に私はきちっと手続を踏んで、それから立候補して、それで頑張ったと。人情論なんかも入っちゃうとうまくないんですけど、それで当選をしたと。それで、あとは住所要件についても一応柏市の中では当初は認定されて、大丈夫だと。そしたら、いろいろ訴追をされて、県のほうの判定は駄目だよということだけど、本人はずっと議会活動をしてながらこれに対応したと。私もこれは本人の活動実態を見ていまして、やっぱり一生懸命おやりになっていましたよ。それで、そういう状況を見てみると、本人は相当いろんなことで、これは言っちゃうまけないんでしょうけども、外からいろんなことを言われていましたり、家庭生活なんかめっちゃくちゃになっていましたよ。けども、それでもやっぱり本人は一生懸命、私はうそをついていないと、その一心で市ですずっと立候補して、彼の議員活動なんかの実態を見てみるとやっぱり誠心誠意で柏市でも近隣センターのA IのWi-Fiの問題とか、それからあとはD Xの問題とか、彼の持ち味を十分に発揮していた。つまり誠心誠意性は私は彼に見ておりましたし、それから最後までずっと、これ時間が長くなっちゃうとしようがないんですけども、経過はみんな確認ができていたことけども、彼は裁判最後までやったけども、非常に訴追されて、県のことでございますけれども、ただどうしてもにっちもさっちもいなくなっちゃって、彼は気持ちの中で、違反していない、虚偽していないという気持ちは強く、だけれどもどうにもなくなくなって、彼はその提訴を下ろしたわけで、それで県の確定ができて、それでしかるべき法律に従って市の選管も、それから議会のほうに支障がないように次点の人も当選できたということの運びになっているわけで、それは議会の機能のほうだから。

——そこで、私は彼の誠心誠意議会活動やっているということを見ておったんで、ですから最初からだますつもりで柏市の議員に立候補したということに関しては、私はそこはそれはないんじゃないかと、そういうふうな思いです。

○渡部 私最初のほうに質問しましたので、その後皆さんから出た発言なんかでやっぱりすごく気になるんですね。一生懸命やっていたとか、今家庭のことなんて個人情報やっぱり出しちゃいけないんですよ。じゃ、そういうことで情に流されるみたいな、そんなふうには受け止められちゃうから、個人情報、私はそれはもう言うべきじゃなかったし、できれば撤回したほうがいいとは思いますが、もちろん県の裁決書、もう皆さんも御覧になっていると思いますけども、領収書を偽造していた。銀行A T Mの記録は出さなかった、出せなかったわけですね。自分が全く住所要件問題ないというんだったら、裁判なりも取り下げないで、裁判戦えばいいわけですよ。でも、それをやらなかった。私はやれなかったと思いますよ。そこに何

か活動を1年間一生懸命やっただとか、そういうことではなくて、市民が怒りを持っているのは、そういう虚偽をして、いろいろと偽造もして、そういうことで認められていいのかと。裁判の記録の中でも柏が駄目だったら今度は取手だというものもたしか書いてありました。彼は、柏の前にもいろんなところで立候補しています。それが当選しなかったから柏に来た。船橋で駄目で柏に来て、柏が駄目だったら今度は取手で立候補するつもりだったわけです。そういうのも書いてあります。だから、そういうことを認めていいのか。それで、その間活動をやっていたからということが認められたら、じゃどんな人でもその間は報酬がちゃんと支払われることになったら、裁判で負けたりなんなりするまでの間は、保障されるからということを繰り返すことにもつながりかねない。そういうことをどこかで私は断ち切らなければいけないし、感情論ですとか家庭の状況だとか、1年間やっていた状況を見ていたとか、そういうことではなく、明らかにうそを言っていたという事実はあるわけですから、それを許していいのかということになると思います。そこは、やはりきちんと厳しく判断をすべきだというふうに私は思います。ちょっと意見を付け加えさせていただきます。

○山田 本当にこれは大切な問題で、もし私が個人的なことを持ち出してとか言ったということに関しては、私の語彙、ボキャブラリーの不足のために、それはお許しいただきたい。それが不当な発言であればいつでもおわびして、この件に関しては取り下げますけれども、うそを言っていた事実が、やっぱりそこがどうしても私は見られないんで、そこが分かれ目です。ですから、やっぱりどうしても自分の中では最初から虚偽のだますつもりで立候補したというような、そういういわゆる資格条件の中の宣誓書の問題になりましたんで、たまたまそこを言っているだけで、そこまでしか言えないんですけれどもね。だから、しっかりこれはうそつきだったと立証ができれば、そうすれば私のほうでは、ただ私の中ではそれが捉えられないというふうなことを言っているわけで、どうぞ。

○永山 すみません。ちょっとお二人の議論を聞いていて、少し事実確認だけさせていただきますと思います。領収書の件がありましたが、一般質問の古川議員の中で証拠として足るに至らなかったみたいな表現をされていたと思います。何か偽造とまでは断定していなかったように思うんですが、その辺どうお考えでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長 偽造とまでは県も多分断定はしていないということで、疑われるという気配だと思います。確証的なものは持っていなかったと思います。以上です。

○永山 ありがとうございます。ちょっとその確認でした。あと、渡部委員の発言の中で、確かに家庭のことを出したりとか個人的なことを出したりというのはあまり適切ではないなというふうに私も思いますが、一方で一生懸命という言葉を出して山田委員は使われていましたが、やっぱり無効になったとしても、大阪の判例の中でも外形上、市会議員として活動した事実が残り、それに対して活動の評価について審議をし、それに基づく議決をしようということなので、どうであれ活動したことの

評価というのはすべきだというふうに思います。大阪の場合、買収というかなり重い罪を犯した前提であってもそういうことをしましうって言っているのです、今回のこの〇氏の件に関しても、家庭のことはちょっとあれにしても、どれぐらいの活動をしてきたかということは、評価をするという方もいらっしゃると思います。評価をしないという方もいらっしゃると思います。その議論ができていない段階で結論を出すということはどうなのかなというふうに思っております。私も決して満額が、今まで働いた970万、政務活動費含めて約970万だと思いますが、満額保障されるべきだとも思いませんが、かといって今お伝えしたようなやっぱり活動の評価と
いうのをした上で結論を出すべきだと思うので、逆に今の段階で、今の段階で全額返還を求めるとするのはちょっと時期早尚かなと思います。しっかりと活動の評価をした上で、やっぱり全額返還を求めなきゃねということはあるだと思います。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はございますか。——なければ終結いたします。
これより順次採決いたします。

○委員長 まず、請願14号について採決いたします。
本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。
挙手少数であります。
よって、本件は不採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願15号について採決いたします。
本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。
採択、不採択同数でありますので、委員長裁決により不採択すべきものと決します。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。
次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。

○山田 じゃ、委員長、質疑に進む前にさっきの個人の感情論、言ったやつはそこだけは削除しておいてください。みんなの認定の中でやっぱりそういうのは言うべきではないと私も献策をいただきましたんで、個人的なことは削除しておいて結構です。

○委員長 山田委員より取消しの申出がありましたが、後刻記録を調査の上、措置することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、そのようにいたします。発言については、十分御注意いただきますようお願いいたします。

○委員長 次に、請願第2区分、今期定例会で受理した請願16号、国に対し、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書についてを議題といたします。

本件については、所管する担当部署がないため、各委員の意見があれば、これを許します。

○矢澤 それでは、国に対して刑事訴訟法の再審規定、再審法の改正を求める意見書ですけれども、ぜひ全ての委員の皆さんに採択を求めて意見を言いたいと思います。日本は法治国家でありますから、法律に違反すればもちろん罰せられるし、重大な罪を犯せば死刑というふうなことで、その人を法の下で命を奪ってもいいというふうな形になっています。現実には死刑は執行されているわけです。しかし、その判決に間違いがあると。それが冤罪ということなんですけれども、死刑が執行された後あれ間違っていたんだというんじゃない、これは通らない問題で、実際無実を訴えながら死刑を執行された方もいらっしゃる。再審というのは、間違った有罪判決を、無実の罪を着せられている冤罪被害者を救うために裁判のやり直しを認める制度です。しかし、この刑事訴訟法の再審の規制というのは、現行法ですと19か条しかない。ですから、再審手続の審理の進め方というのは、裁判所とか裁判官によって異なっていて、再審の格差というのはいっぱい出ている。じっくりやるところもあるし、簡単にそれを蹴ってしまうところもある。現実には、再審請求では、一番の問題というのは無実を主張する請求者とか弁護士のほうが新規の新たな証拠とか、その証明するものを提出しなきゃいけないというふうになっていて、しかし証拠というのは大体警察とか検察の手にある。決まりの中に開示しなくちゃいけないというふうなことがないから、公表の義務がないから、無罪の証拠を明らかにするというのは非常に難しい。そのまま有罪が確定することというのが起こっているわけです。ひどいときには、これはドラマじゃないかと思うんだけど、警察が都合な証拠を隠しているということもある。もう一つは、再審決定というのが決まっても、検察側のほうが不服申立てというのをすれば、それができるようになっているんですね。だから、裁判所が再審決定といっても、不服申立てがあればそれを決めるまでなかなか再審というのは進まないのが現状で、解決に時間がかかると。これも変える必要があると私思っています。あした静岡の地方裁判所で58年前に袴田事件ということであったこの再審の裁判の判決が出るということで、死刑と言われた袴田さんに無罪が言い渡されるのはほぼ確実なんですけれども、58年もかかっているんですね、これ。日本の刑事裁判というのは、99%有罪だというふうにも言われているんですけれども、しかしその中でも有罪とされた判決の中で、あしたの袴田さんのように免田事件とか足利事件とか、布川事件とか松山事件とか、まだいっぱいあるんですけど、後日再審裁判で無罪になった人も実際にいるわけですね。58年もかかって、死刑判決が確定して44年間獄中でやってもいない犯罪で犯人にされて、毎日いつ死刑執行されるかということをずっと思いながら獄中生活するというのはどんなもんかって、本当に私は全然分からない世界なんですけども、本当に想像に絶するものだと思います。これは、今全国様々な自治体で論議されてい

て、例えば前の6月議会、千葉市議会では全会一致でこれ採択しています。政党とか会派に関わりなく、全会一致で採択している自治体がどんどん増えているんですね。刑事訴訟法の再審規定を改正することというのは、本当にもう急がれていると思いますので、ぜひ皆さんのこの採択で柏からも刑事訴訟法を変えていこうよという声をぜひ上げていきたいと思うんで、採択に賛成していただければと思います。以上です。

○内田 議題となっている請願第2区分の刑事訴訟法再審規定の改正を求める意見書の提出についてでございますが、請願16号についてでございますが、本意見書の提出を求めて意見を表明してまいります。まず、この請願意見書で最も重要となっていくのは2点論点があると思います。1点目は、証拠開示だと思います。全証拠を開示していくということが必要です。2点目は、検察による不服申立てというのを撤廃していくということが必要ですって私は考えています。1点目の全証拠開示については、やはり時代の要請であるというふうにも思いますし、そもそも証拠が開示されないと、自白をかなり信憑性を持って裁判所も判断してしまうということも警戒されるわけございまして、やはりそこを裏づける証拠というものがないと、私は裁判所は適切に判断できないし、今その証拠もDNA鑑定やほかの鑑定技術も上がっているという状況の中でかなり冤罪を防止する、疑わしきは被告人の利益にというふうにも言いますけれども、冤罪を防止する手がかりがあるのではないかと。私がいろんな冤罪事件の運動に関わっている中でもよく言われていることは、検察は都合によって恣意的に出す証拠と出さない証拠を決めているのではないかという指摘をよくされます。これは人のやることですから、もしかしたら本当にそうなのかもしれません。そうなったときに、やはり法的に整備をして証拠は開示すると。そうすると、自白と照合していくということは必要ですし、また裁判官も証拠が全部開示されることで適切に裁判ができるというふうに思っています。証拠開示は、やはり時代の要請ですし、公平な裁判を行っていくことをさらに強化していくためには全証拠の開示というのは必要です。冤罪事件に関わる市民団体等が言っているような恣意的に証拠が出されないということがあっては私はならないと思うので、これは法律でしっかり決めていくべきと考えます。そして、もう一個の論点でございます検察による不服申立ての禁止というのは、私は裁判を重視するという観点からですと、これは禁止をしていくべきだと思います。不服申立てはなくしたほうがいいと思います。それと、検察と被告人とでは大きくパワーバランスが異なるわけですね。つまり被告も検察も対等な立場で裁判というのが行われなければならないにもかかわらず、再審を申し立てると検察のほうが不服審査を申し立てるということになると、被告人はやはりパワーバランスの中で大きく不利益を受けていると思います。この不利益を解消するためには、やはり再審を早期に解消して、適切な判決を得るということが重要でございますし、その適切な判決を受けるためには裁判を長引かせないという、再審開始までの期間を長引かせないということが重要な論点でございます。そう考えると、検察官は、こちらにも冤罪問題に取り組んでいる

運動体等から言わせると、意図的に再審を起こさせないために不服申立てを行っているのではという疑念も抱かれています。そうした疑念が抱かれないで、裁判というしっかりとした司法の場が尊重されるということを鑑みますと、やはりこの検察官の不服申立てというのは禁止するべきであると思います。この2つの論点を皆さんで理解していただき、私は冤罪事件を防止していくという立場からも重要な意見書となると考えますので、ぜひ本案につきましては皆さんの御賛同もいただき、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書は提出していくべきだというふうに考えています。以上で私の意見表明といたします。

○委員長 ほかに意見はございますか。——なければ終結いたします。
これより採決いたします。

○委員長 請願16号について採決いたします。
本件を採択するに賛成の方の挙手を求めます。
挙手多数であります。
よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。
執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。
この際、お諮りいたします。採択した請願については、執行機関に送付し、その処理の経過と結果の報告を請求することの取扱いは委員長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次回の日程ですが、決算の意見、要望の取りまとめを行うため、10月1日火曜日午前10時より開催いたします。

○委員長 これにて本日の総務市民委員会を閉会いたします。

午後 6時19分閉会